

官報

号外 昭和三十六年三月十七日

第三十八回 衆議院會議録 第十七号(その一)

昭和三十六年三月十七日(金曜日)

議事日程 第十三号

昭和三十六年三月十七日

午後一時開議

第一 森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 果樹農業振興特別措置法案(内閣提出)

第四 科学技術会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

多賀谷眞穂君の故議員渡邊本治君に対する追悼演説

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

日程第三 果樹農業振興特別措置法案(内閣提出)

日程第四 科学技術会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公労協スト対策並びに官紀紊乱に関する緊急質問(長谷川峻君提出)

公労協関係の労働問題に関する緊急質問(小林進君提出)

午後五時二十九分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 御報告いたすことがございます。

議員渡邊本治君は、去る三月十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において、昨十六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は議員五位勲三等渡邊本治君の長逝を哀悼しつつ弔詞を呈させていただきます。

多賀谷眞穂君の故議員渡邊本治君に対する追悼演説

○議長(清瀬一郎君) この際、弔意を表するため、多賀谷眞穂君から発言を求められております。これを許します。多賀谷眞穂君。

〔多賀谷眞穂君登壇〕

○多賀谷眞穂君 ただいま議長から御報告のありました通り、本院議員五位勲三等渡邊本治君は、去る十四日夕刻、病氣のため逝去されました。私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

渡邊さんは、昨年暮れより病にかかり、去る二月初めに入院し、ひたすら加療に努めておられたのであります。が、不幸にも、ついに御本復を見るに至らなかつたのであります。まことに哀惜の情にたえない次第であります。

渡邊さんは、明治三十四年四月、愛媛県西条市に出生されました。生家は農業を営んでおられましたが、十才の年に父君がなくなり、そのため、幼い妹さんをかかえて商店に働き、あるいは銅山に入るなど、人生の辛酸をつぶさに味わわれたのであります。十七才のとき、一家とともに九州に渡り、やがて渡邊さんの第二の故郷となり後には選挙区ともなった筑豊炭田地区に居をかまえ、人生の道を開拓するため、さらにあらゆる苦難と戦った後、大正十四年に中島炭鉱に入社されるに至りました。渡邊さんは、日夜激しい坑内労働に従事しつつ、その志を伸ばすべく強固な意思を持って奮闘努力されたのであります。その間に身をもつて体得した豊かな知識と鋭い感覚とは、よく採鉱技術の急所を把握し、後年経営者として活躍される素地を作られたのであります。(拍手)

昭和十三年には、独立してみずから炭鉱の経営に当たり、一意、事業の発展のために努力を続けられました。ことに、終戦後は、石炭増産の要請にこたえるため、荒廃した炭鉱の再建に、あるいは新しい炭鉱の開発に、なみなみならぬ苦心を重ねられたのであります。かくて、その事業は漸次拡大し、現在では、伊岐須、古月、稲葉等の鉱山を傘下におさめている渡辺炭業株式会社の社長として、また、北九州石炭鉱業会評議員、日本石炭鉱業連合会常任理事として、わが国石炭業界に重きをなしておられたのであります。渡邊さんは、また、小倉硝子工業、伊予製紙等の会社を経営し、地方産業の発展に大いに貢献されました。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その一)

多賀谷良裕君の故議員渡邊本治君に対する追悼演説 原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件 森林 火災保険特別会計法の一部を改正する法律案外一案

二五四

思ふに、渡邊さんは、まことに苦勞人と呼ぶにふさわしいお人柄でありました。もとより強い信念の士でありました。その半面、きわめておだやかな性格で、しかも、広い度量と厚い人情の持ち主であつたのであります。

(拍手) 数年前、日満鉄業の経営が行き詰まり、新屋敷鉄業所を閉鎖するのやむなきに至つたときも、千数百名の従業員が路頭に迷つて心を配して、みずから採算を度外視してその委任経営を引き受け、従業員並びに家族の危急を救つたのであります。(拍手)

また、日ごろ、青少年の訓育や社会福祉事業に深く意を用いておられました。地元福岡県下のみならず、出身地西条市の学校、公民館その他の公共福祉施設等のために喜んで私財を寄付された事例は、実に枚挙にいとまがないほどであります。去る昭和二十八年には紺綬褒章を受け、また、三十二年には福岡県福祉協会の表彰を受けられたことは、渡邊さんがいかに公益のために尽力されたかを雄弁に物語るものと信じます。(拍手)

かくして、地元民の信頼は次第に強まり、去る三十三年の第二十八回総選挙に福岡県第二区から出馬されるや、広く各階層の人々の支持を受けてみごと当選し、さらに、昨年十一月の総選挙にも引き続き栄冠を得られたのであります。

本院においては、渡邊さんは、主として商工委員として、石炭問題に關して、多年の経験と高い識見とを傾けて目ざましい活躍を示されました。中でも、石炭鉄業合理化法改正による近代化資金の創設、炭鉄離職者対策臨時措置法の制定等については、その力によ

るところきわめて大であつたといわねばなりません。(拍手) 渡邊さんは、常に炭鉄従業員と経営者の立場をともに考慮しつつ、国家的見地より大局的な判断を下されたのであります。石炭政策立案の立役者として、与野党を通じて同僚議員の厚い信望を集めておられたのも、けだし当然であると信ずるのであります。(拍手)

また、炭鉄の休廃山により衰退の一路をたどり、数万の失業者を生じ、死の谷、地獄谷と呼ばれる極貧層地域を現出しつつある炭田地帯の振興については、終始、特段の熱意を持って尽力し、また、藤栗新線の建設、石炭被害の復旧等、多くの懸案を解決せられ、地元における渡邊さんの声望はきわめて高かつたのであります。承れば、病床にあつてもなお炭鉄地域振興対策の推進に努力を続け、立法化を心より希望しながら息を引き取られたとのことであります。(拍手)

渡邊さんの本院に在職された期間は、わずか三年に満たなかつたのであります。その間、終始、国政審議に精勵して国会議員の重責を果たし、輝かしい功績を残されたのであります。もとより、石炭問題は、わが国の現在に當面している最も重大な政治問題の一つであります。また、多くの社会的問題を包蔵しているものであります。特に、昨年九月、豊州炭鉄の坑内出水事故により六十七名の犠牲者を出し、その遺体の収容もできないまま、本月に入つて、上清炭鉄において戦後最大の災害が起り、さらに、大辻炭鉄において消防隊が全員遭難するという事故が発生したのであります。この相次ぐ坑内災害の根柢こそ、最も緊急に

して重要なものだと思います。その他炭鉄業に關する数多くの難問を解決することこそ、われわれ政治家に課せられた責務であると信じます。これには、渡邊さんのごとき、炭鉄に生きた、炭鉄業とともに歩んでこられた練達堪能の士に期待するところはなほ大なるものがあつたのであります。(拍手)

私は、渡邊さんとは所属党派こそ異にしてありますが、ともにわが国の石炭鉄業の将来を憂える者として、幾たびか語り合ひ、論じ合つて参りました。今、渡邊さんの長逝にあひ、この機会の永久に失われたことに限りないさびしさを覚えると同時に、本院にとり、国家にとつてきわめて大きな不幸であると痛感するものであります。

(拍手) 渡邊さん自身におかれても、多年の抱負を實現し、政治家としての本領を発揮しようとするときにあたり、にわかに病に倒れたことは、その御心情いかばかりかと拝察する次第であります。

ここに、渡邊さんの事績を回顧し、その風格をしのび、御冥福を心から祈つて、もつて追悼の言葉といたします。(拍手)

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件
議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。内閣から、原子力委員会委員に駒形作次君、西村熊雄君を任命いたしたいので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通

り同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

日程第一 森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議長(清瀬一郎君) 日程第一、森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案、この二案を一括して議題といたします。

右 森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案

森林火災保険特別会計法(昭和十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
森林火災保険特別会計法

第一条中「森林火災保険事業」を「森林火災保険事業」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 内閣は毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第十條中「勅令」を「政令」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業共済再保険特別会計」の下に「森林火災保険特別会計」を加える。

理由

森林火災国営保險法の一部改正により、国営の森林保險事業につき、火災のほか風水害等をあわせて保險事故とするものとなるに伴ひ、森林火災保險特別会計法の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立病院」の下に「及び国立がんセンター」を加え、同条第三項を次のように改める。

2 この法律において「国立病院」又は「国立がんセンター」とは、それぞれ厚生省の附属機関として置かれる国立病院又は国立がんセンターをいう。

第三條中「資産の金額」の下に「及び国立病院特別会計法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第...号)附則第三項の規定により一般会計からこの会計に帰属した資産の金額の合計額」を加える。

第四條中「診療及び病院収入、検査料、手数料及び使用料収入、義し等の売払代金」を「病院収入」に、「業務費、診療及び病院費」を「国立病院及び国立がんセンターの経費」に改め、「義し等の製作費」を削る。

第十四條及び第十五條を次のように改める。

(利益及び損失の処理)
第十四條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつて、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

(剰余金の積立て等)
第十五條 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを剰余金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

第十五條の次に次の一条を加える。
(積立金の運用)
第十五條の二 この会計の積立金は、資金運用部に預託して、運用することができる。

第十七條第三項を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の国立病院特別会計法(以下「新法」という。)の規定は、昭和三十六年度の予算から適用し、昭和三十五年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

3 一般会計所屬の資産で国立がんセンター経営のため必要なものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。
4 改正前の国立病院特別会計法(以下「旧法」という。)第十四條第...

一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年四月一日現在における残高に相当する金額は、新法第十四條の規定による利益の繰越しとみなし、同日におけるこの会計の持越現金の額(旧法第十七條第三項の規定により歳入に繰り入れる金額を除く。)は、新法第十五條の規定による積立金とみなす。

理由
新たに設置される国立がんセンターに係る経理を国立病院特別会計において行なうこととする。ことに、同会計の決算上の剰余金の処分等に関する規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。
〔報告書は会議録に掲載〕

○足立篤郎君 たいだいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。御承知の通り、森林火災保険特別会計は、森林火災国営保険法に基づく国営による森林火災保険事業の経理を一般会計と区分して行なうため、昭和十二年に設置されたものであります。今回、政府は、従来の火災のほか、風

水害等の気象災害をも保険の対象に加えることとし、このため、別途、今国会に森林火災国営保険法の一部を改正する法律案が提出された次第であります。これに対応して、森林火災保険特別会計においても気象災害をも含めた保険経理を行なうこととし、よりとするのが、本改正案の内容であります。

次に、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和三十六年度予算におきまして、政府は、築地の旧海軍軍医学校跡に国立がんセンターを新設することを予定いたしておりますが、その事業内容は国立病院と密接な関係があり、これに伴いまして、この会計の国立病院特別会計において行なうこととし、これに伴いまして、この会計の歳入及び歳出の規定等につきまして所要の改正を行なうとともに、一般会計所屬の資産で、右のがんセンター経営のために必要なものは、この会計に帰属させることとし、その資産の価額約二十四億円はこの会計の基金に加えることとしたしております。なお、この特別会計の決算上の剰余金等の処分に関する規定につきまして、この際、あわせて所要の整備をはかることとしたしております。

以上の両案につきましては、審議の結果、去る十四日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 果樹農業振興特別措置法案(内閣提出)
○議長(清瀬一郎君) 日程第三、果樹農業振興特別措置法案を議題といたします。

果樹農業振興特別措置法案
右
国会に提出する。
昭和三十六年二月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人

(目的)
第一條 この法律は、果実の需要の動向に即応してその生産の安定と拡大を図るため、合理的な果樹園経営の基盤を確立するための措置並びにこれにあわせて果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を定めることにより、果樹農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(果樹の植栽等についての長期見通し等)
第二條 農林大臣は、政令で定めるところにより、果実の需要及び生産の長期の見通しに即して、主要な果樹の種類ごとに、植栽及びそ

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その一) 果樹農業振興特別措置法案

二五六

の果実の生産についての長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 国及び都道府県は、前項の規定により公表された長期見通しに即応し、かつ、必要に応じ地域ごとの特性を考慮して、果樹農業の健全な発展を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(果樹園経営計画)

第三条 次の各号の一に該当する者は、農林省令で定める手続により、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

一 果樹(政令で定める果樹に限る。以下同じ)の集約的な栽培に供される土地(以下「樹園地」といふ。)につき果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者(以下「果樹農業者」といふ。)(二以上が共同してその樹園地における果樹の栽培を計画的かつ効率的に行なうとする場合における当該果樹農業者

二 前号に掲げる果樹農業者が構成員となつて法人

2 前項の果樹園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状
二 樹園地の所在及び面積
三 次に掲げる施設等についての現状及び効率的な果樹園経営を推進するためこれらの施設等に

ついてとるべき措置に関する計画

イ 樹園地

ロ 植栽に係る果樹
ハ 病害虫の防除施設その他果樹の管理のために必要な施設
ニ 選果施設その他果実の収穫、集荷、貯蔵又は販売のために必要な施設

四 果実の生産及び販売の数量に関する計画

五 第三号の措置に関する計画を達成するために必要な資金の額及び調達方法
六 前号の資金のうち農林漁業金融公庫(以下「公庫」といふ。)から借入れを必要とするものがある場合にはその資金の額並びにその使用計画及び償還計画

七 その他農林省令で定める事項
3 第一項の認定の請求は、昭和四十一年三月三十一日までにすることとする。

(都道府県知事の認定)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた旨の請求があつた場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 当該計画に係る樹園地の面積、その集約する度合い及び立地条件が農林省令で定める基準に適合することとなること。
二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基礎の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

三 前条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照らし適当と認められるものであること。

四 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。
五 当該計画に前条第二項第六号の額及び計画が記載されているものについては、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることが必要であつて、他に適当な方法がないこと。

(公庫からの資金の貸付け)

第五条 公庫は、果樹園経営計画(第三条第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く。)につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、この法律及び農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の定めるところにより、当該認定に係る果樹園経営計画に記載された第三条第二項第六号の資金の貸付けを行なうものとする。

2 公庫が前項に規定する者に対し同項の資金のうち果樹の植栽に要する資金の貸付けを行なう場合における貸付金の利率は、年七分以内において公庫が定めるものとする。

3 公庫は、第一項の資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、前条の認定に係る果樹園経営計画を参照して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。(果実等の生産等の状況に関する情報の提供)

第六条 国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、果実及び果実製品(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいふ。以下同じ。)の生産、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するように努めるものとする。

(その他の援助措置)
第七条 国及び都道府県は、前条に規定する措置のほか、果樹園経営計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうよう努めるものとする。

(報告の徴収)
第八条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

(果樹農業振興審議会)
第九条 農林省に果樹農業振興審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、果樹農業の振興に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

2 委員は、前条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。
第十一條 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第十二條 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第九条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。
第十三條 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十四條 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法(昭和三十三年法律第 号)」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」とする。

二五七

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議第十七号(その一) 科学技術會議設置法の一部を改正する法律案外三案

法律案、右四案を一括して議題といたします。

科学技術會議設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

科学技術會議設置法の一部を改正する法律

科学技術會議設置法(昭和三十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「八人」を「十人」に改める。

第六条第一項第六号中「三人」を「五人」に改め、同条第三項中「一人」を「三人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行により新たに任命される議員の任期は、科学技術會議設置法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年九月二十六日までとする。

理由

科学技術會議の機能を強化するため、科学技術會議の議員の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子力委員會設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十日
内閣総理大臣 池田 勇人

原子力委員會設置法の一部を改正する法律

原子力委員會設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の三条を加える。

(原子炉安全専門審査会)

第十四条の二 委員会に、原子炉安全専門審査会(以下「審査会」という)を置く。

2 審査会は、委員長の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十四条の三 審査会は、審査委員三十人以内で組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 学識経験のある者のうちから任命される審査委員の任期は、二年とする。

5 前項の審査委員は、再任されることが出来る。

第十四条の四 審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

原子炉の安全性の確保の重要性にかんがみ、その審査の一層の公正を期するため、原子力委員會に原子炉安全専門審査会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海上保安庁法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

海上保安庁法の一部を改正する法律

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「九海上保安管区」を「十海上保安管区」に改め、同条に次の一項を加える。

運輸大臣は、航路標識の管理その他の業務の円滑な遂行のため特に必要があると認める場合は、海上保安管区の境界附近の区域に関するものに限り、一の管区海上保安本部の所掌事務の一部を他の管区海上保安本部に分掌させることができる。

別表第六海上保安管区の項及び第七海上保安管区の項中「山口市」を削り、同項中「長崎県、熊本県、鹿児島県及び宮崎県」を「及び長崎県」に改め、同表中第九海上保安管区の項の次に次の一項を加える。

熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域並びにその沿岸水域

第十海上保安管区 鹿児島県 第十管区海上保安本部

附則

この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

理由

九州方面の海上保安業務を充実するため、南九州方面を区域とする第十海上保安管区を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「港湾建設局(第四十六條第五十條)」を「港湾建設局等(第四十六條第五十條の二)」に改める。

第四條第一項第四十四号の十五の次に次の一号を加える。

第四十四の十六 ユースホステルセンターを設置し、及び運営すること。

第二十八條の第三号中「通訳案内業」を「旅行あつせん業及び通訳案内業」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 ユースホステルセンターに関すること。

第十海上保安管区 鹿児島県 第十管区海上保安本部

第二十九條及び第三十四條(見出しを含む)中「海技専門学院」を「海技大学校」に改める。

第三十七條第二項の表中「高浜海員学校」を「愛知県碧海郡高浜町」を

「清水海員学校」清水市に改める。

第三十八條第三項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第三十九條に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、本省に、地方支分部局として、臨時に伊勢湾港湾建設部を置く。

第二章第四節第二款の款名を次のように改める。

第二款 港湾建設局等
第四十七條の表中「三重県 愛知県」を削る。

第二章第四節第二款中第五十條の次に次の一條を加える。

(伊勢湾港湾建設部)
第五十條の二 伊勢湾港湾建設部は、名古屋市内に置き、その管轄区域は、愛知県及び三重県の区域とする。

2 伊勢湾港湾建設部に、次長一人を置く。

3 第四十六條、第四十八條第二項、第四十九條及び前条の規定は、伊勢湾港湾建設部について準用する。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第三十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

伊勢湾方面の港湾の整備を促進するため臨時に伊勢湾港湾建設部を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 たいだいま議題となりました四法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の要旨について御説明申し上げます。

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案は、科学技術会議の機能を一段と強化するため、議員の定数を二人増加して五人とし、うち三人を非常勤とするものであります。

次に、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案は、原子力委員会に原子炉安全専門審査会を置き、原子炉の安全性確保について調査審議し、その万全を期せようとするものであります。

次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、海技専門学院を海技大学校に、高浜海員学校を清水海

員学校にそれぞれ改めることであり、第二は、自動車審議会の存続期限を一年延長することであり、第三は、臨時に伊勢湾港湾建設部を設置することであり、第四は、大津市に国立ユースホステルセンターを設置し、これを運営することであり、第五は、海上保安庁法の一部を改正する法律案は、九州方面の海上保安業務を充実するため第十海上保安管区を新設するほか、所要の改正を行なうものであります。

最後に、海上保安庁法の一部を改正する法律案は、九州方面の海上保安業務を充実するため第十海上保安管区を新設するほか、所要の改正を行なうものであります。

以上四法案は、内閣委員会において慎重審議を行なった後、いずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

なお、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、民社三党共同提案にかかる附帯決議案が石山委員より提出せられ、これまた全会一致の議決を見たのであります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 四案を一括して採決いたします。

四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、四案は委員長報告の通り可決いたしました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一五二人」を「一、一八〇人」に改める。

第二条中「二万四千十三人」を「二万三千三百七十七人(うち千四百十二人は、検察審査会に勤務する職員とする。)」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「通じて五百四十人」を削る。

第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。法務委員長池田清志君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔池田清志君登壇〕

○池田清志君 たいだいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、裁判の一審強化をはかる方策の一環として、地方裁判所判事を二十八人、裁判所書記官を四十人増員し、第二に、少年の保護事件が急増する最近の傾向にかんがみ、家庭裁判所調査官を三十人増員し、第三に、裁判所における定員外職員の処遇の改善をはかるため、これら職員のうち二百二十四人を、新たに裁判所職員定員法による裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れようとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、二月二十二日本案が付託せられて以来、慎重審議を重ねましたが、その質疑の詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決

に付しましたところ、本案は多数をもって政府原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和三十六年二月七日

内閣総理大臣 池田 勇人

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、本邦からブラジル合衆国への移住の発展促進を図るため、昭和十五年十一月十四日にリオ・デ・ジャネイロ市で、移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定に署名調印した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定
日本国政府及びブラジル合衆国政府は、
移住に関する両国間の協力を調整し、及びそれぞれの利益に合致する形で移住を組織化することが必要であることを確信し、また、
日本人の技術及び労力の活用によるブラジル合衆国の経済開発を目的

とし、かつ、国際協力の精神に基づいた適切な政策を実施することが両国を結ぶ伝統的な友好のきずなを強化することとなることを自覚して、この移住及び植民に関する協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

ブラジル合衆国駐在特命全権大使 安東 義良
ブラジル合衆国共和国大統領領外務大臣 オラシオ・ラファエル

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

目的

第一条 この協定は、両国間の移住及び植民の問題を実際的に、迅速に、かつ、効果的に解決するため、両締約国の努力を結集してブラジル合衆国への日本人の移住の流れを指導し、組織化し、かつ、規制することを目的とする。

第二条

ブラジル合衆国への日本人の移住は、計画移住であると自由移住であるとを問わず、この協定の規定に従い、両締約国のすべての援助及び保護を受ける。

自由移住

第三条

自由移住とは、移住者の自由な発意及び経費負担により、単独で又は

一家族若しくは二以上の家族の集合による集団で行なわれる移住であり、この移住は、それぞれの国の現行の關係一般法令の規定に完全に従つて行なわれるものとする。

第四条

両締約国は、ブラジル合衆国への日本人の自由移住を促進し、かつ、容易にするため、取極を行なうことができる。

第五条

ブラジル合衆国政府は、第四条にいう取極が行なわれない間は、適当な二人の立会人によつて正当に証明されたか又は一人の公証人の面前で作成された雇用契約に基づく仕事をブラジル合衆国の法令の範囲内で行なう意図をもつてブラジル合衆国に定住することを希望する日本人に対し、自由移住に関する規則に従い、永住査証を付与する。

第六条

両締約国は、ブラジル合衆国への日本人の自由移住を促進するため、現行の法令の範囲内で、移住希望者の指針となるあらゆる情報を提供し、かつ、これらの者の利益となるあらゆる便宜を供与することを約束する。

計画移住

第七条

計画移住は、両締約国の合意により作成された計画に基づき、両締約国の責任の下に行なわれる。

第八条

計画移住の量は、ブラジル合衆国の移住政策における自由の原則に基づき、日本国の移住者送出的可能性

とブラジル合衆国の労働市場の必要性とを照らし合わせ、かつ、配置の実際の見通しに従つて決定される。

第九条

ブラジル合衆国への日本人の計画移住は、家族を同伴するとしないうとを問わず、次の種類の者の移住とする。

(a) 農業者、農業労働者、家畜飼育者、一般農林人、農畜産技能者並びに農村産業及びこれに関連する分野の専門的技術者で、直ちに土地所有者とならないうとを問わず、定住する意図をもつて移住するもの

(b) 農業者、農業労働者又は農畜産技能者の協会又は協同組合で、土地所有者とならないうとを問わず、ブラジル合衆国にすでに存在しているか又は新たに設立する農場、農畜産企業又は計画植民地で就労する意図をもつて集団的に移住するもの

(c) 技術者、工芸者、専門的技術者及び諸職業の専門家で、ブラジル合衆国の労働市場の必要性及び關係法令の要件に合致するもの

(d) ブラジル合衆国の経済開発に有益である工業的又は技術的性質の事業単位又は企業で、同国の権限のある機関があらかじめ承認するもの

第十条

計画移住の制度によりブラジル合衆国に定住する日本人移住者は、この協定に定めているか又は両政府間の特別の取極により認められることがある便宜を与えられる。

第二六〇

第十一條

日本国政府は、ブラジル合衆国に定住しようとする移住者に対し、日本国の経済条件が許す限り、次の財産を携行することを許可する。

(a) 農業者、農畜産技能者及び農村産業の専門的技術者については、農業用の機具、道具及び機械（トラクター及び農畜産物加工用機械を含む。）

(b) 技術上又は経済上有益な選択された動植物の種苗

(c) 工芸者及び専門的技術者については、その職業用具

第十二條

ブラジル合衆国政府は、第十一條に掲げる財産について、事前許可制及び輸入税、消費税、通関手数料その他ブラジル合衆国への輸入について課される課徴金を免除する。

前記の特典は、移住者の活動の初期において絶對的に必要であり、かつ、その職種と経済状態とに相応した數量の財産のみに与えられる。この條の規定による免除を受けた財産は、そのブラジル合衆国への輸入の時から二年を経過した後でなければ売却することができない。

募集及び選考

第十三條

日本国の権限のある当局は、第九条に定める種類でブラジル合衆国政府が提供する情報に合致するものに従い、計画移住者の募集及び予備選考を行ない、並びに確定選考に必要な事項を記載した候補者名簿を作成する。

日本国政府は、必要な場合には、いずれかの団体又は機関を指定し

て、この条に定める募集及び予備選考を行なうことができる。

第十四条

ブラジル合衆国の当局は、第十三条の規定に従つて募集され、予備選考を経た候補者で、移住及び植民に関するブラジル合衆国の現行の法令の要件並びに選考のために定められた基準に合致するものの中から、日本国の当局の協力を得て、計画移住者を確定的に選抜する。

確定選考は、乗船港の附近その他の適当な場所、能率的な方法で実施される。

日本国政府は、必要な場合には、いずれかの団体又は機関を指定して、ブラジル合衆国政府が行なう確定選考に協力させることができる。

第十五条

日本国にあるブラジル合衆国の領事官は、移住者に対し、その者が第十四条にいう法令の要件に合致していることを確認した後、ブラジル合衆国への入国の査証を付与する。

日本国政府は、移住者に対し、ブラジル合衆国向けの乗船に先立ち、及び可能なときは旅行中に、ポルトガル語の知識を与えるようにあらゆる努力を払わなければならない。

第十六条

日本国政府は、ブラジル合衆国の領事官取得した計画移住者の自由な乗船及びブラジル合衆国に持ち込むことを認められた財産の自由な輸送に必要な便宜を与える。

第十七条

日本国政府又は同政府が特に指定する団体は、計画移住者及びその財

産の日本国からブラジル合衆国の上陸港までの輸送並びに旅行中の移住者に対する援助について、予算の範囲内で責任を負う。

第十八条

移住者の海路又は空路による輸送は、当該事項に関する現行の法令又は協定に従つて行なわれる。

第十九条

ブラジル合衆国政府は、計画移住者が上陸した後最終目的地に至るまで、次の事項について責任を負う。

(a) 出迎え、宿舍の提供、給食及び医療衛生上の援助

(b) 移住者の財産の通関及び保管

(c) 移住者及びその財産の最終目的地までの輸送

(d) 動物の畜舎への収容及び獣医上の援助

上陸予定港、移住者団の到着日程の確定その他の事項に関する個々の問題については、日本国の当局とブラジル合衆国の当局との間又は両国の当局と関係実施団体との間で、各別に取り決める。

ブラジル合衆国の領域への入国に際して行なわれる移住者及びその財産の検査は、関係法令に従つて行なわれる。もつとも、財産については、第十二条の規定が守られるものとする。

ブラジル合衆国政府が希望するときは、いずれか一方の締約国が指定する団体は、この条に定める事項について、補助的に同政府に協力することができる。

第二十条

第十九条の規定に基づきブラジル合衆国政府が負う責任は、移住者及びその財産を最終目的地に配置した時に終了する。ただし、第二十一条の場合には、この限りでない。

第二十一条

最終目的地において受け入れられた移住者又は農業上若しくは工業上の職務の正常な提供を開始した移住者は、配置されたものと認める。

ブラジル合衆国政府は、移住者の到着の後一年以内は、第四十三条に定める混合委員会の意見を聴取した上で、配置換え並びに移住者及びその家族に対する援助の請求に応ずることができる。

第二十二条

両締約国は、ブラジル合衆国への日本人の植民的移住の実施を容易にする行政上、技術上及び財政上の措置を執ることににより、この移住を促進するように努力する。

第二十三条

日本人の植民的移住は、農村特有の活動の遂行のため植民者を土地に定着させることをその主たる目的とし、この移住は、ブラジル合衆国政府が作成する移住及び植民に関する一般指導計画に従い、ブラジル合衆国の発展及び日本人植民者の繁栄に最も適切なブラジル合衆国の領域内の地域において実施される。

第二十四条

両締約国は、土地所有者であるかないかを問わず、公的又は私的の発意に応じて農村地帯に定住し、又は定着して、農村特有の活動を行なうすべての農業者を植民者と認める。

第二十五条

農村地帯とは、住民が農村特有の活動に従事しており、かつ、農業生産に経済的に依存している地域をいう。

第二十六条

第九条(a)及び(b)に掲げる種類の移住者の定着は、第二十三条の規定に従つて行なわれるものとする。

第二十七条

配置の日から三年の期間が満了する前にブラジル合衆国の権限のある当局の特別の許可を得ないで農村地帯を去つた植民者は、この協定が植民者に与えることを定めた利益を受けることができなくなる。

さらに、農村地帯における植民者に職業上の能力がないことがその定住の日から少なくとも三年の期間内に認められたときは、ブラジル合衆国政府は、その植民者について、この協定に定める責任から解放されるものと了解される。

第二十八条

計画移住の制度によりブラジル合衆国に定住する日本人移住者は、第二十三条及び第二十六条の規定に従い、公的計画植民地又は私的発意に基づく計画植民地に入植することを認められる。

第二十九条

日本人植民者の定住に必要な土地は、ブラジル合衆国の連邦政府及び州政府並びに個人（現行の法令に従つて組織された私的団体を含む）が購入することができる。

第三十条

第九条(a)及び(b)に掲げる種類の移住者が購入する土地が連邦政府又は

州政府の所有地であるときは、売却の単位価格は、取引時における当該地方の現行の価格以上であつてはならない。

第三十一条

州政府及び地方公共団体の当局による土地の低額譲渡の場合には、その価格は、それぞれの法令に基づいて定められるものとし、連邦政府は、その価格が評価の地方的条件の範囲内において最低価格となるようにあつせんすることを約束する。

第三十二条

連邦政府は、州政府及び地方公共団体の当局と交渉して、日本人植民者が分割農地に入植した後最初の三年の間、その分割農地、農作物、乗用車、生産物の運搬用の車両、生産物の加工施設及び生産物の販売に対して現に課されているか又は将来課されることのあるすべての租税その他の課税金（地租並びに全額支払済みの分割農地の譲渡及び相続に対する租税を含む）が免除されるように努力する。

第三十三条

教育、医療及び厚生に関する援助は、ブラジル合衆国の権限のある当局が行なう。

両締約国が正当に認める団体は、日本人植民者が入植した各植民地において、植民者に対して医療に関する援助を行なうことができ、また、教師がブラジル合衆国の国籍及び法律に基づく正規の資格を有することを条件として、初等教育に関する援助を例外的に行なうことができる。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その一) 移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十四条

ブラジル合衆国政府は、この協定の目的を達成するため、州政府と交渉して、日本人植民者が入植した計画植民地に至る道路及び、可能なときは、分割地に通ずる道路が当該州政府の負担により建設されるよう努力する。

第三十五条

ブラジル合衆国政府は、日本人植民者が入植した地域における熱帯地特有の農法に特に留意し、また、必要となるときはいつでも、この農法のための試験農場を、要請のあるときは日本国政府の協力を得て、設立する。

第三十六条

両締約国は、農業技術、獣医及び農牧監督である日本人及びブラジル人の技術者を指名し、ブラジル合衆国の権限のある当局はこれらの者を契約によつて採用することができ

融資及び援助

第三十七条

両締約国は、移住者、協同組合及び正当に認められた団体に対し、金融機関による融資についての便宜を与える。

この条に定める融資が農業及び牧畜業の開始及び助成を目的とするときは、当該融資は、金融機関があらかじめ承認する個別の計画に従つて行なわれる。

第三十八条

ブラジル合衆国における植民者の活動の初期における生活を保証するため、日本国政府は、各家族がその到着後最初の六箇月間の生活維持に必要な額の外貨を携行するよう努力する。

第三十九条

両締約国は、日本人植民者の土地への定着を促進することを主たる目的として、特に指定した団体を通じて、日本人植民者に財政的援助を与えることができる。

ブラジル合衆国政府は、日本国政府の財政的援助の供与に対し、租税上のいかなる負担をも免除する。

第四十条

この協定に定める混合委員会は、適当なときはいつでも、この章に定める融資又は援助の必要性について検討する。

保険

第四十一条

両締約国は、日本人移住者に対し、ブラジルの最終目的地までの旅行中に死亡し、又は偶発的な事故により損害を受けた場合に日本人移住者又はその家族のために金銭の給付が保証されるように、適当な保険を利用することを勧奨する。

混合委員会

第四十二条

両締約国は、日本人移住者が、植民活動の遂行に際し、農業保険の分野で自然現象に基づく偶発的な危険及び失敗について保険を行なうことを業とするブラジル合衆国の企業と農業保険契約を締結することを勧奨する。

第四十三条

日本人の技術及び労力をブラジル合衆国の経済開発に活用しようとするこの協定の高度の企図を実際効果的に実現するため、日本国政府及びブラジル合衆国政府が三人ずつ任命する六人の代表者からなる混合委員会を設置する。

第四十四条

混合委員会の日本国の代表者は、日本国政府が任命し、ブラジル合衆国の代表者は、外務省、移住民院及び移住民院審議会がそれぞれ一人ずつ指名する。各締約国は、適当と認めるときはいつでも、自国の代表者の一人を首席代表に任命することができる。

前記の代表者のほかに、各代表団につき三人をこえない技術顧問を任命することができる。

混合委員会の所在地は、ブラジル合衆国の首都とする。同委員会は、この協定の実施のための必要に応じ、日本国及びブラジル合衆国の領域内のいかなる場所においても会合することができる。

第四十五条

混合委員会は、定期的会合のほか、一方の代表団の要請により、臨時に招集される。

第四十六条

混合委員会は、同委員会に認められた権限を一層よく遂行するため、実施事務局を設ける。

混合委員会を構成する代表者、技術顧問及び実施事務局員の報酬は、これらの者を任用する各政府の負担とし、同委員会の設置及び運営に要するその他の経費は、両政府が共同して負担する。

第四十七条

混合委員会は、いずれの国においても、常に両政府の権限のある機関と緊密に協力して行動し、次の主たる権限を有するものとする。

- (a) この協定、特に第七条に定める計画の十分な実施のため必要な基準、勧告及び行政上の措置を移住及び植民の問題について権限のある両政府の機関に提案すること。
- (b) 第九条にいう計画移住について第八条の規定に従つて決定される量を毎年提案すること。
- (c) 第二十三条にいう最も適切な地域の範囲を提案すること。
- (d) 第三十三条に定める援助の実施に必要な措置を執るようブラジル合衆国政府に勧告し、及び同条第二項の場合について関係団体が援助を行なう条件を備えているかどうかを審査すること。
- (e) 第三十六条第二項の規定に従い、意見を求められたときは、移住者の帰国に関し意見を述べること。

第四十八条

混合委員会は、同委員会に付託されたいすれかの問題について満足すべき決定を行なうことができなかったときは、その問題を両政府に提出し、両政府は、これを外交上の経路を通じて解決するものとする。

改正

第四十九条

両締約国は、それぞれの又は混合委員会の発意により、この協定又はこの協定に基づく取極について、その実施及び経験の示すところから従い、これを改善して現実に即したものとするように改正することが適当であるかどうかを検討するため、定期的に協議する。

発効及び廃案

第五十条

この協定は、各締約国の憲法上の手続を完了した後批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日

第三十八条第二項にいう金額を定めること。

(g) この協定の適用について生ずる疑問を解き、及び意見の対立を調整すること。

(h) 委員会の運営に関する規則を定めること。

(i) 両政府間の合意に基づいて付託されたその他の問題を取り扱うこと。

混合委員会は、この協定の十分な実施のため必要と認めるすべてのことを両締約国に勧告することができ

第四十八条

混合委員会は、同委員会に付託されたいすれかの問題について満足すべき決定を行なうことができなかったときは、その問題を両政府に提出し、両政府は、これを外交上の経路を通じて解決するものとする。

改正

第四十九条

両締約国は、それぞれの又は混合委員会の発意により、この協定又はこの協定に基づく取極について、その実施及び経験の示すところから従い、これを改善して現実に即したものとするように改正することが適当であるかどうかを検討するため、定期的に協議する。

発効及び廃案

第五十条

この協定は、各締約国の憲法上の手続を完了した後批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日

に効力を生じ、いずれか一方の締約国により一年の予告をもつて廢棄されない限り、引き続き効力を有する。

廢棄は、それ以前に執られた具體的措置、実施中の事業又は前記の予告が行なわれた日にすでにこの協定に基づいて負っている約束にはいかなる形においても影響を与えず、これらの措置、事業及び約束は、完了するまで繼續される。

以上の証拠として、各全權委員は、この協定に署名調印した。

千九百六十年十一月十四日にリオ・デ・ジャネイロ市で、日本語及びポルトガル語により本書二通を作成した。

日本国のために

安東義良

ブラジル合衆国のために

オラシオ・ラフエール

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。外務委員長堀内一雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔堀内一雄君登壇〕

○堀内一雄君 ただいま議題となりました移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

ブラジルは、わが国にとりましては最大の移住者受け入れ国でありまして、すでに戦前において十八万六千、戦後においても三万七千の移住者を出してあります。かつ、これらの移住者及びその子孫は農業その他の分野において目ざましい活躍をいたしておりますが、ブラジル移住の発展のため、また、移住者がブラジルにおいて十分な援助と保護とを与えられるための移住協定が必要であるので、これが締結を特に望まれておりました次第であります。

一方、ブラジルにおける対日感情はおおむね良好であるといえ、世界大戦の影響をこうむり、ブラジルの一部におきましては、日本人移住者に対する不信、警戒の念も根強く存在し、協定締結の障害をなしておりました。また、昭和二十九年のサンパウロ四百年祭、三十三年の日本人移住五十年祭等も行なわれ、ブラジルの経済開発に果たした日本人移住者の役割がブラジル朝野の人々に強く認識されたので、この好機をとらえ、両国政府は移住協定締結の交渉を開始いたしました。交渉は二年有余にわたりましたが、ついに妥結を見まして、昨年十一月十四日にリオ・デ・ジャネイロにおいて協定の署名調印を了しました。

この協定は、五十カ条にわたる詳細な規定を含み、わが国としては最初の総合的な移住協定であります。その条項の大部分は計画移住に関するものであります。すなわち、計画移住とは、ブラジル国の経済開発に資するものとしてブラジルの当局が積極的に介入し、援助を与え、計画的に行なわれる移住でありまして、一般の移住、いわゆる

自由移住と著しく異なるものであります。

協定の要点をあげますれば、第一に、計画移住は、従来ブラジルの側の一方的措置によつたものと異なり、日伯双方の政府が合意の上作成する計画に基づいて行なわれることであります。また、自由移住についても、両国はその促進に努力することを約束しております。

第二に、移住者に対する両国政府の援助の措置が協定上の義務として約束されることとあります。ことに、計画移住者については、ブラジルの上陸後、目的地に配置されるまでの間の宿泊、給食、輸送等がブラジル当局の責任として規定され、また、携行する職業用具等は無税通関を許されます。なかなく、農業関係の計画移住者で、ブラジル国の植民計画に基づいて移住する者、すなわち、植民者に対しては、これら援助のほか、土地の取得、地方税の免除、道路の建設、試験場の設置等に関するブラジル側の援助が規定されております。

第三に、工業技術関係の移住が計画移住として行なわれ得ることとあります。この種の移住は、従来は自由移住としてのみ行なわれていたものであります。

本件は、二月七日外務委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、三月十七日討論に入り、日本社会党田原春次君から本件に対する賛成の意が表明せられ、直ちに採決を行ない、本件は全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

なお、本件に関し、田原君の討論中において、次の政府に対する要望決議案が提出されました。すなわち、

政府は本協定発効後において国内の諸態勢を整備し次の諸点に留意し、もつて大量移住の促進に努力するよう強く要望する。

一、国内における海外移住の啓蒙宣伝を強化拡大すること。

二、海外移住後における独立営農資金、漁民自営資金、中小企業者の設備及び運転資金等の融資手続に關し、その簡素化をはかることとに、これら中小業者への援助を強化すること。

三、移住行政に関する基本的な法制を樹立すること。

本決議案は、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)、右三案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案(本号(その二)に掲載)

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、外二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外二案

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正は、中小所得者を中心とした負担の軽減等を主眼とした所要の改正を行なうとするものであります。すなわち、配偶者については、新たに配偶者控除を設けて、基礎控除と同額の九万円の控除を行なうとともに、扶養控除についても、その控除額に年令差を設け、満十五才以上の扶養親族についての控除額を現行三万円から五万円に引き上げることとし、事業所得者については、専従者控除を拡充し、青色申告者の場合、現行の八万円を改正して、年令が二十五才以上であるときは十二万円、二十五才未満であるときは九万円に引き上げることとし、新たに、白色申告者の場合も、家族専従者一人につき七万円の控除を認めることとし、給与所得者については、給与の収入金額から新たに一万円の定額控除を行ない、その残額について四十万円まで二〇%、四十万円超一〇%、最高十二万円の控除を行なうとともに、税率につきまして、課税所得七十万円以下の税率の軽減をはかつておられます。この結果、給与所得者の標準家族の場合、非課税限度が、現行の約三十三万円から三十九万円程度までに引き上げられることとなっております。

次に、退職所得の特別控除額について、現行の百万円の控除限度額を廃止し、現行の年令及び勤続年数に應ずる控除が無制限に与えられることとなっております。

さらに、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象からはずして脱税を防止することともに、配当所得または趣味、娯楽等に伴う所得の計算上生じた損失については他の所得との通算を認めないこととし、原積料等の源泉徴収の税率を一〇%に統一すること等の合理化をはかることとするものであります。

なお、今回の所得税軽減は本年一月一日より効果が及ぶために、給与所得、退職所得に対する源泉徴収の軽減につきましては、前国会において特例法を設けて、すでに実施している次第であります。

以上の改正による所得税の減収額は、本年度において約六百三十億円と見込まれております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の法人税法の改正は、主として同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化のための改正を行なうとするものであります。すなわち、毎期の留保所得から毎事業年度の所得の一〇%相当額が、年五十万円か、いすれか多い金額を控除した金額を課税留保所得とするにとともに、その課税留保所得のうち、年三千万円をこえる金額に対する税率を一五%、年一億円をこえる金額に対する税率を二〇%にする等の措置であります。

なお、その事業年度終了の日における積立金額と当該事業年度の留保所得との合計額が期末資本金の四分の一相当額に達するまでは、従来通り留保所得に対する課税をしないこととしております。

得の計算上生じた損失については他の所得との通算を認めないこととし、原積料等の源泉徴収の税率を一〇%に統一すること等の合理化をはかることとするものであります。

なお、今回の所得税軽減は本年一月一日より効果が及ぶために、給与所得、退職所得に対する源泉徴収の軽減につきましては、前国会において特例法を設けて、すでに実施している次第であります。

以上の改正による所得税の減収額は、本年度において約六百三十億円と見込まれております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の法人税法の改正は、主として同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化のための改正を行なうとするものであります。すなわち、毎期の留保所得から毎事業年度の所得の一〇%相当額が、年五十万円か、いすれか多い金額を控除した金額を課税留保所得とするにとともに、その課税留保所得のうち、年三千万円をこえる金額に対する税率を一五%、年一億円をこえる金額に対する税率を二〇%にする等の措置であります。

なお、その事業年度終了の日における積立金額と当該事業年度の留保所得との合計額が期末資本金の四分の一相当額に達するまでは、従来通り留保所得に対する課税をしないこととしております。

以上の改正による減収額は、本年度約二十七億円を見込まれております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな内容は次の諸点であります。

まず、第一は、配当課税の特例措置については、法人利益のうち、支払い配当に対する法人税について、現行の基本税率三八%を二八%に引き下げるほか、所得年二百万円以下の部分に対する三三%の税率を二四%に、農業協同組合等の特別法人に対する二八%の税率を二〇%に、それぞれ引き下げることをいたしております。

なお、個人の配当控除の現行二〇%を一五%に引き下げ、また、法人間配当の益金不計算の取り扱いについて、当の益金を不計算に算入する等の措置を講じようとするものであります。

次に、現在、預貯金等の利子所得については、他の所得と区分して一〇%の税率により所得税を課税することといたしておりますが、なお一年間その適用期限を延長するほか、配当所得につきまして、一〇%の軽減税率による源泉徴収の特例を、利子所得と同様、なお一年間延長しようとするものであります。

次に、特別償却制度の改正については、現行の合理化機械等の初年度二分の一特別償却制度、並びに重要機械及び共同事業用機械等の三年間五割増し特別償却制度を廃止し、これらにかえて、新たに取得価額の三分の一を初年度普通償却の別ワクとして認める特別償却を設けようとするものであります。

なお、この適用対象に、特に中小企業用機械等を中心としたものを加えることとし、さらに、この制度により特別償却額があまり過大とならないよう、一定の法人について制限を新たに設けることといたしております。

また、試験研究用機械設備等の特別償却については、現行の償却方法を改めて、普通償却のほか、初年度三分の一の別ワクとして特別償却を認める制度とし、耐用年数の改定と相俟って、実質的に償却方法の改善をはかることとするものであります。

さらに、探鉱用機械設備、鉱業用坑道及び造林費等の特別償却制度については、その適用期限を三年間延長することといたしております。

次に、価格変動準備金制度の改正であります。価格変動準備金制度は、国際商品等で、価格変動の大きい商品を除き、現行の積立率を二五%程度引き下げるなど、制度の合理化をはかることとするものであります。

次に、輸出所得に対する特別控除制度の改正であります。最近の情勢にかんがみ、割増し控除を廃止し、輸出所得の特別控除の制度そのものは、なお三年間適用期限を延長することといたしております。また、重要外国技術の使用料に対する課税の特例につきまして、一五%の軽減税率で、なお二年間適用期限を延長しようとするものであります。

次に、土地収用法の適用のある場合等の譲渡所得課税の特例について、課税の繰り延べが認められる代替資産の範囲の拡張、その取得期限の延長等について所要の改正を行なうとともに、居住用財産の譲渡所得がある場合、控除額を、現行の十五万円から原則として五十万円に引き上げることといたしております。

次に、交際費課税の特例について、現行の資本金一千万円以上の法人の支出交際費についての損金算入を制限する制度を若干強化して、企業の支出交際費のうち、一定の基礎控除額をこえる金額の二〇%を損金に算入しない制度に改め、なお三年間適用期限を延長しようとするものであります。その他、航空機の乗客に対する通行税の軽減措置、増資登録税の軽減措置について、それぞれ三年間適用期限を延長する等、所要の改正を行なうこととしております。

今回の税制改正によるいわゆる特別措置の増減収額は、本年度において増収約四百一十一億円、減収約二十三億円、差し引き増収額約百十八億円を見込んでおり、そのほか、配当課税の改正で約百二億円の減税を見込んでおります。

以上三法律案は、審議の結果、本日質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して辻原委員より、三法案に対して反対の旨、また、民主社会党を代表して井堀委員より、所得税法及び租税特別措置法の改正案に対して反対、法人税法の改正案については賛成の旨、それぞれ意見が述べられました。次いで、採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田晴松君) 討論の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

「平岡忠次郎君登壇」

○平岡忠次郎君 私は、ただいま上程されました、政府提出の所得税法の一

部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に對し、日本社会党を代表して反対の意思を表明せんとするものであります。

(拍手)

最近、ちまたには、今年は農家や中小企業者や低所得者に油断のならない年になりそうだといううわさが盛んに行なわれております。それはどういふことかといふ事は、油田内閣のいう経済成長率九分は期待できなくなるのではないかと、もしそうだとすると、すでに決定見込みを見た大予算をまかなうための増徴のしわ寄せが国民大衆に對する徴税強化となつて現われるおそれが多分にあるという取りざたであります。また、過去においても事実そうでありましたからといふのであります。自然増収とは、中小企業者や農家にとつて、経験上、人為的苛徴請求の別名でありましたから、けだし、当然の心配であります。日本経済の成長率が意のごとくならず、不況に転ずるならば、租税の代替は他の何ものにも求め得ず、食ふに飽くなきヒトクイブナ予算の充足のために、えじきとなるのはやはり大衆よりの血税であらうことをおそれてゐるのであります。大衆の関心事は、皮肉にも、今や、六百二十億円の減税にはななくて、これに数倍する四千億円の増徴のあらしと、インフレによる生活の脅威の二つにあることを、政府は知るべきであります。

(拍手)

さて、昭和三十六年度政府税制は、たとえば、所得税法改正案において、配偶者控除の新設や、白色申告にも専従者控除を認めるなど、これまで社会

党が主張してきた項目が取り入れられまして、巧みに擬装されてはいます。が、その本質は、相変わらず、大資本、高所得者の利益に奉仕し、大衆重課の現実を無視しようとするものであります。すなわち、政府の税制改正案は、少なくとも、次の四点において致命的欠陥を蔵してゐるのであります。

欠陥の第一は、減税規模六百二十億円がきつめて過小であることであり、この問題は、予算案の討議の場などにおきまして言い尽くされておりますので、ここに繰り返しません。ただ、一点だけ申せば、三十五年度にはびた一文の減税もなく、これが二年越しのものであること、他面、三十五年度、三十六年度の両年度の自然増収の合算見込み額が七千六百九十九億と計算されますので、今回の六百二十一億円の減税規模は、いよいよもつて顕微鏡的なものであつて、二年越しの国民の減税期待が全く裏切られたといふことでもあります。(拍手)

致命的欠陥の第二は、減税の内容であります。減税の内容は、主として所得税と一部法人税の軽減が骨子となつていますが、勤労者、農家、中小企業者に対する減税は、まことに不徹底に終わつております。減税の一枚看板は、所得税法の改正、特に非課税限度の引き上げ三十九万円に集約されてはありますが、減税の呼号に値するものではありません。理由は次の通りであります。

なるほど、今回の改正で、夫婦と子供三人の標準世帯で、年収三十九万円まで所得税がかからないことになりました。現行の非課税限度三十三万円か

ら見れば減税には相違はないが、政府の公共料金等を初めとする一連の値上げ政策でインフレは避けがたく、家計はすでに膨張し、全都市消費世帯平均支出を総府統計で見ると、三十五年十月において、すでに四・五五人で一月当たり三万一千六百七十六円となつてゐることに注意を喚起したいのであります。(拍手)これを五人家族にアジャストして月額約三万五千元、これが昨年十月における都市世帯標準家族の実際の一月間の生計費であり、年額にすると四十二万円であり、その後のインフレの急テンポに見合ふ分として三割程度を、さらに必要貯金として四割程度を当然考慮に入れなければなりませんから、標準家族の生計費は四十五・六万円と断じて過言ではございません。年収四十五万円は、五人家族で月収三万円を意味します。年間三カ月のボーナスを含めた十五カ月分相当の額でございます。

生計費には課税せずとの近代国家の税制センスに準拠する限り、少なくとも、政府統計の差し示す四十五万円を非課税限度となすべきであります。今回の三十九万円では、まだ国民の側に貸し勘定があるものであります。断じて減税の名に値するものではございません。(拍手)依然として生計費課税に躊躇する政府今回の所得税改正案に、私どもは拍手を送りかねるのであります。

法人税関係についても、今回の改正は、税率一般の引き下げを期待している中小企業者の要望を無視し、株式配当に對する部分の税率の引き下げだけを行ない、また、主として大企業の資

本蓄積に偏重した機械設備耐用年数短縮等の措置を講じようとするにすぎないのであります。中小法人向けの減税としては、同族会社に対する従来の差別的待遇をいささか緩和した程度であつて、總じて法人税に改正というほどのものはございません。

政府税制の第三の致命的欠陥は、租税特別措置をめぐる問題であります。現行の税法には幾多の不均衡、不公平があることは国民のあまねく知るところでございますが、その中でも、最も負担の公平を阻害し、しかも、大資本本位に設けられた偏向減税、租税特別措置の存続は、政府・与党と大資本とのやみ結託の申し子でありまして、明らかに社会的不正であります。(拍手)これらの特別措置による減収額は、三十六年度予算ベースで千六百五十四億円の巨額が見込まれておりますが、実際には二千億円を突破する額と推定せられるのであります。特別措置は、以前から整理合理化が強く要請されてゐるにもかかわらず、依然としてこれを存置し、三十六年度わずかに百十八億円の整理を行なつて表面を糊塗してゐるにすぎないのであります。一方、国民大衆に對する公約は、一千億円以上の大減税といひながら、大きくこれを割り、大資本の意向に奉仕するたぐひは、二千億円という巨額の減税を、簡単に、しかも、毎年続けているのであります。特別措置は、もともと、時限立法で臨時止されるべきものであり、それが当然廃止されるべきものであります。政府も、また大企業側も、この措置が既得権のごとく思い込んでゐるわけであり、言うまでもなく、租税特別措置を最も広範に利用し

てゐるのは一部の大企業であります。日本全体で法人の数は約五十万、うち一千万以上の資本金のものは、二%に満たない、約九千法人であります。九千の法人が、自余の四十九万の中小法人をしり目に、二千億円をこえる特別減税額の八〇%以上を壟斷いたしてゐるのであります。(拍手)大法人は数種の特別措置を併用してゐるため、鉄鋼、銀行、商社、電力、肥料等、独占カルテルの実行税率は、通常法人税三八%の実に二分の一程度に減少してゐるのであります。この不正、不公平は万人の目におおるべくもなく、過去に幾度か、税制調査会等でこれを早急に廃止すべきであると答申をしており、また、政府も、しばしば国会においてその旨を答弁してありますが、口と腹とは別でございます。くされ縁の断でないのが、この一連の租税特別措置でございます。(拍手)今回も、その適用期限を、長いものは三年間無条件に延長しております。しかも、一方においては、零細なもの集まりであります協同組合関係の課税の特例など、ついに延長されなかつた事例が想起されるわけであり、特別法人である農業協同組合や消費生活協同組合等の留保所得に對する非課税の特例であります。期限が切れたという理由で泣訴も聞かず、大衆関係のものは、容赦なく、無情に、簡単に整理し去つたのであります。それに反し、特別措置の中で最も課税公平の原則に對する一〇%の分離課税の特例などは、社会的不正として特に代表的なものでござい、悪いやつほどよく生き延びることも申しさうい

まだに醜態な命を生き長らえておるの
であります。(拍手)

この規定は、基本法では、その所得
に対して二〇%の源泉徴収をして、さ
らに、個人の所得に総合課税される建
前であり、特例で、幾ら所得
があり、また一〇%の課税で事足
り、というのであります。この措置の
期限切れごとに国会の内外において絶
えず議論されている問題ではあります
が、政府は一向に是正しようとして
いるのであります。ちなみに、これだ
けでも減税額は九十五億円の巨額であ
ります。

また、これと同じように、配当所得
に対する源泉徴収の軽減措置も毎回適
用期限が延長され、ひんしゅくを買っ
ているのであります。この減税額も百
億円に上っております。今回の改正で
配当控除率が二〇%から一五%に引き
下げられ、非課税限度百六十五万円は
手直しされましたが、また、配当所得
で飯を食う限り、百三十三万円まで非
課税であります。額に汗する勤労所得
では、五大家族で非課税限度が三十九
万円であるのに対し、座して食らう不
労所得の配当所得では、百三十三万円
までが非課税であります。

かくのごとく、今回の改正案の実体
は、依然として、大法人、利子所得、
配当所得の不労所得者の利益を温存
し、これを不当にまで擁護すること
で買われておるのであります。(拍手)減
税の恩恵は総じて大法人で、課税強化
のしわ寄せは、みな中小法人というわ
けであります。かくのごとき人を食っ
た改正案は、租税特別措置改廃の世論
をまじめに取り上げる態度では断じて

ございせん。日本の経済は、もは
や戦後ではございせん。りっぱに立
ち直っております。しかるに、なお、
これらの措置を日本経済の発展のため
にとか、資本蓄積のためにとか、貿易
の自由化に備えて企業体質改善のため
にとかの理由を付してスポンサー本
位に存続させることは、明らかに社会
的不正であります。政府の掲言する所
得増進計画の中で所得格差はこれを縮
めるのだという趣旨とは全く逆行する
ものであります。格差解消の看板に偽
りなしというのならば、政府は、まず
もって、すべからず、大資本の意向に
奉仕するくされ線を断ち切つて、英断
をもつてこれが廃止を一日も早く実行
すべきであります。(拍手)

最後に、第四の致命的欠陥として、
特に私どもが政府税制に対して強く指
摘しなければならぬのは、所得税減税
のらち外に置かれていた広範な低所得
者階層に対する税制上の救済策が政府
の税制改正案において皆無であるとい
うこと、これであり、(拍手)すなわ
ち、今回政府が間接税減税を行なわな
いことが不当であること、このことこ
そ、致命的欠陥の尤なるものとして糾
弾しないわけには参りません。(拍手)
昨年十月の国勢調査によれば、一応所
得を得る能力のある有業人口は四千三
百九十九万人とされ、うち、所得税を納
税しているのは二七・三%であります。
世帯単位で見ても、有業世帯に対する
納税世帯の割合はわずかに三六・二%
にすぎません。自余の六三・八%は、
所得税を納めることすらできない、そ
の目暮らしに追われている人々であ
ります。別言すれば、現在所得税を納
めているのは、大体、給与所得者の半

数足らず、個人事業の一六%、農家で
は八%程度と見られております。せつ
かくの所得税の減税が、実は何の足し
にもならない人の方が圧倒的に多いわ
けであります。六三・八%に及ぶ広範
なこれら低所得階層の人たちは、残念
ながら、現在の非課税限度で事足りて
おるのですから、限度引き上げの今回
の減税の恩恵が及ばず、そればかり
か、著しく増額される税外負担と、油
田内閣の物価引き上げ政策のもとで、
最も大きな被害者となつておるのであ
ります。社会保障の拡充と間接税の減
税が強調されなければならぬゆえんで
あります。社会保障のことはさてお
き、税制上、生活必需品の砂糖や、大
衆酒や、たばこなどの間接税減税が急
務なるゆえんであります。酒やたばこ
は、程度が過ぎれば害があるのはい
までもありませんが、低所得者層で
は、この出費が家計を圧迫して、子供
の学校の費用や衣料費を削つて、子供
が多いのであります。間接税一般
が、本来、逆進性向があるのですが、
特に、わが国においては、酒、たば
こ、砂糖等、大衆生活に密着した品目
にもものすごい高率課税を課しているた
め、高度の逆進性が露呈せられておるこ
とを指摘しないわけには参りません。

少しし実例を示すならば、砂糖は、
白糖が小売一キロ百四十円のうち、六
十四円六十八銭が税金で、率で申して
四六・二%、たばこは、「ピース」一箱小
売四十円のうち、二十六円八十七銭、
六七・二%が税金です。大衆たばこ
「いこい」ですら、小売一箱五十円のう
ち、三十二円十銭、六四・二%が税金
であります。その他「新生」「ゴールデン
ンバット」もほぼ同様、同率で、小売価

格のうち、それぞれ六七・七、六五・
八%が税金であります。大衆の生活に
脅威を与えているこれらのたばこの名
前が、おとがましき「ピース」とか
「いこい」とは笑止千万であります。
(拍手)これらを「戦争」とか「火の車」と
改名したら最もふさわしい呼び名とな
るではありません。大衆酒についてみ
ましても、ビール小売百二十五円中七
十四円十三銭、五六%が税金、清酒二級
四百九十円のうち、二百五円、四一・
五%が税金であります。庫出課税です
から大衆が知らないだけの話、そうと
聞いたら、酔いも一べんにさめるでござ
いましょう。ちなみに、十七インチ
テレビ小売価格十萬円中、税金は一万
四千円で一四・一%、二万円の三十五
ミリ一般型のカメラで、税金は三千円
で一五%、国産のゴルフクラブです
ら、三千八百円中、税金は九百九十
円、率としては二六%にすぎません。
これをもつて見れば、酒、砂糖、たば
こに対する大衆取巻ぶりがいかに過酷
なものであるかが判然といたします。

(拍手)
私は、政府減税政策が、所得税、法
人税にとどまつて、減税を最も必要と
する広範な低所得者層に及んでいない
点をここに指摘し、政府が、間接税重
課を押し通す態度を直ちに一擲して、
三十七年度を待たず、逆進性の強い
酒、たばこ、砂糖等の大衆必需品に対
しては、過酷な重税を大幅に免するよ
う、声を大にして要請いたしたいので
あります。
以上、るる指摘したように、政府の
減税は、減税の名に値しません。租税
三法の改正案は、表面の翻塗はあつて
も、総じて、改正の実を伴つてはあり

ません。間接税減税に手を染めざる
は、これまで最大の欠陥であります。
結論的に、依然として大企業、高額所
得者本位の税制堅持であります。かく
のごとき、生活配慮よりは政治的配慮
に墮する政府・自民党の党略的税制改
正案は、国民を愚弄するものでありま
して、われわれの断じて賛成できがた
いところであります。(拍手)

私は、ここに、生計費に課税する
な、租税特別措置で大資本と高額所得
者を不当に肥やすな、酒、たばこ、砂
糖の重課で大衆を取巻するな、とい
う、わが党税制改革の三つの基本線を
提示し、政府税制の構造改革がこの基
本線に沿つてすみやかに推進められ
るよう強く要望いたします。反対討
論を終ります。(拍手)
○副議長(久保田鶴松君) これにて討
論は終局いたしました。
これより採決に入ります。
まず、所得税法の一部を改正する法
律案及び租税特別措置法の一部を改正
する法律案の両案を一括して採決いた
します。
両案の委員長の報告はいずれも可決
であります。両案を委員長報告の通り
決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。
よつて、両案とも委員長報告の通り可
決いたしました。
次に、法人税法の一部を改正する法
律案につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決でありま
す。本案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。
よって、本案は委員長報告の通り可決
いたしました。

中小企業金融公庫法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険公庫法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小
企業金融公庫法の一部を改正する法律
案、中小企業信用保険公庫法の一部を
改正する法律案、中小企業信用保険法
の一部を改正する法律案、右三案を一
括議題とし、委員長の報告を求め、
その審議を進められんことを望ま
します。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君
の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なし
と認めます。よって、日程は追加せら
れました。

中小企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案、中小企業信用保険公庫法の
一部を改正する法律案、中小企業信用
保険法の一部を改正する法律案、右三
案を一括して議題といたします。

中小企業金融公庫法の一部を改正
する法律案

右

昭和三十六年二月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業金融公庫法の一部を改
正する法律

中小企業金融公庫法(昭和二十八
年法律第三十八号)の一部を次の
ように改正する。

第八条中「第五十条(法人の住
所及び第五十四条(代表権の制限))
を及び第五十条(法人の住所)」に改
める。

第九条中「四人以内」を「六人以内」
に改める。

第十六条中「公庫の業務の一部」を
「公庫の従たる事務所の業務」に改め
る。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一
日から施行する。

理由

中小企業金融公庫の業務の増大に
伴い、その円滑な遂行に資するた
め、同公庫の役員を増加する等の必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

中小企業信用保険公庫法の一部を
改正する法律案

右

昭和三十六年二月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業信用保険公庫法の一部
を改正する法律

中小企業信用保険公庫法(昭和三十
三年法律第九十三号)の一部を次
のように改正する。

第四条第一項及び第二十二條第二
項中「三十八億円」を「五十八億円」
に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一
日から施行する。

理由

中小企業信用保険公庫の信用保証
協会に対する貸付事業の拡充を図る
ため、同公庫に対する政府出資を増
額する必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案

右

昭和三十六年二月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業信用保険法の一部を改
正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二十六号)の一部を次
のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「中小企業者に対する貸
付及び」を削り、「行方」を「行な
う」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項
中「左に掲げる」を「次に掲げる」
に改め、同項第一号、第二号及び
第四号中「行方」を「行なう」に改
め、同項中第六号を第七号とし、第
五号を第六号とし、同項第四号の二
中「行方」を「行なう」に改め、同
号を同項第五号とし、同項を同条と
する。

第二章を削る。

第三章の章名及び同章第一節を削
る。

第三章第二節の節名を削る。

第九条の六第一項中「公庫は」を
「中小企業信用保険公庫(以下「公
庫」といふ。))」に、「金融機関」を
「銀行、農林中央金庫、商工組合中
央金庫、信用金庫、信用金庫連合
会、信用協同組合」に改め、「借入」
の下に「(手形の割引又は貸付(相互
銀行法(昭和二十六年法律第九十
九号)第二条第一項第一号の契約に
基づく貸付をいう。以下同じ。))を受
けることを含む。))」を、「債務の保
証」の下に「(保証契約で定める期間
内に生ずる債務のうち当該期間の満
了の時までに弁済期(手形の割引の
場合は、手形の満期)の到来するも
のについて、当該中小企業者が履行
しない場合に、利息及び費用その他の
損害の賠償として履行する額を除
いた額が保証契約で定める額(以下
「限度額」といふ。))に達するまで、
その履行をする責めに任ずる保証
(以下「特殊保証」といふ。))を含む。))
を加え、「五百万円」を「七百万円」に
改め、「借入金」の下に「(手形
の割引の場合は手形金額、貸付の場
合は当該貸付に係る契約に基づいて
給付後において払い込むべき掛金の
額、特殊保証の場合は限度額。以下
第三項及び第六項において同じ。))
を加え、同条第三項中「代つて」
を「代わつて」に改め、「弁済」の
下に「(手形の割引の場合は手形の支
払、給付の場合は掛金の払込み。))」
を加え、同条第四項中「借入金」の
下に「(手形の割引の場合は手形の割引
により融通を受けた資金、給付の場
合は給付金)を加え、「行方」を「行
なう」に改め、同条を第三条とし、
同条の次に次の五条を加える。

(保険料)

第四条 保険料の額は、保険金額に
年百分の三以内において政令で定
める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第五条 公庫が第三条第一項の保険
関係に基づいて支払うべき保険金
の額は、信用保証協会が中小企業
者に代わつて弁済(手形の割引の
場合は支払、給付の場合は払込
み。以下同じ。))をした借入金(手
形の割引の場合は手形債務、給付
の場合は掛金。以下同じ。))の額か
ら信用保証協会がその支払の請求
をする時までに中小企業者に対し
る求償権(弁済をした日以後の利
息及び遅延の損害の賠償に係る部
分を除く。以下この条において同
じ。))を行使して取得した額(信用
保証協会が借入金のほか利息につ
いても弁済をした場合は、求償権
を行使して取得した額に、弁済を
した借入金の額の総弁済額(給付
の場合は、総払込額。以下同じ。))
に対する割合を乗じて得た額)を
控除した残額に、百分の七十を乗
じて得た額とする。

第六条 信用保証協会は、保険事故
の発生の日から一月を経過した後
でなければ、保険金の支払の請求
をすることができない。

2 信用保証協会は、保険事故の発
生の日から一年六月を経過した後
は、前項の請求をすることができ
ない。

(求償)

第七條 信用保証協会は、第三條第一項の保証関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

(回収金の納付)

第八條 保険金の支払を受けた信用保証協会は、その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権(信用保証協会が当該中小企業者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び遅延の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ)を行使して取得した額(信用保証協会が借入金の場合、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額)に、支払を受けた保険金の額の第五條に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

第九條の七を削り、第九條の八中「第九條の六第一項」を「第三條第一項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第九條とする。

第四章を削り、第九條の九中「第九條の六第一項」を「第三條第一項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「第九條の七において準用する第九條の五第二項において準用する」を削り、同条を第十條とし、同条の次に次の一条を加える。

(契約の解除等)

第十一條 公庫は、信用保証協会がこの法律(これに基づく命令を含む)

む)の規定又は第三條第一項の保証契約の条項に違反したときは、同項の保証関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保証契約を解除することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に成立している保証関係については、なお従前の例による。

3 中小企業信用保険公庫法の一部改正(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三号中「中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二條第一項に規定する金融機関」を「銀行(日本銀行を除く)、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合」に改める。

第十八條第一項第一号中「中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十四号)を加え、同条第二項中「中小企業信用保険法に定める融資保険、普通保証保険及び包括保証保険の別による」を削る。

第十九條第二項中「貸付又は」を削る。

理由

中小企業信用保険法施行後の経過にかんがみ、融資保険及び普通保証保険の制度を廃止するとともに、包括保証保険のうち第二種保証についてその付保限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事内田常雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案外二件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業金融公庫は、昭和二十八年設立以来、長期資金の貸し出しを通じて、中小企業金融の円滑化に寄与して参りましたが、中小企業の近代化が要請されておる今日、同公庫の果たすべき役割はいよいよ大となつております。このような情勢にかんがみ、公庫の機構の拡充整備をはかるため本改正案が提出されたのでありますが、その内容は、理事を二名増員して六人とすること、及び、総裁が行なう代理人の選任に関する規定の明確化をはかることとであります。

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業信用保険公庫は、昭和三十三年設立以来、中小企業信用補完制度の中核機関として、信用保証協会に対する資金の貸付業務及び中小企業信用保険法に基づく保険業務を行なつております。

中小企業の資金需要は依然として旺盛でありまして、これとともに、資金借り入れのための保証需要も一そう増加の傾向にありますので、信用保証協会に対する公庫の融資もまた一段と拡充をはかる必要があると考えられますので、明三十六年度において、同公庫に対して産業投資特別会計から二十億円を追加出資し、これを融資基金に充てんとするのが本改正案の内容であります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業金融の円滑化をはかる上に於いて、信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用補完制度が重要な役割を果たしていることは御承知の通りであります。本改正案は、この中小企業信用保険公庫による信用保険制度を包括保証保険の一本建とすることを主たる目的としたものであります。

以上の三法案は、いずれも、二月十六日当委員会に付託されて以来、参考人より意見を聞くなど、数回の審査を重ね、本日質疑を終局いたし、採決を行なひましたところ、三案とも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、採決後、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案によつて、三案それぞれに対する附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって提案の通り決定した次第であります。

右の附帯決議の内容及び審査の詳細については会議録に議ることとし、これにて御報告を終わります。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

公労協スト対策並びに官紀紊乱に関する緊急質問(長谷川峻君提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、長谷川峻君提出、公労協スト対策並びに官紀紊乱に関する緊急質問、及び、小林進君提出、公労協関係の労働問題に関する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

まず、公労協スト対策並びに官紀紊乱に関する緊急質問を許可いたします。長谷川峻君。

〔長谷川峻君登場〕

○長谷川峻君 私は、自由民主党を代表して、迫り来る三十一日の公労協スト対策並びに官紀系乱に關し、政府の確たる所信をたださんとするものであります。(拍手)

汽車がとまる、郵便がおくれる、だから就職や大学受験に間に合わない、電報がもの役に立たない、市外電話がさっぱり通じない、覆面のオルグ団が機関士に襲いかかっている、郵便物の滞貨を苦にして自殺した老集配課長がいる、役人が役所の廊下でスクラムを組んでワッショイ、ワッショイとデモが、こうした無情ぶり、法秩序の破壊が、何と、経済復興をうたわれている現代日本において、全国至るところで展開されているのであります。しかも、三十一日は、公労協傘下九組合八十万人の組合員と、これらを支援する総評によって、かつての二・一ゼネストにも劣らぬ半日ストライキが、全国津々浦々に準備、用意されていることを繰り返し放送されていることは、国民生活を恐怖のつばに陥れ、せっかく終戦以来苦心して築き上げてきた民主主義と法秩序への挑戦として、国民ひとしく憂慮しているところでありま

(拍手)

これは、今次春闘において、民間労組が経済好況の波に乗って闘争力を失ったため、公労協が中心勢力としての力を発揮しない限り、総評の春闘体制はゼロになるという、特異の事情を見のがすわけにはいかないものであります。このため、公労協は、昨年暮れから、五千円から六千七百円の賃上げという非現実的な要求を掲げ、その前哨戦を散発しつつ、去る十三日、公然と

法律を無視して、来たる三十一日の半日スト断行を宣言したのであります。しかも、この公労協は、公共企業体等労働関係法第十七条で「職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。又職員は、このような禁止された行為を共謀し、そのかし、若しくはあおつてはならない。」とあります。さらに、第十八条には、この「規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする。」と、きびしく取り締まられているのであります。(拍手)これは、電信、電話、郵便、鉄道というような国民生活の大動脈を守り、その中にわれわれ国民大衆が日常の便利を得るといふ、公益事業の性質から当然のことでありま

す。この当然普通の事実を内容とする法律が、公務員に準ずる公共企業体の職員によつて、スケジュール闘争として年々歳々繰り返され、法秩序の破壊が常態化するという事態を招いていては、法治国の面目いさこにありと言えましようか。(拍手)

政府は、来たる三十一日の公労協のストライキに対し、いかなる対策と覚悟を用意しておられるか。この対策は、単に春闘を乗り越えるというふうな目先ばかりのものでなく、たび重なる法秩序の破壊がもたらす慢性による不感症から目をさまし、政治に対して国民の信頼を回復して、法治国家としての真面目を維持し、国民生活を守る絶好な機会と思われのであります。池田総理大臣の御所信をお伺いしたいと思ふのであります。(拍手)

全通は、かねてから、しばしば、順法闘争と称して超過勤務拒否サボター

ジユを重ねることによつて郵便業務の運営を妨害してきましたが、先般来、特にその悪質な行為が積み重ねられ、これがため全国の郵便運延ははなはだしきものあり、受験期、就職期にあつて郵便や電報が間に合わないために起こる悲しいニュースや、商取引が間に合わないために、意外な損害をこうむつたなど、庶民生活に暗い影を投じてきたのであります。(拍手)しかも、昨十六日現在で、郵便の滞貨百八十一万通、小包一万二千個に及び、こ

とに、東京、大阪、名古屋は、はなはだしきものであります。さらに、昨日全電通が行なつた全国六十の電報電話の職場大会によつて、市外電話十二万回線がストップという、近代社会のコミュニケーションを麻痺させている事実を何と見るのであります。はがき一枚五円、封書十円ではとても商取引などに間に合わないため、二十五円の切手を張つて速達にして用を弁ずるものが近來特に増加の傾向があるのであります。(拍手)全通のスト、サボタージユは、国民に、たゞに無用の出費をしいているのであります。罪なき国民の迷惑に過ぎるものはなしといわざるを得ません。(拍手)去る十一日、大阪市東成郵便局で、動続四十年の集配課長が、郵便物の滞貨を苦にして、今度の全通の春闘は乗り切る自信がないとの遺書を残して自殺したという悲報は、人間の心を持つ組合員ならば何と聞くのであります。仲間を死に追いやり、国民に不便を与えて恥じない彼らと断言せざるを得ないのであります。(拍手)かかる全通、全電通に対し、いかなる措置をもつて臨むもので

あるか、小金郵政大臣の所見をお伺いいたすものであります。

国鉄もまた、三月上旬から順法闘争といつて違法行為を行なつてきたのであります。ことに動力車労組では、去る十五日、十割闘争を企て、翌朝四時にストはひとまず中止はしたものの、この間に、全国にわたる、貨物、旅客の運休二十八本、抑留二十三本、運延五十一本で、延べ二千三百六十六分の運延となつていたのであります。このうち、旅客列車は、二時間半おくれた急行「おいらせ」を初め、三十七本に及んでいるのであります。しかも、駅の構内に押しかけてきた応援のオルグ団や、機関士を機関車から引きずりおろそうとする実力行使の組合員は、いずれも手ぬぐいで覆面しているものであります。これは、公安官に証拠写真をとられまいとしているのであります。覆面の実力行使とは、民主主義下の労働運動とは思えない陰謀さを国民に与えるものであります。(拍手)覆面は、いつ暴力に転化するかわからないのであります。木暮運輸大臣に、国鉄の状況と経過、今後の対策と決意をお伺いするものであります。

以上述べたように、組合が現在行なつていふ争議はあらゆる点から違法にかかわらず、三十一日半日ストを公言してきた公労協が、その公言、宣伝の虚勢から、全国民大衆を敵としてストに突入するならば、重大な混乱を引き起こすことは必然であります。これは、まさに、法律無視、民主主義の否定であり、国民に対する挑戦であります。(拍手)また、かかる行為を指導した者はもちろん、これに加担した者は、すべて公労法の定めるところに

従つて、その地位を奪つて解雇することとが、国民すべての要求であり、声であると思ふのであります。(拍手)政府はいかに考へてゐるか、重ねて池田総理大臣の御所信をお伺いするものであります。

しかし、強いばかりが能ではありません。違法争議を扇動する一部幹部は別として、賃上げそのものは、善良な一般職員にとつては重大関心事であります。これについては、現在の経済諸情勢、特に、勤労者に対してあまたかい政策をもつて臨もうという池田内閣の基本方針からしても、政府はいかに対処しようとするものであります。か、この際お尋ねしておきます。

組合は、違法争議行為の口実として、政府がこれまで仲裁裁定を実施しないという言いがかりをつけているが、このようないふ事実はなしてこれまであつたかどうか、これについて政府の見解をお尋ねしておきます。

また、先般、労働大臣が公労委に職権をもつて仲裁を請求したのに対して、組合側は、公労委には労働者側委員を出席させないとか、仲裁裁定が出ても、これを拒否してストを行なうなどと言つており、また、仲裁裁定は、公労法に定めている通り、労使当事者を法的に拘束し、労働組合もこれに従う義務があるにもかかわらず、組合側は、仲裁裁定が出て、それが気に入らなければストを行なう、と公言しているものであります。ちやうど、一般裁判における最高裁判の判決にひとしい公労委の仲裁裁定を無視しようとする前に宣言するがごときは、法治国家において常識では理解できないものであります。(拍手)これは、公正な公労委に

従つて、その地位を奪つて解雇することとが、国民すべての要求であり、声であると思ふのであります。(拍手)政府はいかに考へてゐるか、重ねて池田総理大臣の御所信をお伺いするものであります。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 公労協スト対策並びに官紀系乱に關する長谷川峻君の緊急質問

対し、組合の力で圧力をかけるかどうかであると思ふが、石田労働大臣の所見と今後の見通しをお伺いしておきます。

この際、私は、特に農林大臣の御所見をお尋ねしておきたいと思ふ。

このたびの国会は、農業国会といわれるくらいに農業問題に重点が置かれ、農業基本法が政府から提案され、さらに、野党からも提案されており、全農民は法案の審議を見守っていることは、御承知の通りであります。しかるに、六百万農家の指導行政機関であり、農業基本法が通過の暁はその実施機関である農林省において、全農林の組合員が、法案がいまだ提案されないうちから農業基本法粉砕の態度をきめ、そのビラを役所に張りめぐらし、日中、時たま、庁内の廊下で大多数の組合員がスクラムを組んで氣勢を上げているがごときは、見るにたえざる醜態といわなければなりません。(拍手)

自分たちの役所がこれから責任を持つ政策に対し、前後の見さかぬない態度をとることは、世人のとうてい認め得ないところであり、農民は危惧の眼をもつて見ているのであります。このような全農林に対し、周東農林大臣はいかなる指導、啓蒙を行なっておられますか、それをお尋ねするものであります。

最後に、西村防衛庁長官にお尋ねいたします。

去る十五日、防衛庁は、参議院予算委員会において、自衛隊の治安行動基準なるものを発表されました。その委員会を傍聴していた私の不可解にたえなかつたことは、共産党の議員が、発表されたもの以上に詳細なものを防衛

庁の幹部からすでに入手しており、長官はそれを知らぬかと再三にわたって迫つておつた事実であります。役所の草案が、しかも、わが国内治安の行動基準といふべきものが、長官もまだ見ていないうちに、幹部の手から部外に、いともむざむざに漏れたりますよりのことがあれば、官紀系乱これに過ぎたるものなしといわざるを得ないのであります。(拍手)

かかる事実の有無について明白にされたいと思ふのであります。

とかく、最近、官庁の内部が弛緩し、奉仕者としての公務員の精神が緊張を欠いている事例を見ることがしばしばあります。政治の姿勢を正す内閣とは、各省の責任者が、それぞれの所管において、庁内をよく把握することであり、終戦後、とかく組合の集団圧力によって法秩序や労使慣行の土俵がこわれっぱなしになつて、その政治力を發揮していただかなければなりません。しかし、池田内閣の高度経済成長を裏づける行政のあたたか

い体温を国民大衆に感じてもらうことが最も基本の態度であると信ずるものであります。切に閣僚各位の奮闘を期待して質問を終わるものであります。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇】
○國務大臣(池田勇人君) 公労協が、今次賃上げの闘争に際し、法に違反してストライキをしよとすることは、法を無視し、法治国家の国民としてあるまじきことでございます。(拍手)かかる行為は、民主主義に反するものでございまして、国民とともに、許すべからざることでありますと私は考えており

ます。政府は、あくまで法の建前に従ひまして、違法行為に対しては、厳正な態度によりこれを処罰し、法を守る考えであるのであります。(拍手)

また、私は、かかるストライキ決議に對しまして、国民もきびしく批判することを確認いたしております。しかし、われわれは、善良なる一般組合員の要求で、われわれの納得し得るものにつきますしては、あくまで善良なる組合員の希望を満たす考えでおるのであります。(拍手)

なお、公労協のみならず、最近、国家公務員におきましても、その組合活動が正常なる公務の運営を阻害する場面があるのであります。私は、本日の閣議におきまして、厳に、かかる不法な行為を行なわないように、各行政長官を奮勵いたした次第でございます。(拍手)

【國務大臣小倉義昭君登壇】
○國務大臣(小倉義昭君) 郵政事業並びに電信電話事業につきまして、今御指摘になりましたような、まことに遺憾な事態が起こつておりますことを、私は残念に思つております。この原因の除去につきましては、管理者側たる私どもの方も省みて、給与の問題とか、施設の近代化、合理化とか、いろいろ行なうべきこともございしますが、ただいま問題となつておりますのは、いわゆる春季闘争というので、その闘争の目標になつておるところを見ますと、これは直ちに話し合いに進むべきものであるというので、話し合いを始めております。にもかかわらず、あのような事態が起こつておることは、今申しました通り、まことに遺憾でございます。この事態を早く解決するた

めにも、大部分の郵政職員がまじめで働いているのにかかわらず、郵便局で申せば五十局か六十局か、また、その一部の人が、いろいろな職場において十分な勤務内容を示さないということの原因でありますので、この除去のためには、私は全力をあげて努力いたしております。今総理大臣が申されたように、法律を犯し、また、違法な状態を生じた者に対しては、非常に残念でございますが、法治国でありますから、法の命ずるところによつて、法律の定める通りの処置をとりまして、そうして、内閣できょうお話がありましたような、官紀を振興して、労使相ともにこの不名誉を回復するよう努力いたします。(拍手)

【國務大臣木暮武太夫君登壇】
○國務大臣(木暮武太夫君) お答えを申し上げます。

三月一日から三日間、熊本及び門司地区におきまして、操車場を中心としてストが行なわれまして、一日から三日にわたつて、運転中止をいたしました貨物列車百一本、遅延した旅客列車三十四本、貨物列車の遅延七十五本を出しました。この法律に反したストに對しましては、国鉄は、十一日に解雇九名を含む二十九名を断固処分いたしました。引き続き、三月十四日から、さらに訓告を含んで三百五十八名の処分を行なつた次第でございます。

次に、三月十五日に予定されておりました国鉄の動力車労働組合のストにつきましては、国鉄当局と労働組合の良識によりまして一応ストは回避されましたが、その際、組合のスト中止の指令がおくれたために、残念ながら、一部に旅客列車三十七本、貨物列車十四本の

遅延、運休貨物列車二十八本等を生じた次第でございます。

御承知の通り、ただいま、公労協の戦術によりまして、春闘計画で、国鉄の労組と国鉄の動力車労働組合等が、賃上げと勤務時間短縮とスト権奪還という無法なことをスローガンに掲げまして、三月三十一日に第一波の半日ストを行なうような態勢を固めておりますが、ただいま総理から申し上げましたように、公労協の労働条件につきましては、公労法によりまして、当事者の間で相談をして、話し合いがつかない場合は、もちろん、あつせん、調停、仲裁制度で解決するのが当然でございます。国民大衆の生活に混乱を与えるようなストは、法がこれを厳重に禁止しておりますのでございまして、もし、万一、かような公労法に違反する行為をいたす者があらうとしたましますならば、関係者は今後断固として厳重に処分するものと考える次第でございます。(拍手)

【國務大臣石田博英君登壇】
○國務大臣(石田博英君) 第一の、正当な要求に對してはあたたかい態度をもつて臨めたいことではあります。この点につきましては、政府は、公労協の賃金の問題については、諸般の事情から、相当程度の賃金の上昇は認めるべきものであるという方針をとりました。そうして、従来は、団体交渉その他の公社側、現業側の回答はゼロであるのが通例でありましたが、しかし、これは今までは予算上、資金上やむを得ない点があつたのでございしますが、そういう点の掃除をいたしまして、現業、経営者当局が最大の誠意を示すよう処置をいたしました。その結果、一

二七〇

般の定時昇給九百円のはかに千円程度の賃上げの回答をしておることは、皆様方御承知の通りであります。これに話し合いがつかない場合は、当然、公労委の調停、仲裁を待つべきであります。政府は、しばしば、その仲裁がおりましたならば、これを完全に実施する旨を明らかにして参りました。

この仲裁裁定実施の問題であります。組合側のスト宣言にも、また、その他の議論にも、政府が仲裁裁定の実施について誠意がないという議論がございます。しかし、三十一年以来今日まで、七十件の仲裁がおりたのであります。これはすべて完全に実施して参ったのであります。(拍手)従って、今回も、先ほどの答弁にもございまして、先ほどからの答弁にも、仲裁裁定はこれを完全に実施する方針であります。賃上げはすべきである、また、具体的にその回答が示され、それ以上の議論は仲裁裁定を待つて行なうというのを政府が確約しているにかかわらず、私は、何のために法律を犯し、国民、世論を敵に回して、違法の争議をもつてこれに對抗しようとするのか、全く不可解であり、かつ、残念であります。

なお、スト宣言の中には、最低賃金制云々の要綱がございましたが、私どもの方へ持つて参りました文書の中には書いてありましたが、私どもとの話し合いには全然出て参りませんでした。元来、この制度は、国会において議論し、制定せらるべきものであります。スト等の一部の力によって、国民全般に及ぼすものを処理すべきものでないことは、言うまでもありません。先ほどからの御答弁にありました通り、われわれは、聞くべき要求はこれを聞き、

しかも、仲裁裁定を完全に実施するということを、しばしば明らかにしているにもかかわらず、私どもは労働幹部並びに労働員の良識を期待いたしますけれども、しかしながら、もしも三十一日に違法の行為が行なわれれば、法に従って厳正な処置をするとは、これは申すまでもないのであります。また、私が職権仲裁に出ましたのは、われわれは、あらゆる限りの努力を払って国民に迷惑をかけないよう努力するばかりでなく、かつ、第三者の公正なあつせんによつて適当なる賃金の上昇を行なうとする施策にはかならないのであります。今、この仲裁裁定が進行中でありまして、いろいろの議論はございますけれども、本日もまた若干の難航をいたしました。順次予定の通り進行しつつあるという報告に接しておる次第でございます。

裁定は、これは言うまでもなく、法律上最終のものであります。私は、この最終の裁定が、公正かつ良識ある裁定であると信ずるのであります。かつ、それを期待するのであります。それをしめしめするつもりで、こゝとであれば、これはもう法治主義に対する公然の挑戦でありまして、国民はひとしくこれを許さないであらうと思ひます。先ほどから申しました通り、政府は法による断固たる処置をとることは申すまでもございませぬ。(拍手)

【國務大臣周東英雄君登壇】
○國務大臣(周東英雄君) 答をいいたします。
全国の農民が長くから希望をいたし、それに沿ひまして政府が出した農業者基本法に対し、農林省における

職員のごく一部が反対をし、それがベース・アップ等に関連をいたしました。すわり込みあるいはデモを行ない、あるいは庁中において不穏な張り紙をする等は、断固許されるものではございません。私は、庁中の管理の権限に基づきまして、所定の場所以外にはポスターその他の張り紙をすることは厳禁いたし、所定の場所といへども、捺印のなき、許されざるポスター等については、その貼付を禁ずる処置をとっております。今日はいよいよなつております。同時に、デモまたはすわり込みの行為をなした職員につきましては、その確認をいたして、これに対する相当な処分を行なうつもりであります。

なお、この農業者基本法に対する問題であります。ただいま申し上げましたように、ごく少数の人といへども、これが反対をされているというような格好は、あたかも農林省の全部の職員が反対しているかのとき印象を与えることは、まことに遺憾千万であります。そのので、私どもは、今後とも、これらに対しては十分の理解のもとに説明をし、そして、行き過ぎのないようには厳重なる取り締まりをいたす考えであります。(拍手)

【國務大臣西村直己君登壇】
○國務大臣(西村直己君) 先日、参議院の予算委員会におきまして、日本共産党岩間議員から、防衛庁の治安行動草案なるものを手に入れたといつて発表したのであります。自衛隊といつて発表したのは、治安維持そのものは本来の任務でありまして、従来とも、治安行動の基準なるものは、隊内におきま

て、一応草案として、検討はたびたび重ねておるのであります。また、草案そのものも、年によつて相当改変はされております。ただ、かかるものが、かりに、いかなる経路にいたしましても、入手されたといひますれば、まことに遺憾にたえないところであります。自衛隊といひましては、もちろん、これは事実それが入手されたものであるかどうかは、ただいま調査中でありまして、そこで、これが入手されました経路をかりにたどりまして、九州方面の部隊に配付されました取り扱ひ注意、この程度のものでござい

ますが、私どもは、これを一件忘れ失ひたしましたものがありますので、厳重注意を加えますとともに、今後、全自衛隊あげまして、かかることのなきように注意を加えて参りたいと思ひます。

なお、日本共産党の岩間君の発表された文書がそのものであるかどうか、合法、非合法で入手されたかどうか、これらは今後調査を重ねて参りたいと思ひます。同時に、また、自衛隊に對しまして攪亂したいたしと考へている分子もあるやに推定いたしておりますから、われわれは、これらの面に対しては十分の配慮を加えながら、今後、自衛隊の官紀振興に一段と力を添えて参りたい考えでござい

ます。(拍手)
公労協関係の労働問題に関する緊急質問(小林進君提出)
○副議長(久保田鶴松君) 次に、公労協関係の労働問題に関する緊急質問を許可いたします。小林進君。

【小林進君登壇】
○小林進君 公労委に対する仲裁請求並びにILO批准等、一連の労働問題に關しまして、政府に御質問をいたしたいと存じます。

終戦後十六年の歳月を経過いたし、ここで幾多の法案、条約を審議いたして参りました中で、今でも私のどうしてふに落ちない点が二つござい

ます。その一つは、ガリオア、エロアの返済の問題であり、その二つは、公共企業体等労働関係法に含まれている仲裁裁定の問題でございます。私どもは、この二つに対しては、これくら

巧みに国民をだました事案はないと、今でも不可解な気持ちにとらわれておるのでございます。(拍手)占領中は、何回も、ここで、われわれは感謝決議を上程いたして、そして、みんな、た

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 公勞協関係の労働問題に関する小林進君の緊急質問

公務員も、三公社五現業も、労働組合員も、いずれも、憲法第二十八条の原則に基づき、労働三権たる団結権、団体交渉権、争議権の三つの自由権を持つておたのでございます。しかるに、その後に至り、マッカーサーの極東政策の転換により、政令二百一十一号が発せられ、公務員の争議行為及び労働協約の締結を目的とする団体交渉を禁止することになり、ここに、公共企業体等労働関係法案が初めて国会に提出せらるるに至つたのでございます。これは憲法を制限し、労働者の基本権を剝奪するものであるがゆゑに、当時、世論はあけてこれに反対をいたしました。とは、皆御承知の通りであります。

当時、政府は、この提案理由を左のごとく説明いたしておるのでございます。すなわち、公共企業体の職員は、団体交渉権は、労働組合法の定めるところにより、完全に保有するのであります。しかるに、公共企業体の職員には、国家公務員に認められるその地位に関する特別の保障もございせんので、これにかえて、一、完全なる団体交渉、二、適正迅速なる調停、三、厳正なる仲裁制度の確立をすることにより職員的生活の安定を保障する必要があるものであります。これに関する法的制約を講ずるを必要としたのでございまして、云々と言つておるのであります。繰返して言うごとく、憲法に定められた労働者のただ一つの権利である争議権をとらんとする、ストライキ権を剝奪せんとするのであります。がゆゑに、国民はこの点に最も強く関心を寄せ、激しい論争を繰返したのであります。が、これに対し、政府は、断じて職員的生活の安定は保障す

る、そのために完全なる団体交渉、迅速適正なる調停、厳正なる仲裁制度を確立して、これに従うという事を公約いたしておるのでございます。この法律は、かくして、昭和二十四年六月施行せられ、自來十余年の歳月を経過いたして参りました。しかし、この間において、政府は、このみずからの公約を、はたして完全に行つたかどうか、われわれは、まずこの点を振り返つてみなければならぬのでございます。今年二月末まで、仲裁案件九十件、その中の賃金改定六十三件、わずかの予算上、資金上可能の分はこれを承認しながらも、実質的に労働者の願望する重大なる要求は、いずれも予算上、資金上不可能分として国会に提出せられ、それは二十八件に及んでおるのであります。そのうち、賃金改定分で、国会へ出たまま、じんぜん歳月の経過にまかせておき、いつか支出可能として消滅したものの十七件、実施日を全くおくらせて承認し、その効果を失わせたものの十件、金額を限定して承認したものの一件、承認しなかつたもの一件という状態でありました。そのいづれもが欺瞞もはなはだしい不完全実施であつて、このために、この十年間、公共企業体労働者八十万の失つた額は、実に驚くべき七、七億七千万に及んでおるのでございます。

(拍手)この七百億円は、公共企業体に勤めている労働者の、人間として生きる最低の生活を潤す金でございます。愛する子供をいたわり、疲れたる妻を慰め、家庭を潤し、教育のために費やす、とうとい金なのでございます。これを、政府は、仲裁規定を実質上ボイコットすることによって、労働者から奪い去つてしまつたのでございます。

第二の公約として、政府は、厳正公正なる仲裁規定を確立し、その決定に服することを公約いたしました。しるして、今日ある仲裁規定は、はたして厳正にして中立なりやいなや、われわれは非常に疑わざるを得ぬのであります。少なくとも、その一方の利害関係人である職員側からの信頼を受けておらぬことは事実であります。その第一は、公勞委の中にある公益委員は政府の一方的任命によつてきめられておること、しかも、そのメンバーの中には、少し前までは、労働官僚が公益委員を兼務いたしておつたことも事実であります。前公勞委会長が政府代表として国際会議に出席したことなど、全く政府の御用機関に落ちておると思われぬ点が多々あつたのでございまして、現公益委員においても、五名の中に、かつての労働省の官僚と大蔵省の官僚が含まれておることは、天下周知の事実であります。こうした疑念に立つ公勞委が、従来政府の圧力に屈してゼロ調停を出したり、また、まことに不可解な仲裁を出してきたこと等の

実績に照らして、この公勞委から公正なる裁定を期待することができぬという公共企業体職員側の主張は、最も正しい理由であるものと考えられるが、政府側の所見はいかがでございましょう。この際、厳正中立なる機関の決定に服するという政府の謙虚なる態度を中外に表明する意味においても、公益委員を解任し、新たに民主的な方法で選び直す考えがないかどうか、総理大臣並びに関係大臣に承りたいのでございます。

近來、物価の値上がりはまことにものすごいものでございまして、言わすもがな、所得倍増などという、ありがたや、ありがたやの池田ムードによつて、国民は名実ともに塗炭の苦しみに落ちておることは、先刻わが党平岡議員の論述した通りでございまして、その反面、公共料金の値上げを大幅に実施するといふのであります。が、わずかに六、七億円の減税をして、四百億円の公共料金の増収をはかるといふことは、高級所得者のみに税金の恩恵を与え、その見返りに労働者、一般庶民の涙の金を吸い上げるといふのでございまして、これはまことに残酷、非道な政治であるといわなければなりません。公共企業体労働者等、一般庶民や働く人々の賃金は、すでに実質上二、三割も低下いたしておるのであります。企圖片長官の言ひ、本年度の消費物価の値上がりは大体一・一〇程度にすぎぬなどという説明に對して、国民は嘲笑をいたしておりました。大臣は、今でも、まじめにこれをお考えになつておるかどうか、承りたいのであります。庶民の生活に縁遠いそんなことより、現実、二十円のとらふが二十五

円に値上がりをしておる、五円のがんもどきが七円になつておる。一月月の食料代として月給の中からきちんと分けておくその予定の金が、今では半月持たずに飛んでいってしまうというものが、家庭を守る婦人の悲鳴でありまして、総理大臣にはこの声が一体聞こえますかどうか、承りたいと思つております。

この庶民の毎日遭遇しておる値上がりへの恐怖が感知できないような間延びした大臣がこの国にいらつしやるところに問題があるものであります。このたびの春闘の理由も、生存権まで脅かされておる労働大衆の生きんとする最後の反撃にはかならないのであります。そうした生活の苦難の中に歩みながら、今、三公社五現業の労働者が、それぞれの格差はあるが、平均五、六千円の賃金要求をしておることは、私は当然の要求だと思つておる。それに対し、各企業庁の回答は、あるいは千円であつたり、あるいはゼロ回答であつたり、第三者から見ても誠意ある回答とは受け取れぬ様相を呈しておるのであるが、予算上、資金上の処置は別として、この要求自体は決して不当なものでないと思つておるが、首相及び関係大臣のそれぞれ担当している業態の中に、誠実ある答弁を一人々々の大臣からお伺ひたいと思つておるのでござい

ます。政府は、しばしば、この本会議場において、ILO八十七号を批准することとを公約いたして参りました。岸首相は、倉石元労働相においては、特に、現職の当時、わざわざジュネーブの国際労働機関まで出向いて、その約

二七二

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その一) 公労協関係の労働問題に関する小林進君の緊急質問

東を世界に公約いたして参りました。しかるに、その後、諸多の理由に藉口して、じんぜん日を延ばしてきた結果、ついに、ILO自由委員会、ひいては理事会の正式決定に基づいて、五月中にこれを批准すべきことの希望、要望を寄せられるに至ったのでござい。ます。ここまで追い詰められるまで日を延ばし、国際的信用を失うに至った政府の責任は、まことに重大であると思ふ。日本の労働者に対する公約違反のみにあらず、世界におけるILO関係各国に対して重大なる違約を犯したものにほかならぬからでございます。今日、ここまで追い詰められてきた政府は、いまだその最終的態度を決定し得ず、右顧左眄しているとき、今朝新聞紙の伝えるところによれば、ついに自民党内反動勢力の要望に屈服したということが報ぜられておるものであります。すなわち、ILO八十七号を批准するためには、国内法たる公労法四三項、地公労法五三項を削除さすればよいのであるにもかかわらず、この際公務員の政治活動制限を強化することに方針がきまつたというのであります。すなわち、公務員の政治活動制限を大幅に強化するために、人事院規則一四、一五を法律化して、政府が人事院にかつてその運用に当たるとともに、各省の人事管理の面を強化して、閣議できまつた案件に反対しても処罰するといふ、警察的権力を強化しようというところに方針がきまつたといふのであります。これはまことに重大な問題であるといわなければならぬのでございます。(拍手)

公務員は政党的従属物でなく、行政官として行政の中立性を守るのが本来の性格でございます。いかなる内閣が生じようと、彼らは常に国民への奉仕者として厳正中立にその行政の面を担当していかなければならぬのが、三権分立の正しい民主政治のあり方であります。しかるに、近來の行政各庁のあり方はどうでありましようか。課長以上の高級官僚は、全く与党自民党の出先であり、手先化しつづつあるものであります。与党の何々部会といふものに出動するのが彼ら高級役人の正常の勤めだといふふうになっている。実力者の大臣のいない各省の長官は官僚から問題にされず、局長みずからが党の實力者とともに予算の折衝をしているという状況であります。政党あるを知って政府あるを知らず、政党と政党のボスの鼻下に奉仕する官僚のあり方は、まさに行政の中立性が失われ、憲法の基本がそこなわれていくといわなければならぬのであります。(拍手)もし、人事院規則を改め、綱紀を肅正する必要があるとすれば、この高級官僚と政党ボスの野合をこそ徹底的に肅正しなければならぬのであります。(拍手)この本質のおそろべき誤りを見落として、働く職員の間として行動を弾劾せんとするがごときは、本末転倒もはなはだしい暴挙といわなければならぬのであります。(拍手)

一般の公務員は、公務員であるとともに労働組合員であり、そしてまた、人間であります。職場において正當に行政事務に従事している限り、その自分の自由の時間に労働者として行動し、人間として発言することは、十分許されていいはずであります。長谷川君の言がごとく、もし公務員が自民党の農業基本法に反対したからけしからぬといふのであれば、高級官僚が、わが社会党の農業基本法に反対し、攻撃することは、一体どういふことになのでございませうか。(拍手)これを許し、あれを許さぬといふがごときは、まことに自分勝手な妄言といわなければならぬのであります。(拍手)この際、特に各省大臣にお伺いをいたしたい。省内特定の法案に反対する自由は公務員に許されておらぬのかどうか、明確にお答えを願いたいと思ふ。行政高級官僚のあり方が行政本来の中立性を犯しておらぬと思ふかどうか、これでよろしいと思ふかどうか、政党内閣に賛成しておる今日のかういふ方は日本の立憲政治を根本的に危険ならしめる重大なる行為と考えるが、政府の所見いかん、関係大臣の所見を承りたいと思ふのであります。

こういふ状態の中に、労働組合員のみを嚴重なる法改正を行なつて、これを取り締まらんとすることは、いやしくも民主政治に名をかりた独裁政治であり、自派に不利なものをことごとく葬り去らんとするヒトラー的思想といわなければならぬのであります。(拍手)いたすに事態を混乱に陥れることのないよう、総理の善処をお願いいたしたいのであります。もし改正を行なわんとするならば、まず、この高級官僚と各省のあり方を根本的に是正すべきであると思ふが、再びこの点に対する明確なる御答弁をお願いいたします。

ILOは、言うまでもなく、国際的平和機構であります。人類の平和を維持し、その進歩を折念するためには、労働者への圧迫と、弾圧と、取り締まりと、警察権力的な強権を排除して、その利益と生活を十二分に守らなければならぬことを崇高なる理念としてきた機関であります。その中の八十七号は、この立場に立って、労働者の団結する権利と役員選出の自由を守らなければならぬことを規定したものであります。そうして、日本の政府が、この公共企業体の労働者に対して、職員にあらざる者は組合員になることができないという国内法を定め、役員選出の自由を奪つておること、団結の自由を弾圧しておることが世界的に非難を受け、これを改めるべきであることの批准問題にほかならないのであります。

こうした経緯の中にあつて、今、政府が、八十七号批准に際し、公務員に追ひの法改正を強化し、人事院という第三者機関から人事管理権を内閣に移し、いやしくもその内閣の意に沿わざる者は断じて処罰するといふがごときは、薬を薬にして毒となすものであるといわなければならぬのであります。(拍手)

こうした暴政を行なわんとする政府に対して、どうして労働者は信頼することができましよう。かくのごとき刑罰付、条件付態度でILO批准を行なわんとしても、それがすなおに承認されぬことは、火を見るよりも明らかなる事実であります。舞台は日本からやがてジュネーブに移り、国際舞台において、世界から池田内閣が嘲笑されることを、われわれは心からおそれるものでございませう。池田首相は、仲裁裁定請求をした今日、こうした思い上がった態度はこれを改め、ILO八十七号を正しく批准するといふ姿勢に戻つて、国内の労働行政を正常に戻す端緒とする考えはないかどうかを承りたいと思ふのでございませう。

今や、事態は徐々に悪化の方向に走つております。このまゝの態勢が進んでいけば、昨午の安保条約批准以上の險惡、逼迫せる事態が国内に巻き起こつてくることは必然であります。池田首相の善処を深く要望いたします。私の質問を終わることにいたします。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 答へいたします。

公共企業体のストは、法の禁ずる違法行為でございます。違法行為につきましては、私は厳正なる態度で臨みます。

また、公労委の公益委員は、労使の委員から意見を聞いて作り出した名簿により、国権の最高機関たる国会が承認したのでございませう。私は、これは大いに守らなければならぬと思ひます。(拍手)これに対し批評を加えることは、いかがと思ひます。

次に、職員の給与は、それぞれの機関により公正に定められております。今後、給与の改善につきましても、私は努力するにやぶさかではございませう。

ILOの問題は、施政方針で申し込んだ通りであります。(拍手)

○國務大臣(石田博英君) 公労法制定当時の御議論がありました。公労法は、司令部の政策変更によつて制定せられたものではなくて、当時、公共企業体の労働事情はきわめて悪化をいた

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 公勞協関係の労働問題に關する小林進君の緊急質問 朗読を省略した議長の報告

しまして、国民に大きな不安を与えたことによつて制定せられたのであります。また、公務員あるいは公共企業体の従業員に對しまして、労働三権について若干の制限がありますことは、各人の通例であります。

それから、公共企業体労働委員会の公益委員について御議論がありました。ただいま總理から御答弁がありました。した通り、今回任命せられました公共企業体の公益委員は、労使双方の十分のお話し合いと御了解の上で、本議場において、超党派的に、満場一致決定せられました委員でございます。

〔國務大臣木暮武太夫君登壇〕
○國務大臣(木暮武太夫君) 答へします。
國鉄労働組の六千円ベース・アップの要求というものは、國鉄に今後年間五百億円の人件費の増を負担させるものでございまして、こゝういふ大きな負担でございまして、國鉄当局と國鉄労働組との話し合いが妥結をいたしました。で、ただいまは公勞委にかかつておる次第でございまして、公勞委の仲裁決定がございすれば、私どもは、これを忠実に実施する考えでございまして。
〔國務大臣小金義照君登壇〕
○國務大臣(小金義照君) 郵政事業も電気通信事業も、これは、国民生活上、また、経済活動上、きわめて大事なものであつて、瞬時もこれが阻害されることは許されないのであります。それらの点を考慮いたしまして、私は、再度にわたつて申し入れをなして、違法状態を作らないように、また、法律、命令に違反しないように警告をいたしました。まことに残念な結果が起つております。

また、仲裁規定の今日までの実施の状況であります。三十一以前におきまして、予算上、資金上の理由をもつて国会の議決を求めたことがしばしばございました。御指摘の通りであります。しかし、その後、その反省の上に立つて、昭和三十一年以降は、先ほどから申しました通り、七十件の規定に對して、これを完全に実施いたしております。(拍手)また、これからも完全に実施することは、しばしば明言した通りでありまして、五年以前の事実をあらためて言つて、現在に最も近い五年間に実施したことにお触れにならないことは、私としてはきわめて奇怪に存する次第であります。

それから、ILOの問題は法律案が提出せられたときに御議論を申し上げたいと存じますが、八十七号条約には、明確に、労使双方とも國法を守らなければならないということが規定せられておることを御記憶願ひたいと思ひます。

〔國務大臣木暮武太夫君登壇〕
○國務大臣(木暮武太夫君) 答へします。
國鉄労働組の六千円ベース・アップの要求というものは、國鉄に今後年間五百億円の人件費の増を負担させるものでございまして、こゝういふ大きな負担でございまして、國鉄当局と國鉄労働組との話し合いが妥結をいたしました。で、ただいまは公勞委にかかつておる次第でございまして、公勞委の仲裁決定がございすれば、私どもは、これを忠実に実施する考えでございまして。
〔國務大臣小金義照君登壇〕
○國務大臣(小金義照君) 郵政事業も電気通信事業も、これは、国民生活上、また、経済活動上、きわめて大事なものであつて、瞬時もこれが阻害されることは許されないのであります。それらの点を考慮いたしまして、私は、再度にわたつて申し入れをなして、違法状態を作らないように、また、法律、命令に違反しないように警告をいたしました。まことに残念な結果が起つております。

そこで、今、小林さんから、大體郵政省あるいは日本電報公社で出した金額が妥当なりやというよりなお尋ねであります。これは、私ども日本電報公社及び郵政省ともに妥当なりと考えて回答いたしました。が、受け入れられなかった。そこで、公平そして民主的な第三者的機関であるところの公勞委に對しまして、労働大臣が仲裁の申請をされた。従つて、こゝで妥協な判断をされることが信じますので、私は、今、私どもが出した回答が妥当な

りやいなやについては言を差し控えたと思つております。(拍手)
○副議長(久保田鶴松君) 本日は、これにて散會いたします。
午後七時四十九分散會

出席國務大臣
内閣總理大臣 池田 勇人君
法務大臣 植木庚子郎君
外務大臣 小坂善太郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
農林大臣 周東 英雄君
通商産業大臣 椎名悦三郎君
運輸大臣 木暮武太夫君
郵政大臣 小金 義照君
労働大臣 石田 博英君
國務大臣 池田正之輔君
國務大臣 迫水 久常君
國務大臣 西村 直己君
出席政府委員
法制局長官 林 修三君
運輸省鉄道監督 廣瀬 眞二君
局固有鉄道部長

朗読を省略した議長の報告
(法律公布案上及び通知)
一、去る十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
国有財産特別措置法の一部を改正する法律
(議決通知)
一、去る十四日、本院は日本放送協會経営委員會委員に松本重治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
(要求書受理)
一、去る十日、内閣から、原子力委員會委員長に駒形作次君及び西村熊雄君

を任命したので、原子力委員會設置法第八條第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。
(通知書受理)
一、去る十五日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
森林火災國營保險法の一部を改正する法律
就學困難な児童及び生徒のための教科用圖書及び修學旅行費の給与に對する國の補助に關する法律の一部を改正する法律
盲学校、聾学校及び養護学校への就學奨励に關する法律の一部を改正する法律
國債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に關する法律
補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律
地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律を廢止する法律
(常任委員辭任)
一、去る十四日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
地方行政委員 渡邊 良夫君
法務委員 片山 哲君
文教委員 山口シヅエ君
社会労働委員 吉村 吉雄君
大沢 雄一君
矢尾喜三郎君
久保田 豊君
運輸委員 矢尾喜三郎君
吉村 吉雄君
建設委員 渡邊 本治君
田中幾三郎君
竹山祐太郎君
稲富 稜人君

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 村山 喜一君
農林水産委員 榑崎弥之助君
山田 長司君
川俣 清音君
建設委員 兒玉 末男君
片山 哲君
勝澤 芳雄君
野原 覺君
予算委員 淡谷 悠藏君
西村 関一君
村山 喜一君
山中 吾郎君
榑崎弥之助君
一、昨十六日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 緒方 幸男君
柳田 秀一君
石川 次夫君
岡 良一君
地方行政委員 龜岡 高夫君
前田 義雄君
山田 彌一君
法務委員 浦野 幸男君
文教委員 井伊 誠一君
緒方 幸男君
農林水産委員 谷垣 專一君
運輸委員 原 健三郎君
山田 彌一君
前田 義雄君
一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 大沢 雄一君
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 久保田 豊君

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 村山 喜一君
農林水産委員 榑崎弥之助君
山田 長司君
川俣 清音君
建設委員 兒玉 末男君
片山 哲君
勝澤 芳雄君
野原 覺君
予算委員 淡谷 悠藏君
西村 関一君
村山 喜一君
山中 吾郎君
榑崎弥之助君
一、昨十六日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 緒方 幸男君
柳田 秀一君
石川 次夫君
岡 良一君
地方行政委員 龜岡 高夫君
前田 義雄君
山田 彌一君
法務委員 浦野 幸男君
文教委員 井伊 誠一君
緒方 幸男君
農林水産委員 谷垣 專一君
運輸委員 原 健三郎君
山田 彌一君
前田 義雄君
一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 大沢 雄一君
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 久保田 豊君

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 村山 喜一君
農林水産委員 榑崎弥之助君
山田 長司君
川俣 清音君
建設委員 兒玉 末男君
片山 哲君
勝澤 芳雄君
野原 覺君
予算委員 淡谷 悠藏君
西村 関一君
村山 喜一君
山中 吾郎君
榑崎弥之助君
一、昨十六日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 緒方 幸男君
柳田 秀一君
石川 次夫君
岡 良一君
地方行政委員 龜岡 高夫君
前田 義雄君
山田 彌一君
法務委員 浦野 幸男君
文教委員 井伊 誠一君
緒方 幸男君
農林水産委員 谷垣 專一君
運輸委員 原 健三郎君
山田 彌一君
前田 義雄君
一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 大沢 雄一君
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 久保田 豊君

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 村山 喜一君
農林水産委員 榑崎弥之助君
山田 長司君
川俣 清音君
建設委員 兒玉 末男君
片山 哲君
勝澤 芳雄君
野原 覺君
予算委員 淡谷 悠藏君
西村 関一君
村山 喜一君
山中 吾郎君
榑崎弥之助君
一、昨十六日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 緒方 幸男君
柳田 秀一君
石川 次夫君
岡 良一君
地方行政委員 龜岡 高夫君
前田 義雄君
山田 彌一君
法務委員 浦野 幸男君
文教委員 井伊 誠一君
緒方 幸男君
農林水産委員 谷垣 專一君
運輸委員 原 健三郎君
山田 彌一君
前田 義雄君
一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 大沢 雄一君
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 久保田 豊君

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その一) 朗読を省略した議長の報告

社会労働委員
渡邊 良夫君 矢尾喜三郎君
吉村 吉雄君 山口シヅエ君
商工委員
運輸委員
吉村 吉雄君 矢尾喜三郎君
通信委員
建設委員
片山 哲君 竹山祐太郎君
片山 哲君 渡邊 本治君
決算委員
議院運営委員
佐々木良作君
去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 片山 哲君
文教委員 野原 覺君 村山 喜一君
農林水産委員 川俣 清吉君 淡谷 悠蔵君
西村 力弥君 西村 閑一君
榑崎弥之助君 山田 長司君
建設委員 勝澤 芳雄君 田中幾三郎君
兒玉 末男君
予算委員 西村 閑一君 村山 喜一君
淡谷 悠蔵君 野原 覺君
榑崎弥之助君 山中 吾郎君
去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
石川 次夫君 岡 良一君
緒方 幸男君 柳田 秀一君
地方行政委員
谷垣 專一君 山田 彌一君
前田 義雄君 原 健三郎君
法務委員
文教委員
緒方 幸男君 井伊 誠一君

農林水産委員 亀岡 高夫君
運輸委員
浦野 幸男君 前田 義雄君
山田 彌一君
(常任委員死去)
去る十四日、決算委員渡邊本治君は死去された。
(特別委員選任)
去る十四日、議長において、次の通り特別委員を指名した。
科学技術振興対策特別委員
赤澤 正道君 有田 喜一君
稲葉 修君 菅野和太郎君
佐々木義武君 齋藤 憲三君
谷垣 專一君 塚原 俊郎君
中曾根康弘君 中村 幸八君
西村 英一君 濱田 正信君
保科善四郎君 細田 吉蔵君
前田 正男君 山口 好一君
石川 次夫君 岡 良一君
岡本 隆一君 河野 正君
小林 信一君 田中 武夫君
原 茂君 山口 鶴男君
内海 清君
(特別委員長互選)
去る十五日、科学技術振興対策特別委員会において、委員長互選の結果、次の通り当選した。
委員長 山口 好一君
(理事互選)
去る十五日、科学技術振興対策特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。
理事
菅野和太郎君 齋藤 憲三君
中曾根康弘君 中村 幸八君
前田 正男君 岡 良一君
岡本 隆一君 原 茂君

(特別委員辞任)
去る十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員
河野 正君 松前 重義君
(特別委員補欠選任)
去る十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
松前 重義君 河野 正君
(公聴会開会承認)
運輸委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十五日これを承認した。
公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)
一、意見を聞こうとする問題
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。
昭和三十六年三月十四日
運輸委員長 三池 信
衆議院議長 清瀬 一郎殿
(条約提出)
去る十四日内閣から提出した条約は次の通りである。
通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件
(議案提出)
去る十五日議員から提出した議案は次の通りである。

鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案(安平鹿一君外六名提出)
去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
輸出入取引法の一部を改正する法律案
地代家賃統制令の一部を改正する法律案
地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
去る十六日議員から提出した議案は次の通りである。
炭鉱災害防止に関する決議案(田中榮一君外二十八名提出)
(議案受理)
去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
去る十五日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
母子福祉資金の貸付等に関する法律案の一部を改正する法律案
去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
中小企業の産業分野の確保に関する法律案
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案
百貨店法の一部を改正する法律案
(条約付託)
去る十四日委員会に付託された条約は次の通りである。

通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二二二号)
日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件(条約第二三三号)
以上二件 外務委員会 付託
(議案付託)
去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
一般国民年金税法(八木一男君外十四名提出、衆法第六号)
労働者年金税法(八木一男君外十四名提出、衆法第七号)
国民年金特別会計法案(八木一男君外十四名提出、衆法第八号)
国民年金特別会計法案(内閣提出第九五号)
以上四件 大蔵委員会 付託
国民年金法案(八木一男君外十四名提出、衆法第四号)
国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第五号)
国民年金の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第九号)
国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一七号)
通算年金通則法案(内閣提出第一四八号)
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)
以上六件 社会労働委員会 付託
有明海開発促進法案(井手以誠君外二十一名提出、衆法第一一号)
商工委員会 付託

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その一) 朗読を省略した議員の報告

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)

(予) 地方行政委員会 付託

一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

(予) 地方行政委員会 付託

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

(予) 原子力損害賠償に関する法律案(内閣提出第一〇六号)

原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出第一〇七号)

新技術開発事業団法案(内閣提出第一二四号)

以上四件 科学技術振興対策特別委員会 付託

一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案(安平鹿一君外六名提出、衆法第二二二号)

運輸委員会 付託

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(向井長年君外二名提出、参法第七号)(予)

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(向井長年君外二名提出、参法第八号)(予)

百貨店法の一部を改正する法律案(向井長年君外二名提出、参法第九号)(予)

以上四件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法案

総理府設置法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

矯正医官修学資金貸与法案

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

有明海開発促進法案(井手以誠君外二十一名提出)

国民年金法案(八木一男君外十四名提出)

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案(八木一男君外十四名提出)

国民年金の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十四名提出)

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案(安平鹿一君外六名提出)

(議案通知)

一、去る十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案

(質問書提出)

一、去る十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

(緊急質問提出)

一、今十七日提出した緊急質問は次の通りである。

公労協スト対策並びに官紀紊乱に関する緊急質問(長谷川峻君提出)

公労協関係の労働問題に関する緊急質問(小林進君提出)

官報 号外

昭和三十六年三月十七日

第三十八回 衆議院會議録 第十七号(その二)

〔本号(その一)参照〕

所得税法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年二月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「酒販組合中央会」の下に、非出資組合である「商工組合及び同連合会」を加える。

第六条第十四号を同条第十五号とし、同条第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第九号の二(第五号)」を「第九号の二(第六号)」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「有価証券(有価証券取引税法第二

条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。及び」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六 有価証券(有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。の譲渡

による所得で、イからハまでに掲げる所得以外のもの
イ 継続して有価証券を売買することによる所得で命令で定めるもの
ロ 同一銘柄の有価証券を相当数買い集め、その所有者たる地位を利用して、当該有価証券をその発行法人若しくはこれと特殊の関係を有する者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として命令で定めるもの
ハ 事業又はその用に供する資産の譲渡に類似するものとして命令で定める有価証券の譲渡による所得

第七条に次の一項を加える。
この法律において公社債投資信託とは、証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式(出資を含む)に対する投資として運用しないものをいう。
第八条の見出しを「(控除対象配偶者等の定義)」に改め、同条第二項中「扶養親族」を「(控除対象配偶者若しくは扶養親族)」に改め、同条第六項中「第六条第十四号」を「第六条第十五号」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第八項中

「第二項」を「年中中途において納税義務者の配偶者が死亡し、その年中に当該納税義務者が再婚した場合における第一項から第三項までの規定の適用並びに第四項に、「第四項第二号」を「第六項第二号」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律において控除対象配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、第九号から第九条の三までの規定により計算した総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額(以下合計所得金額という)が五万円以下であるものをいう。

この法律において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする親族(配偶者を除く)で、合計所得金額が五万円以下であるものをいう。
前二項の場合において、控除対象配偶者又は扶養親族と生計を一にする居住者とは、納税義務者が二人以上あるときは、これらの控除対象配偶者又は扶養親族は、命令で定めるところにより、その夫若しくは妻である納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とする。

第九条第一項第一号中「並びに合同運用信託の利益」を「合同運用信託の利益並びに公社債投資信託の収益の分配」に改め、「貸付信託」の下に

「及び公社債投資信託」を「受ける利益の下に」及び収益の分配を加え、同項第二号中「又は証券投資信託の下に(公社債投資信託を除く。以下本号において同じ。)」を加え、「第六条第九号」を「第六条第十号」に改め、「負債の利子」の下に「(第六条第六号イ又はロに掲げる所得の計算上必要な経費に算入されるべきものを除く。)」を加え、同項第五号イからハまでを次のように改める。

イ 収入金額が四十一万円以下である場合 一万円と当該収入金額から一万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額
ロ 収入金額が四十一万円をこえ七十一万円以下である場合 九万円と当該収入金額から四十一万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額
ハ 収入金額が七十一万円をこえる場合 十二万円

第九条第二項第六号ハからホまでを削り、同号「中」ハ又はホを削り、同号「を」を同号「ハ」とし、同条第二項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第九条の二第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「営利を目的とする継続的行為による場合を除き、」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二 第六条第六号イからハまでに掲げる所得の要因となる有価証券の売買、売却又は譲渡に該当する場合を除き、有価証券の譲渡による収入金額が当該有価証券の取得価額及び譲渡に關する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

第九条の三第一項各号列記以外の部分中第一項第二号乃至「第一項第三号」に改め、「所得の計算上損失」の下に「(主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。)」を加え、同項第一号中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号」に改める。

第十條第五項中「第十條の五」を「第十條の六」に改める。
第十條の四第二項中「ものについて」の下に、第十條の六の規定の適用がある場合を除き、を加える。
第十條の五の次に次の一条を加える。
(有価証券の譲渡による所得の計算の特例)
第十條の六 第六條第六号ハに掲げる有価証券の譲渡による所得の金額を計算する場合において、当該有価証券(その取得の要因となつた有価証券を含む)のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得したものがあるときは、第九條第一項第八号の規定の適用については、同日以前に取得した当該有価証券の同日における取得価額は、同日において通常その取得に要したと認められる価額として命令で定めるところにより計算した金額であるものと推定する。
第九條の二第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者を除く)でもつばら当該納税義務者の経営する前項に規定する事業に従事するもの(以下青色事業従事者という。)が当該事業から支給を受ける給与の金額で、その者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の

二七八

以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。をを除く他の居住者

前二項の場合において、扶養親

これらの規定にかかわらず、これらの規定によりその額が七万円又は五万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの額から当該青色専従者給付額は、これらに係る控除額額を差し引いた額が青色専従者給付額の支給を受けるものとします。

額を控除した額とする。(第二項から本項までの規定による控除額を扶養控除額という。)

第一項又は第二項の場合において、扶養親族の年齢が十五歳以上

あるかどうかは、毎年十二月三十一日（年の中途において扶養親族又は居住者が死亡した場合にば、死亡当時）の現況によるものとする。

第十二条の二中「前六条」を「前六条に改め、「生命保険料控除額」に、「配偶者控除額」を加える。

百分の十五
百分の十五
七十五万円
七十五万円

百分の二十五
百分の二十五
四十万円
七十万円

条第二項中「前七条」を「前八条」

を「第九條第一項及び」に改め、同

三項中「株式」を「公債、社債、株
に、「出資について利益」を「出資
て利子の支払、利益」に、「その

」を「その利子の支払、利益」に、
払を受くべき利益」を「支払を受

べき利子に係る利子所得及び利に改める。

」を「新規重要物産」に改める。

二七九

別表を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
500円	1,000円	0	0	22,500	23,000	2,250	10	60,000	61,000	6,000	10
500	1,000	50	10	23,000	23,500	2,300	10	61,000	62,000	6,100	10
1,000	1,500	100	10	23,500	24,000	2,350	10	62,000	63,000	6,200	10
1,500	2,000	150	10	24,000	24,500	2,400	10	63,000	64,000	6,300	10
2,000	2,500	200	10	24,500	25,000	2,450	10	64,000	65,000	6,400	10
2,500	3,000	250	10	25,000	25,500	2,500	10	65,000	66,000	6,500	10
3,000	3,500	300	10	25,500	26,000	2,550	10	66,000	67,000	6,600	10
3,500	4,000	350	10	26,000	26,500	2,600	10	67,000	68,000	6,700	10
4,000	4,500	400	10	26,500	27,000	2,650	10	68,000	69,000	6,800	10
4,500	5,000	450	10	27,000	27,500	2,700	10	69,000	70,000	6,900	10
5,000	5,500	500	10	27,500	28,000	2,750	10	70,000	71,000	7,000	10
5,500	6,000	550	10	28,000	28,500	2,800	10	71,000	72,000	7,100	10
6,000	6,500	600	10	28,500	29,000	2,850	10	72,000	73,000	7,200	10
6,500	7,000	650	10	29,000	29,500	2,900	10	73,000	74,000	7,300	10
7,000	7,500	700	10	29,500	30,000	2,950	10	74,000	75,000	7,400	10
7,500	8,000	750	10	30,000	31,000	3,000	10	75,000	76,000	7,500	10
8,000	8,500	800	10	31,000	32,000	3,100	10	76,000	77,000	7,600	10
8,500	9,000	850	10	32,000	33,000	3,200	10	77,000	78,000	7,700	10
9,000	9,500	900	10	33,000	34,000	3,300	10	78,000	79,000	7,800	10
9,500	10,000	950	10	34,000	35,000	3,400	10	79,000	80,000	7,900	10
10,000	10,500	1,000	10	35,000	36,000	3,500	10	80,000	81,000	8,000	10
10,500	11,000	1,050	10	36,000	37,000	3,600	10	81,000	82,000	8,100	10
11,000	11,500	1,100	10	37,000	38,000	3,700	10	82,000	83,000	8,200	10
11,500	12,000	1,150	10	38,000	39,000	3,800	10	83,000	84,000	8,300	10
12,000	12,500	1,200	10	39,000	40,000	3,900	10	84,000	85,000	8,400	10
12,500	13,000	1,250	10	40,000	41,000	4,000	10	85,000	86,000	8,500	10
13,000	13,500	1,300	10	41,000	42,000	4,100	10	86,000	87,000	8,600	10
13,500	14,000	1,350	10	42,000	43,000	4,200	10	87,000	88,000	8,700	10
14,000	14,500	1,400	10	43,000	44,000	4,300	10	88,000	89,000	8,800	10
14,500	15,000	1,450	10	44,000	45,000	4,400	10	89,000	90,000	8,900	10
15,000	15,500	1,500	10	45,000	46,000	4,500	10	90,000	92,000	9,000	10
15,500	16,000	1,550	10	46,000	47,000	4,600	10	92,000	94,000	9,200	10
16,000	16,500	1,600	10	47,000	48,000	4,700	10	94,000	96,000	9,400	10
16,500	17,000	1,650	10	48,000	49,000	4,800	10	96,000	98,000	9,600	10
17,000	17,500	1,700	10	49,000	50,000	4,900	10	98,000	100,000	9,800	10
17,500	18,000	1,750	10	50,000	51,000	5,000	10	100,000	102,000	10,000	10
18,000	18,500	1,800	10	51,000	52,000	5,100	10	102,000	104,000	10,200	10
18,500	19,000	1,850	10	52,000	53,000	5,200	10	104,000	106,000	10,400	10
19,000	19,500	1,900	10	53,000	54,000	5,300	10	106,000	108,000	10,600	10
19,500	20,000	1,950	10	54,000	55,000	5,400	10	108,000	110,000	10,800	10
20,000	20,500	2,000	10	55,000	56,000	5,500	10	110,000	112,000	11,000	10
20,500	21,000	2,050	10	56,000	57,000	5,600	10	112,000	114,000	11,200	10
21,000	21,500	2,100	10	57,000	58,000	5,700	10	114,000	116,000	11,400	10
21,500	22,000	2,150	10	58,000	59,000	5,800	10	116,000	118,000	11,600	10
22,000	22,500	2,200	10	59,000	60,000	5,900	10	118,000	120,000	11,800	10

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
120,000	122,000	12,000	10	210,000	213,000	24,000	11	345,000	348,000	44,250	12
122,000	124,000	12,200	10	213,000	216,000	24,450	11	348,000	351,000	44,700	12
124,000	126,000	12,400	10	216,000	219,000	24,900	11	351,000	354,000	45,150	12
126,000	128,000	12,600	10	219,000	222,000	25,350	11	354,000	357,000	45,600	12
128,000	130,000	12,800	10	222,000	225,000	25,800	11	357,000	360,000	46,050	12
130,000	132,000	13,000	10	225,000	228,000	26,250	11	360,000	363,000	46,500	12
132,000	134,000	13,200	10	228,000	231,000	26,700	11	363,000	366,000	46,950	12
134,000	136,000	13,400	10	231,000	234,000	27,150	11	366,000	369,000	47,400	12
136,000	138,000	13,600	10	234,000	237,000	27,600	11	369,000	372,000	47,850	12
138,000	140,000	13,800	10	237,000	240,000	28,050	11	372,000	375,000	48,300	12
140,000	142,000	14,000	10	240,000	243,000	28,500	11	375,000	378,000	48,750	13
142,000	144,000	14,200	10	243,000	246,000	28,950	11	378,000	381,000	49,200	13
144,000	146,000	14,400	10	246,000	249,000	29,400	11	381,000	384,000	49,650	13
146,000	148,000	14,600	10	249,000	252,000	29,850	11	384,000	387,000	50,100	13
148,000	150,000	14,800	10	252,000	255,000	30,300	12	387,000	390,000	50,550	13
150,000	152,000	15,000	10	255,000	258,000	30,750	12	390,000	394,000	51,000	13
152,000	154,000	15,300	10	258,000	261,000	31,200	12	394,000	398,000	51,600	13
154,000	156,000	15,600	10	261,000	264,000	31,650	12	398,000	402,000	52,200	13
156,000	158,000	15,900	10	264,000	267,000	32,100	12	402,000	406,000	52,900	13
158,000	160,000	16,200	10	267,000	270,000	32,550	12	406,000	410,000	53,700	13
160,000	162,000	16,500	10	270,000	273,000	33,000	12	410,000	414,000	54,500	13
162,000	164,000	16,800	10	273,000	276,000	33,450	12	414,000	418,000	55,300	13
164,000	166,000	17,100	10	276,000	279,000	33,900	12	418,000	422,000	56,100	13
166,000	168,000	17,400	10	279,000	282,000	34,350	12	422,000	426,000	56,900	13
168,000	170,000	17,700	10	282,000	285,000	34,800	12	426,000	430,000	57,700	13
170,000	172,000	18,000	10	285,000	288,000	35,250	12	430,000	434,000	58,500	13
172,000	174,000	18,300	10	288,000	291,000	35,700	12	434,000	438,000	59,300	13
174,000	176,000	18,600	10	291,000	294,000	36,150	12	438,000	442,000	60,100	13
176,000	178,000	18,900	10	294,000	297,000	36,600	12	442,000	446,000	60,900	13
178,000	180,000	19,200	10	297,000	300,000	37,050	12	446,000	450,000	61,700	13
180,000	182,000	19,500	10	300,000	303,000	37,500	12	450,000	454,000	62,500	13
182,000	184,000	19,800	10	303,000	306,000	37,950	12	454,000	458,000	63,300	13
184,000	186,000	20,100	10	306,000	309,000	38,400	12	458,000	462,000	64,100	13
186,000	188,000	20,400	10	309,000	312,000	38,850	12	462,000	466,000	64,900	14
188,000	190,000	20,700	11	312,000	315,000	39,300	12	466,000	470,000	65,700	14
190,000	192,000	21,000	11	315,000	318,000	39,750	12	470,000	474,000	66,500	14
192,000	194,000	21,300	11	318,000	321,000	40,200	12	474,000	478,000	67,300	14
194,000	196,000	21,600	11	321,000	324,000	40,650	12	478,000	482,000	68,100	14
196,000	198,000	21,900	11	324,000	327,000	41,100	12	482,000	486,000	68,900	14
198,000	200,000	22,200	11	327,000	330,000	41,550	12	486,000	490,000	69,700	14
200,000	202,000	22,500	11	330,000	333,000	42,000	12	490,000	494,000	70,500	14
202,000	204,000	22,800	11	333,000	336,000	42,450	12	494,000	498,000	71,300	14
204,000	206,000	23,100	11	336,000	339,000	42,900	12	498,000	502,000	72,100	14
206,000	208,000	23,400	11	339,000	342,000	43,350	12	502,000	506,000	72,900	14
208,000	210,000	23,700	11	342,000	345,000	43,800	12	506,000	510,000	73,700	14

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
510,000	514,000	74,500	14	655,000	660,000	103,500	15	830,000	835,000	145,000	17
514,000	518,000	75,300	14	660,000	665,000	104,500	15	835,000	840,000	146,250	17
518,000	522,000	76,100	14	665,000	670,000	105,500	15	840,000	845,000	147,500	17
522,000	526,000	76,900	14	670,000	675,000	106,500	15	845,000	850,000	148,750	17
526,000	530,000	77,700	14	675,000	680,000	107,500	15	850,000	855,000	150,000	17
530,000	534,000	78,500	14	680,000	685,000	108,500	15	855,000	860,000	151,250	17
534,000	538,000	79,300	14	685,000	690,000	109,500	15	860,000	865,000	152,500	17
538,000	542,000	80,100	14	690,000	695,000	110,500	16	865,000	870,000	153,750	17
542,000	546,000	80,900	14	695,000	700,000	111,500	16	870,000	875,000	155,000	17
546,000	550,000	81,700	14	700,000	705,000	112,500	16	875,000	880,000	156,250	17
550,000	554,000	82,500	15	705,000	710,000	113,750	16	880,000	885,000	157,500	17
554,000	558,000	83,300	15	710,000	715,000	115,000	16	885,000	890,000	158,750	17
558,000	562,000	84,100	15	715,000	720,000	116,250	16	890,000	895,000	160,000	17
562,000	566,000	84,900	15	720,000	725,000	117,500	16	895,000	900,000	161,250	18
566,000	570,000	85,700	15	725,000	730,000	118,750	16	900,000	905,000	162,500	18
570,000	574,000	86,500	15	730,000	735,000	120,000	16	905,000	910,000	163,750	18
574,000	578,000	87,300	15	735,000	740,000	121,250	16	910,000	915,000	165,000	18
578,000	582,000	88,100	15	740,000	745,000	122,500	16	915,000	920,000	166,250	18
582,000	586,000	88,900	15	745,000	750,000	123,750	16	920,000	925,000	167,500	18
586,000	590,000	89,700	15	750,000	755,000	125,000	16	925,000	930,000	168,750	18
590,000	594,000	90,500	15	755,000	760,000	126,250	16	930,000	935,000	170,000	18
594,000	598,000	91,300	15	760,000	765,000	127,500	16	935,000	940,000	171,250	18
598,000	602,000	92,100	15	765,000	770,000	128,750	16	940,000	945,000	172,500	18
602,000	606,000	92,900	15	770,000	775,000	130,000	16	945,000	950,000	173,750	18
606,000	610,000	93,700	15	775,000	780,000	131,250	16	950,000	955,000	175,000	18
610,000	614,000	94,500	15	780,000	785,000	132,500	16	955,000	960,000	176,250	18
614,000	618,000	95,300	15	785,000	790,000	133,750	17	960,000	965,000	177,500	18
618,000	622,000	96,100	15	790,000	795,000	135,000	17	965,000	970,000	178,750	18
622,000	626,000	96,900	15	795,000	800,000	136,250	17	970,000	975,000	180,000	18
626,000	630,000	97,700	15	800,000	805,000	137,500	17	975,000	980,000	181,250	18
630,000	635,000	98,500	15	805,000	810,000	138,750	17	980,000	985,000	182,500	18
635,000	640,000	99,500	15	810,000	815,000	140,000	17	985,000	990,000	183,750	18
640,000	645,000	100,500	15	815,000	820,000	141,250	17	990,000	995,000	185,000	18
645,000	650,000	101,500	15	820,000	825,000	142,500	17	995,000	1,000,000	186,250	18
650,000	655,000	102,500	15	825,000	830,000	143,750	17	1,000,000円		187,500	18

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
500円未満	1,000	0	22,500	23,000	2,250	60,000	61,000	6,000
500	1,000	50	23,000	23,500	2,300	61,000	62,000	6,100
1,000	1,500	100	23,500	24,000	2,350	62,000	63,000	6,200
1,500	2,000	150	24,000	24,500	2,400	63,000	64,000	6,300
2,000	2,500	200	24,500	25,000	2,450	64,000	65,000	6,400
2,500	3,000	250	25,000	25,500	2,500	65,000	66,000	6,500
3,000	3,500	300	25,500	26,000	2,550	66,000	67,000	6,600
3,500	4,000	350	26,000	26,500	2,600	67,000	68,000	6,700
4,000	4,500	400	26,500	27,000	2,650	68,000	69,000	6,800
4,500	5,000	450	27,000	27,500	2,700	69,000	70,000	6,900
5,000	5,500	500	27,500	28,000	2,750	70,000	71,000	7,000
5,500	6,000	550	28,000	28,500	2,800	71,000	72,000	7,100
6,000	6,500	600	28,500	29,000	2,850	72,000	73,000	7,200
6,500	7,000	650	29,000	29,500	2,900	73,000	74,000	7,300
7,000	7,500	700	29,500	30,000	2,950	74,000	75,000	7,400
7,500	8,000	750	30,000	31,000	3,000	75,000	76,000	7,500
8,000	8,500	800	31,000	32,000	3,100	76,000	77,000	7,600
8,500	9,000	850	32,000	33,000	3,200	77,000	78,000	7,700
9,000	9,500	900	33,000	34,000	3,300	78,000	79,000	7,800
9,500	10,000	950	34,000	35,000	3,400	79,000	80,000	7,900
10,000	10,500	1,000	35,000	36,000	3,500	80,000	81,000	8,000
10,500	11,000	1,050	36,000	37,000	3,600	81,000	82,000	8,100
11,000	11,500	1,100	37,000	38,000	3,700	82,000	83,000	8,200
11,500	12,000	1,150	38,000	39,000	3,800	83,000	84,000	8,300
12,000	12,500	1,200	39,000	40,000	3,900	84,000	85,000	8,400
12,500	13,000	1,250	40,000	41,000	4,000	85,000	86,000	8,500
13,000	13,500	1,300	41,000	42,000	4,100	86,000	87,000	8,600
13,500	14,000	1,350	42,000	43,000	4,200	87,000	88,000	8,700
14,000	14,500	1,400	43,000	44,000	4,300	88,000	89,000	8,800
14,500	15,000	1,450	44,000	45,000	4,400	89,000	90,000	8,900
15,000	15,500	1,500	45,000	46,000	4,500	90,000	92,000	9,000
15,500	16,000	1,550	46,000	47,000	4,600	92,000	94,000	9,200
16,000	16,500	1,600	47,000	48,000	4,700	94,000	96,000	9,400
16,500	17,000	1,650	48,000	49,000	4,800	96,000	98,000	9,600
17,000	17,500	1,700	49,000	50,000	4,900	98,000	100,000	9,800
17,500	18,000	1,750	50,000	51,000	5,000	100,000	102,000	10,000
18,000	18,500	1,800	51,000	52,000	5,100	102,000	104,000	10,200
18,500	19,000	1,850	52,000	53,000	5,200	104,000	106,000	10,400
19,000	19,500	1,900	53,000	54,000	5,300	106,000	108,000	10,600
19,500	20,000	1,950	54,000	55,000	5,400	108,000	110,000	10,800
20,000	20,500	2,000	55,000	56,000	5,500	110,000	112,000	11,000
20,500	21,000	2,050	56,000	57,000	5,600	112,000	114,000	11,200
21,000	21,500	2,100	57,000	58,000	5,700	114,000	116,000	11,400
21,500	22,000	2,150	58,000	59,000	5,800	116,000	118,000	11,600
22,000	22,500	2,200	59,000	60,000	5,900	118,000	120,000	11,800

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
120,000	122,000	12,000	210,000	213,000	21,000	345,000	348,000	34,500
122,000	124,000	12,200	213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	34,800
124,000	126,000	12,400	216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	35,100
126,000	128,000	12,600	219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	35,400
128,000	130,000	12,800	222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	35,700
130,000	132,000	13,000	225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	36,000
132,000	134,000	13,200	228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	36,300
134,000	136,000	13,400	231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	36,600
136,000	138,000	13,600	234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	36,900
138,000	140,000	13,800	237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	37,200
140,000	142,000	14,000	240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	37,500
142,000	144,000	14,200	243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	37,800
144,000	146,000	14,400	246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	38,100
146,000	148,000	14,600	249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	38,400
148,000	150,000	14,800	252,000	255,000	25,200	387,000	390,000	38,700
150,000	152,000	15,000	255,000	258,000	25,500	390,000	394,000	39,000
152,000	154,000	15,200	258,000	261,000	25,800	394,000	398,000	39,400
154,000	156,000	15,400	261,000	264,000	26,100	398,000	402,000	39,800
156,000	158,000	15,600	264,000	267,000	26,400	402,000	406,000	40,200
158,000	160,000	15,800	267,000	270,000	26,700	406,000	410,000	40,600
160,000	162,000	16,000	270,000	273,000	27,000	410,000	414,000	41,000
162,000	164,000	16,200	273,000	276,000	27,300	414,000	418,000	41,400
164,000	166,000	16,400	276,000	279,000	27,600	418,000	422,000	41,800
166,000	168,000	16,600	279,000	282,000	27,900	422,000	426,000	42,200
168,000	170,000	16,800	282,000	285,000	28,200	426,000	430,000	42,600
170,000	172,000	17,000	285,000	288,000	28,500	430,000	434,000	43,000
172,000	174,000	17,200	288,000	291,000	28,800	434,000	438,000	43,400
174,000	176,000	17,400	291,000	294,000	29,100	438,000	442,000	43,800
176,000	178,000	17,600	294,000	297,000	29,400	442,000	446,000	44,200
178,000	180,000	17,800	297,000	300,000	29,700	446,000	450,000	44,600
180,000	182,000	18,000	300,000	303,000	30,000	450,000	454,000	45,000
182,000	184,000	18,200	303,000	306,000	30,300	454,000	458,000	45,400
184,000	186,000	18,400	306,000	309,000	30,600	458,000	462,000	45,800
186,000	188,000	18,600	309,000	312,000	30,900	462,000	466,000	46,200
188,000	190,000	18,800	312,000	315,000	31,200	466,000	470,000	46,600
190,000	192,000	19,000	315,000	318,000	31,500	470,000	474,000	47,000
192,000	194,000	19,200	318,000	321,000	31,800	474,000	478,000	47,400
194,000	196,000	19,400	321,000	324,000	32,100	478,000	482,000	47,800
196,000	198,000	19,600	324,000	327,000	32,400	482,000	486,000	48,200
198,000	200,000	19,800	327,000	330,000	32,700	486,000	490,000	48,600
200,000	202,000	20,000	330,000	333,000	33,000	490,000	494,000	49,000
202,000	204,000	20,200	333,000	336,000	33,300	494,000	498,000	49,400
204,000	206,000	20,400	336,000	339,000	33,600	498,000	502,000	49,800
206,000	208,000	20,600	339,000	342,000	33,900	502,000	506,000	50,200
208,000	210,000	20,800	342,000	345,000	34,200	506,000	510,000	50,600

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

昭和三十六年三月十七日

衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以	上		以	上		以	上	
510,000	514,000	51,000	655,000	660,000	65,500	830,000	835,000	87,000
514,000	518,000	51,400	660,000	665,000	66,000	835,000	840,000	87,750
518,000	522,000	51,800	665,000	670,000	66,500	840,000	845,000	88,500
522,000	526,000	52,200	670,000	675,000	67,000	845,000	850,000	89,250
526,000	530,000	52,600	675,000	680,000	67,500	850,000	855,000	90,000
530,000	534,000	53,000	680,000	685,000	68,000	855,000	860,000	90,750
534,000	538,000	53,400	685,000	690,000	68,500	860,000	865,000	91,500
538,000	542,000	53,800	690,000	695,000	69,000	865,000	870,000	92,250
542,000	546,000	54,200	695,000	700,000	69,500	870,000	875,000	93,000
546,000	550,000	54,600	700,000	705,000	70,000	875,000	880,000	93,750
550,000	554,000	55,000	705,000	710,000	70,500	880,000	885,000	94,500
554,000	558,000	55,400	710,000	715,000	71,000	885,000	890,000	95,250
558,000	562,000	55,800	715,000	720,000	71,500	890,000	895,000	96,000
562,000	566,000	56,200	720,000	725,000	72,000	895,000	900,000	96,750
566,000	570,000	56,600	725,000	730,000	72,500	900,000	905,000	97,500
570,000	574,000	57,000	730,000	735,000	73,000	905,000	910,000	98,250
574,000	578,000	57,400	735,000	740,000	73,500	910,000	915,000	99,000
578,000	582,000	57,800	740,000	745,000	74,000	915,000	920,000	99,750
582,000	586,000	58,200	745,000	750,000	74,500	920,000	925,000	100,500
586,000	590,000	58,600	750,000	755,000	75,000	925,000	930,000	101,250
590,000	594,000	59,000	755,000	760,000	75,500	930,000	935,000	102,000
594,000	598,000	59,400	760,000	765,000	76,000	935,000	940,000	102,750
598,000	602,000	59,800	765,000	770,000	76,500	940,000	945,000	103,500
602,000	606,000	60,200	770,000	775,000	77,000	945,000	950,000	104,250
606,000	610,000	60,600	775,000	780,000	77,500	950,000	955,000	105,000
610,000	614,000	61,000	780,000	785,000	78,000	955,000	960,000	105,750
614,000	618,000	61,400	785,000	790,000	78,500	960,000	965,000	106,500
618,000	622,000	61,800	790,000	795,000	79,000	965,000	970,000	107,250
622,000	626,000	62,200	795,000	800,000	79,500	970,000	975,000	108,000
626,000	630,000	62,600	800,000	805,000	80,000	975,000	980,000	108,750
630,000	635,000	63,000	805,000	810,000	80,500	980,000	985,000	109,500
635,000	640,000	63,500	810,000	815,000	81,000	985,000	990,000	110,250
640,000	645,000	64,000	815,000	820,000	81,500	990,000	995,000	111,000
645,000	650,000	64,500	820,000	825,000	82,000	995,000	1,000,000	111,750
650,000	655,000	65,000	825,000	830,000	82,500	1,000,000		112,500

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表

甲 表

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円 10,300	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の8%に相当 する金額
10,300	10,500	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
10,500	10,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840
10,700	10,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856
10,900	11,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872
11,100	11,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
11,300	11,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904
11,500	11,700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920
11,700	11,900	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936
11,900	12,100	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
12,100	12,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968
12,300	12,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984
12,500	12,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
12,700	12,900	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016
12,900	13,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,032
13,100	13,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,062
13,300	13,500	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094
13,500	13,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,126
13,700	13,900	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,158
13,900	14,100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
14,100	14,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222
14,300	14,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254
14,500	14,700	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,286
14,700	14,900	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,318
14,900	15,100	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,350
15,100	15,300	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382
15,300	15,500	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414
15,500	15,900	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446
15,900	16,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,510
16,300	16,700	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574
16,700	17,100	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,638
17,100	17,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,703
17,500	17,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779
17,900	18,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,855
18,300	18,700	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,931
18,700	19,100	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
19,100	19,500	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,083
19,500	19,900	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,159
19,900	20,300	790	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,235
20,300	20,700	820	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
20,700	21,100	860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387
21,100	21,500	890	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,463
21,500	21,900	920	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539
21,900	22,300	950	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,615
22,300	22,700	980	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691
22,700	23,100	1,020	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,767

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,100	23,500	1,050	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843
23,500	23,900	1,080	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919
23,900	24,300	1,110	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,995
24,300	24,700	1,140	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,071
24,700	25,100	1,180	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,147
25,100	25,500	1,210	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,223
25,500	25,900	1,240	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,299
25,900	26,300	1,280	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	3,458
26,300	26,700	1,330	550	300	50	0	0	0	0	0	0	0	3,554
26,700	27,100	1,380	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	3,650
27,100	27,500	1,430	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0	3,746
27,500	28,100	1,490	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	3,842
28,100	28,700	1,560	710	460	210	0	0	0	0	0	0	0	3,986
28,700	29,300	1,630	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	4,130
29,300	29,900	1,700	800	550	300	50	0	0	0	0	0	0	4,274
29,900	30,500	1,770	850	600	350	100	0	0	0	0	0	0	4,431
30,500	31,100	1,850	900	650	400	150	0	0	0	0	0	0	4,599
31,100	31,700	1,920	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	4,767
31,700	32,300	1,990	990	740	490	240	0	0	0	0	0	0	4,935
32,300	32,900	2,060	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	5,103
32,900	33,500	2,130	1,090	840	590	340	90	0	0	0	0	0	5,271
33,500	34,100	2,210	1,140	890	640	390	140	0	0	0	0	0	5,439
34,100	34,700	2,280	1,190	940	690	440	190	0	0	0	0	0	5,607
34,700	35,300	2,360	1,240	990	740	490	240	0	0	0	0	0	5,767
35,300	35,900	2,440	1,320	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0	5,926
35,900	36,500	2,520	1,400	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0	6,085
36,500	37,100	2,610	1,480	1,150	900	650	400	150	0	0	0	0	6,244
37,100	37,700	2,690	1,560	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	6,403
37,700	38,300	2,770	1,640	1,270	1,010	760	510	260	10	0	0	0	6,562
38,300	38,900	2,850	1,720	1,350	1,070	820	570	320	70	0	0	0	6,759
38,900	39,500	2,930	1,800	1,430	1,120	870	620	370	120	0	0	0	6,978
39,500	40,100	3,010	1,890	1,510	1,170	920	670	420	170	0	0	0	7,197
40,100	40,700	3,090	1,970	1,590	1,230	980	730	480	230	0	0	0	7,416
40,700	41,300	3,170	2,050	1,670	1,300	1,030	780	530	280	30	0	0	7,635
41,300	41,900	3,250	2,130	1,750	1,380	1,090	840	590	340	90	0	0	7,854
41,900	42,500	3,330	2,210	1,830	1,460	1,140	890	640	390	140	0	0	8,073
42,500	43,100	3,420	2,290	1,920	1,540	1,190	940	690	440	190	0	0	8,292
43,100	43,700	3,500	2,370	2,000	1,620	1,250	1,000	750	500	250	0	0	8,511
43,700	44,300	3,580	2,450	2,080	1,700	1,330	1,050	800	550	300	50	0	8,730
44,300	44,900	3,660	2,530	2,160	1,780	1,410	1,110	860	610	360	110	0	8,949
44,900	45,500	3,740	2,610	2,240	1,860	1,490	1,160	910	660	410	160	0	9,168
45,500	46,500	3,850	2,720	2,350	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	9,387
46,500	47,500	3,980	2,860	2,480	2,110	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	9,752
47,500	48,500	4,120	2,990	2,620	2,240	1,870	1,490	1,160	910	660	410	160	10,117
48,500	49,500	4,250	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	10,482
49,500	50,500	4,390	3,260	2,890	2,510	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	10,847
50,500	51,500	4,570	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,180	930	680	430	11,194
51,500	52,500	4,750	3,530	3,160	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	11,614
52,500	53,500	4,930	3,670	3,290	2,920	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	12,034
53,500	54,500	5,110	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	1,200	950	700	12,454

イ月額表
甲表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
54,500	55,500	5,290	3,940	3,560	3,190	2,810	2,440	2,060	1,690	1,310	1,040	790	12,874
55,500	56,500	5,470	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,450	1,130	880	13,294
56,500	57,500	5,650	4,210	3,830	3,460	3,080	2,710	2,330	1,960	1,580	1,220	970	13,714
57,500	58,500	5,830	4,340	3,970	3,590	3,220	2,840	2,470	2,090	1,720	1,340	1,060	14,134
58,500	59,500	6,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	1,480	1,150	14,554
59,500	60,500	6,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	14,967
60,500	61,500	6,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	1,780	1,400	15,367
61,500	62,500	6,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	15,767
62,500	63,500	6,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	2,080	1,700	16,167
63,500	64,500	7,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	16,567
64,500	65,500	7,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	16,967
65,500	66,500	7,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	17,367
66,500	67,500	7,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	17,767
67,500	68,500	7,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	18,167
68,500	69,500	8,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	18,567
69,500	70,500	8,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	18,967
70,500	71,500	8,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	19,367
71,500	72,500	8,610	7,110	6,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	19,792
72,500	73,500	8,810	7,310	6,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	20,292
73,500	74,500	9,010	7,510	7,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	20,792
74,500	75,500	9,210	7,710	7,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	21,292
75,500	76,500	9,420	7,910	7,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	21,792
76,500	78,000	9,730	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	4,660	4,210	3,840	22,258
78,000	79,500	10,100	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	4,960	4,460	4,060	22,933
79,500	81,000	10,480	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	5,260	4,760	4,290	23,608
81,000	82,500	10,850	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	5,560	5,060	4,560	24,283
82,500	84,000	11,230	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	5,860	5,360	4,860	24,958
84,000	85,500	11,600	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	25,633
85,500	87,000	11,980	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	26,308
87,000	88,500	12,350	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	26,983
88,500	90,000	12,730	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	27,658
90,000	91,500	13,100	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	28,333
91,500	93,000	13,480	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	29,008
93,000	94,500	13,850	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	29,683
94,500	96,000	14,230	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	30,358
96,000	97,500	14,600	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	31,033
97,500	99,000	14,980	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	31,708
99,000	100,500	15,350	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	32,383
100,500	102,000	15,750	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	33,058
102,000	103,500	16,200	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	33,675
103,500	105,000	16,650	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	34,275
105,000	106,500	17,100	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	34,875
106,500	108,000	17,550	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	35,475
108,000	109,500	18,000	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	36,075
109,500	111,000	18,450	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	36,675
111,000	112,500	18,900	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	37,275
112,500	114,000	19,350	17,100	16,350	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	37,875
114,000	115,500	19,800	17,550	16,800	16,050	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	38,533
115,500	117,000	20,250	18,000	17,250	16,500	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	39,333
117,000	118,500	20,700	18,450	17,700	16,950	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	40,083

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
118,500	120,000	21,150	18,900	18,150	17,400	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	40,833
120,000	122,000	21,630	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	15,040	14,420	13,790	13,170	41,583
122,000	124,000	22,280	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	15,540	14,920	14,290	13,670	42,583
124,000	126,000	22,880	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	16,130	15,420	14,790	14,170	43,583
126,000	128,000	23,480	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	16,730	15,980	15,290	14,670	44,583
128,000	130,000	24,080	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	17,330	16,580	15,830	15,170	45,583
130,000	132,000	24,680	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	46,583
132,000	134,000	25,280	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	47,583
134,000	136,000	25,880	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	48,583
136,000	138,000	26,480	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	49,583
138,000	140,000	27,080	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	50,583
140,000	142,000	27,680	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	51,583
142,000	144,000	28,300	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	52,583
144,000	146,000	29,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	53,508
146,000	148,000	29,700	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	54,408
148,000	150,000	30,400	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	55,308
150,000	152,000	31,100	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	56,208
152,000	154,000	31,800	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	57,108
154,000	156,000	32,500	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	58,008
156,000	158,000	33,200	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	58,908
158,000	160,000	33,900	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	59,808
160,000	162,000	34,600	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	60,708
162,000	164,000	35,300	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	61,608
164,000	166,000	36,000	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	62,508
166,000	168,000	36,700	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	63,408
168,000	170,000	37,400	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	64,308
170,000	172,000	38,100	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	65,208
172,000	174,000	38,800	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	66,108
174,000	176,000	39,500	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	67,008
176,000	178,000	40,200	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	67,966
178,000	180,000	40,900	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	68,866
180,000	182,000	41,600	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	69,766
182,000	184,000	42,300	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	70,666
184,000	186,000	43,000	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	71,566
186,000	188,000	43,700	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	72,466
188,000	190,000	44,400	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	73,366
190,000	192,000	45,100	42,480	41,600	40,730	39,850	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	74,266
192,000	194,000	45,800	43,180	42,300	41,430	40,550	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	75,166
194,000	196,000	46,500	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	76,066
196,000	198,000	47,200	44,580	43,700	42,830	41,950	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	76,966
198,000	200,000	47,900	45,280	44,400	43,530	42,650	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	77,866
200,000 円		48,250	45,630	44,750	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	78,766
200,000 円 を こえ 226,000 円に満たない 金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額												81,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
226,000円	57,350 ^円	54,730 ^円	53,850 ^円	52,980 ^円	52,100 ^円	51,230 ^円	50,350 ^円	49,480 ^円	48,600 ^円	47,730 ^円	46,850 ^円	92,866 ^円
226,000円をこ え351,000円に 満たない金額	226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 226,000 円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額											92,866円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
351,000円	107,350 ^円	104,730 ^円	103,850 ^円	102,980 ^円	102,100 ^円	101,230 ^円	100,350 ^円	99,480 ^円	98,600 ^円	97,730 ^円	96,850 ^円	155,366 ^円
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 351,000 円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額											155,366円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
518,000円	182,500 ^円	179,880 ^円	179,000 ^円	178,130 ^円	177,250 ^円	176,380 ^円	175,500 ^円	174,630 ^円	173,750 ^円	172,880 ^円	172,000 ^円	247,216 ^円
518,000円をこ える金額	518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 518,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額											247,216円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の 税額から、その10人をこ える1人ごとに380円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の
数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会
保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じ
て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(iii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶
養親族等の数が10人である者として(ii)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ご
とに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(イ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ii)又は(iii)に
より求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額
である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。

㊦ 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして㊦の(1)の㊦及び㊦により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	920	670	420	170	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	970	720	470	220	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,020	770	520	270	20	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,060	810	560	310	60	0	0	0	0	0
31,100	31,700	1,110	860	610	360	110	0	0	0	0	0
31,700	32,300	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0	0
32,300	32,900	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,260	1,010	760	510	260	10	0	0	0	0
33,500	34,100	1,330	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0
34,100	34,700	1,410	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0
34,700	35,300	1,490	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0
35,300	35,900	1,570	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0
35,900	36,500	1,650	1,270	1,020	770	520	270	20	0	0	0
36,500	37,100	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	0	0	0
37,100	37,700	1,810	1,440	1,120	870	620	370	120	0	0	0
37,700	38,300	1,890	1,520	1,180	930	680	430	180	0	0	0
38,300	38,900	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	0	0
38,900	39,500	2,050	1,680	1,300	1,040	790	540	290	40	0	0
39,500	40,100	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	90	0	0
40,100	40,700	2,220	1,840	1,470	1,140	890	640	390	140	0	0
40,700	41,300	2,300	1,920	1,550	1,200	950	700	450	200	0	0
41,300	41,900	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	0	0
41,900	42,500	2,460	2,080	1,710	1,330	1,060	810	560	310	60	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
42,500	43,100	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	360	110	0
43,100	43,700	2,620	2,250	1,870	1,500	1,160	910	660	410	160	0
43,700	44,300	2,700	2,330	1,950	1,580	1,220	970	720	470	220	0
44,300	44,900	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	270	20
44,900	45,500	2,860	2,490	2,110	1,740	1,360	1,080	830	580	330	80
45,500	46,500	2,970	2,600	2,220	1,850	1,470	1,150	900	650	400	150
46,500	47,500	3,110	2,730	2,360	1,980	1,610	1,240	990	740	490	240
47,500	48,500	3,240	2,870	2,490	2,120	1,740	1,370	1,080	830	580	330
48,500	49,500	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,170	920	670	420
49,500	50,500	3,510	3,140	2,760	2,390	2,010	1,640	1,260	1,010	760	510
50,500	51,500	3,650	3,270	2,900	2,520	2,150	1,770	1,400	1,100	850	600
51,500	52,500	3,780	3,410	3,030	2,660	2,280	1,910	1,530	1,190	940	690
52,500	53,500	3,920	3,540	3,170	2,790	2,420	2,040	1,670	1,290	1,030	730
53,500	54,500	4,050	3,680	3,300	2,930	2,550	2,180	1,800	1,430	1,120	870
54,500	55,500	4,190	3,810	3,440	3,060	2,690	2,310	1,940	1,560	1,210	960
55,500	56,500	4,320	3,950	3,570	3,200	2,820	2,450	2,070	1,700	1,320	1,050
56,500	57,500	4,480	4,080	3,710	3,330	2,960	2,580	2,210	1,830	1,460	1,140
57,500	58,500	4,660	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,340	1,970	1,590	1,230
58,500	59,500	4,840	4,350	3,980	3,600	3,230	2,850	2,480	2,100	1,730	1,350
59,500	60,500	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500
60,500	61,500	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650
61,500	62,500	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550	2,170	1,800
62,500	63,500	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950
63,500	64,500	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850	2,470	2,100
64,500	65,500	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250
65,500	66,500	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400
66,500	67,500	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550
67,500	68,500	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700
68,500	69,500	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850
69,500	70,500	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000
70,500	71,500	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150
71,500	72,500	7,440	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300
72,500	73,500	7,640	7,140	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450
73,500	74,500	7,840	7,340	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600
74,500	75,500	8,040	7,540	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750
75,500	76,500	8,240	7,740	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900
76,500	78,000	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490	4,990	4,490	4,090
78,000	79,500	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790	5,290	4,790	4,310
79,500	81,000	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590
81,000	82,500	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390	5,890	5,390	4,890
82,500	84,000	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690	6,190	5,690	5,190
84,000	85,500	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490
85,500	87,000	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790
87,000	88,500	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090
88,500	90,000	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390
90,000	91,500	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690
91,500	93,000	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990
93,000	94,500	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290
94,500	96,000	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590
96,000	97,500	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890

イ 月 額 表
 乙 表
 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
97,500	99,000	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190
99,000	100,500	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490
100,500	102,000	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790
102,000	103,500	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090
103,500	105,000	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400
105,000	106,500	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770
106,500	108,000	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150
108,000	109,500	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520
109,500	111,000	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900
111,000	112,500	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270
112,500	114,000	17,600	16,850	16,100	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650
114,000	115,500	18,050	17,300	16,550	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020
115,500	117,000	18,500	17,750	17,000	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400
117,000	118,500	18,950	18,200	17,450	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770
118,500	120,000	19,400	18,650	17,900	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150
120,000	122,000	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170	15,460	14,830	14,210	13,580
122,000	124,000	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770	16,020	15,330	14,710	14,080
124,000	126,000	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370	16,620	15,870	15,210	14,580
126,000	128,000	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970	17,220	16,470	15,720	15,080
128,000	130,000	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,070	16,320	15,580
130,000	132,000	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170
132,000	134,000	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770
134,000	136,000	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370
136,000	138,000	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970
138,000	140,000	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570
140,000	142,000	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170
142,000	144,000	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770
144,000	146,000	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370
146,000	148,000	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970
148,000	150,000	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570
150,000	152,000	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170
152,000	154,000	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770
154,000	156,000	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370
156,000	158,000	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970
158,000	160,000	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570
160,000	162,000	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170
162,000	164,000	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770
164,000	166,000	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370
166,000	168,000	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970
168,000	170,000	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570
170,000	172,000	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180
172,000	174,000	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880
174,000	176,000	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580
176,000	178,000	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280
178,000	180,000	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980
180,000	182,000	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680
182,000	184,000	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380
184,000	186,000	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080
186,000	188,000	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780
188,000	190,000	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
190,000円	192,000円	43,060円	42,180円	41,310円	40,430円	39,560円	38,680円	37,810円	36,930円	36,060円	35,180円
192,000円	194,000円	43,760円	42,880円	42,010円	41,130円	40,260円	39,380円	38,510円	37,630円	36,760円	35,880円
194,000円	196,000円	44,460円	43,580円	42,710円	41,830円	40,960円	40,080円	39,210円	38,330円	37,460円	36,580円
196,000円	198,000円	45,160円	44,280円	43,410円	42,530円	41,660円	40,780円	39,910円	39,030円	38,160円	37,280円
198,000円	200,000円	45,860円	44,980円	44,110円	43,230円	42,360円	41,480円	40,610円	39,730円	38,860円	37,980円
200,000円		46,210円	45,330円	44,460円	43,580円	42,710円	41,830円	40,960円	40,080円	39,210円	38,330円
200,000円をこえ 226,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこ える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
226,000円		55,310円	54,430円	53,560円	52,680円	51,810円	50,930円	50,060円	49,180円	48,310円	47,430円
226,000円をこえ 351,000円に満た ない金額		226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこ える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
351,000円		105,310円	104,430円	103,560円	102,680円	101,810円	100,930円	100,060円	99,180円	98,310円	97,430円
351,000円をこえ 518,000円に満た ない金額		351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこ える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
518,000円		180,460円	179,580円	178,710円	177,830円	176,960円	176,080円	175,210円	174,330円	173,460円	172,580円
518,000円をこえ る金額		518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこ える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごと に380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

口 日 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額			
		扶 養 親 族 等 の 数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人		
以 上	未 満	税 額										額	額			
円 380	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社会 保険料控除の 金額に相当す る金額	円 0	円 0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	円 0	
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	円 0	
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	円 0	
410	420	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	円 0	
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	円 0	
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	円 0	
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	円 0	
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	円 0	
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	円 0	
470	480	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	円 0	
480	490	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	円 0	
490	500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	円 0	
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	円 0	
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	円 0	
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	円 0	
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	円 0	
540	550	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	円 0	
550	560	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	円 0	
560	570	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	円 0	
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	円 0	
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	円 0	
590	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	円 0	
600	610	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	円 0	
610	620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	円 0	
620	630	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	円 0	
630	640	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	円 0	
640	650	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	円 0	
650	660	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	円 0	
660	670	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	円 0	
670	680	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	円 0	
680	700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	円 0	
700	720	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	円 0	
720	740	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	円 0	
740	760	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	円 0	
760	780	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	円 0	
780	800	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	円 0	
800	820	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	円 0	
820	840	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	円 0	
840	860	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	円 0	
860	880	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	円 0	
880	900	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	円 0	
900	920	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	123	円 0	
920	940	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	128	円 0	
940	960	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	134	円 0	

昭和三十六年三月十七日 衆議院会議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以 上	未 満	税 額										額	額	
円 960	円 980	円 55	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 138	円 0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	143	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	176	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	182	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	188	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	193	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	198	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	204	0
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	209	0
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	214	0
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	219	0
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	227	0
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	234	0
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	241	0
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	249	0
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	256	0
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	263	0
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	271	0
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	285	0
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	300	0
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	314	0
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	329	0
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	344	0
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	358	0
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	372	0
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	388	0
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	35	30	20	405	0
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	422	0
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	439	0
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	455	0
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	472	0
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	489	0
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	505	0
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	521	0
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	537	0
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	553	0
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	569	0
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	585	0
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	601	0
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	617	0
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	633	0
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	649	0
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	668	0
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	688	0
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	708	0

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額		丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											税額	税額		
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人				
以 上	未 満	税 額														
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,520	2,560	315	265	245	230	215	195	180	165	145	135	120	728	146		
2,560	2,600	325	270	255	240	220	205	190	170	155	140	125	746	152		
2,600	2,640	335	280	265	245	230	215	195	180	160	145	135	764	157		
2,640	2,700	345	290	275	255	240	225	205	190	170	155	140	782	163		
2,700	2,760	360	300	285	270	250	235	220	200	185	165	150	809	171		
2,760	2,820	375	315	295	280	265	245	230	215	195	180	165	836	180		
2,820	2,880	390	330	310	290	275	260	240	225	210	190	175	863	189		
2,880	2,940	405	345	325	305	285	270	255	235	220	205	185	890	198		
2,940	3,000	420	360	340	320	300	285	265	250	230	215	200	917	210		
3,000	3,060	435	375	355	335	310	295	280	260	245	225	210	944	222		
3,060	3,120	450	390	370	350	325	305	290	275	255	240	225	971	234		
3,120	3,180	465	405	385	365	340	320	300	285	270	250	235	998	246		
3,180	3,240	480	420	400	380	355	335	315	295	280	265	245	1,025	258		
3,240	3,300	495	435	415	395	370	350	330	310	290	275	260	1,052	270		
3,300	3,360	510	450	430	410	385	365	345	325	305	285	270	1,079	282		
3,360	3,420	530	465	445	425	400	380	360	340	320	300	285	1,106	294		
3,420	3,480	545	480	460	440	415	395	375	355	335	310	295	1,131	306		
3,480	3,540	565	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305	1,155	318		
3,540	3,600	580	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320	1,179	330		
3,600	3,660	600	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335	1,203	342		
3,660	3,720	620	545	520	500	475	455	435	415	395	370	350	1,227	354		
3,720	3,780	635	560	535	515	490	470	450	430	410	385	365	1,251	366		
3,780	3,840	655	580	555	530	505	485	465	445	425	400	380	1,276	378		
3,840	3,900	670	595	570	545	520	500	480	460	440	415	395	1,306	390		
3,900	3,960	690	615	590	565	540	515	495	475	455	430	410	1,336	402		
3,960	4,020	710	635	610	585	560	535	510	490	470	445	425	1,366	414		
4,020	4,080	725	650	625	600	575	550	525	505	485	460	440	1,396	426		
4,080	4,140	745	670	645	620	595	570	545	520	500	475	455	1,426	441		
4,140	4,200	760	685	660	635	610	585	560	535	515	490	470	1,456	456		
4,200	4,260	780	705	680	655	630	605	580	555	530	505	485	1,486	471		
4,260	4,320	800	725	700	675	650	625	595	570	545	520	500	1,516	486		
4,320	4,380	815	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515	1,546	501		
4,380	4,440	835	760	735	710	685	660	635	610	585	560	535	1,576	516		
4,440	4,500	850	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550	1,606	531		
4,500	4,560	875	800	775	750	725	700	670	645	620	595	570	1,636	546		
4,560	4,620	895	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,676	566		
4,620	4,740	920	845	820	795	770	745	720	695	670	645	620	1,716	586		
4,740	4,820	945	870	845	820	795	770	745	720	695	670	645	1,756	606		
4,820	4,900	975	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670	1,792	626		
4,900	4,980	1,005	920	895	870	845	820	790	765	740	715	690	1,828	646		
4,980	5,060	1,030	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715	1,864	666		
5,060	5,140	1,060	970	940	915	890	865	840	815	790	765	740	1,900	686		
5,140	5,220	1,085	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	765	1,936	706		
5,220	5,300	1,115	1,030	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	1,972	729		
5,300	5,380	1,145	1,055	1,025	995	965	940	910	885	860	835	810	2,008	753		
5,380	5,460	1,170	1,085	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	835	2,044	777		
5,460	5,540	1,200	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	2,080	801		
5,540	5,620	1,225	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	995	965	935	910	885	2,116	825		
5,620	5,700	1,255	1,170	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	910	2,152	849		
5,700	5,780	1,285	1,195	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	960	930	2,188	873		

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除 後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額												額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,780	5,860	1,310	1,225	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,020	990	960	2,224	897	
5,860	5,940	1,340	1,250	1,220	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,261	921	
5,940	6,020	1,365	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	2,305	945	
6,020	6,100	1,395	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	2,349	969	
6,100	6,180	1,425	1,335	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	2,393	993	
6,180	6,260	1,450	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,160	1,130	1,100	2,437	1,017	
6,260	6,340	1,480	1,390	1,360	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,481	1,041	
6,340	6,420	1,505	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	2,525	1,065	
6,420	6,500	1,535	1,450	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	2,569	1,089	
6,500円		1,550	1,460	1,430	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255	1,225	1,195	2,613	1,113	
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,613円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	1,113円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,530円		1,910円	1,820円	1,790円	1,765円	1,735円	1,705円	1,675円	1,645円	1,615円	1,585円	1,555円	3,076円	1,473円	
7,530円をこえ 11,700円に満 たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額												3,076円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,473円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,700円		3,580円	3,490円	3,460円	3,435円	3,405円	3,375円	3,345円	3,315円	3,285円	3,255円	3,225円	5,161円	3,141円	
11,700円をこ え 17,250円に 満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,161円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,141円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
円 17,250	円 6,075	円 5,985	円 5,955	円 5,930	円 5,900	円 5,870	円 5,840	円 5,810	円 5,780	円 5,750	円 5,720	円 8,213	円 5,638	
17,250 円をこ える金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額											8,213 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 17,250 円 をこえる金 額の 60 % に 相当する金 額を加算し た金額	5,638 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 17,250 円 をこえる金 額の 50 % に 相当する金 額を加算し た金額	
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が 提出されて いる場合に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに 12 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額		
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある 場合には、当該障害者 1 人につ き 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の
数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社
会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じ
て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶
養親族等の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ご
とに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)に
より求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額
である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (イ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 620	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	35	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,060	1,080	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,080	1,100	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0
1,160	1,180	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,180	1,200	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0
1,200	1,220	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0
1,220	1,240	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0
1,260	1,280	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,280	1,300	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0
1,300	1,320	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,320	1,340	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,340	1,360	75	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,360	1,380	75	65	50	40	30	25	15	5	0	0
1,380	1,400	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0
1,400	1,440	85	70	60	45	35	25	20	10	0	0
1,440	1,480	90	75	65	50	40	30	20	15	5	0
1,480	1,520	95	80	70	55	45	35	25	20	10	0

口 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,520	1,560	100	85	75	60	50	40	30	20	15	10
1,560	1,600	105	90	80	65	55	40	35	25	15	10
1,600	1,640	110	95	85	70	60	45	35	30	20	10
1,640	1,680	115	105	90	80	65	50	40	30	25	15
1,680	1,720	120	110	95	85	70	60	45	35	25	20
1,720	1,760	125	115	100	90	75	65	50	40	30	20
1,760	1,800	130	120	105	95	80	70	55	45	35	25
1,800	1,840	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,840	1,880	140	130	115	105	90	80	65	55	40	35
1,880	1,920	150	135	125	110	95	85	70	60	45	35
1,920	1,960	155	140	130	115	105	90	80	65	50	40
1,960	2,000	165	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,000	2,040	170	155	140	125	115	100	90	75	65	50
2,040	2,080	180	160	145	135	120	110	95	80	70	55
2,080	2,120	185	170	155	140	125	115	100	90	75	65
2,120	2,160	195	180	160	145	130	120	105	95	80	70
2,160	2,200	205	185	170	150	140	125	115	100	90	75
2,200	2,240	210	195	175	160	145	130	120	105	95	80
2,240	2,280	220	200	185	170	150	140	125	110	100	85
2,280	2,320	225	210	195	175	160	145	130	120	105	95
2,320	2,360	235	220	200	185	170	150	135	125	110	100
2,360	2,400	245	225	210	190	175	160	145	130	120	105
2,400	2,440	250	235	215	200	185	165	150	135	125	110
2,440	2,480	260	240	225	210	190	175	160	140	130	115
2,480	2,520	265	250	235	215	200	185	165	150	135	125
2,520	2,560	275	260	240	225	210	190	175	155	140	130
2,560	2,600	285	265	250	230	215	200	180	165	150	135
2,600	2,640	290	275	255	240	225	205	190	175	155	140
2,640	2,700	300	285	265	250	235	215	200	185	165	150
2,700	2,760	315	295	280	260	245	230	210	195	180	160
2,760	2,820	330	310	290	275	260	240	225	205	190	175
2,820	2,880	345	320	305	285	270	255	235	220	200	185
2,880	2,940	360	335	315	300	280	265	250	230	215	200
2,940	3,000	375	350	330	310	295	275	260	245	225	210
3,000	3,060	390	365	345	325	305	290	270	255	240	220
3,060	3,120	405	380	360	340	320	300	285	265	250	235
3,120	3,180	420	395	375	355	335	315	295	280	260	245
3,180	3,240	435	410	390	370	350	330	310	290	275	260
3,240	3,300	450	425	405	385	365	345	320	305	285	270
3,300	3,360	465	440	420	400	380	360	335	315	300	280
3,360	3,420	480	455	435	415	395	375	350	330	310	295
3,420	3,480	495	470	460	430	410	390	365	345	325	305
3,480	3,540	510	485	465	445	425	405	380	360	340	320
3,540	3,600	525	500	480	460	440	420	395	375	355	335
3,600	3,660	540	515	495	475	455	435	410	390	370	350
3,660	3,720	560	535	510	490	470	450	425	405	385	365
3,720	3,780	580	555	525	505	485	465	440	420	400	380
3,780	3,840	595	570	545	520	500	480	455	435	415	395
3,840	3,900	615	590	565	540	515	495	470	450	430	410
3,900	3,960	630	605	580	555	530	510	485	465	445	425

口 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
3,960 円	4,020 円	650 円	625 円	600 円	575 円	550 円	525 円	500 円	480 円	460 円	440 円
4,020 円	4,080 円	670 円	645 円	615 円	590 円	565 円	540 円	515 円	495 円	475 円	455 円
4,080 円	4,140 円	685 円	660 円	635 円	610 円	585 円	560 円	535 円	510 円	490 円	470 円
4,140 円	4,200 円	705 円	680 円	655 円	630 円	605 円	580 円	555 円	525 円	505 円	485 円
4,200 円	4,260 円	720 円	695 円	670 円	645 円	620 円	595 円	570 円	545 円	520 円	500 円
4,260 円	4,320 円	740 円	715 円	690 円	665 円	640 円	615 円	590 円	565 円	540 円	515 円
4,320 円	4,380 円	760 円	735 円	705 円	680 円	655 円	630 円	605 円	580 円	555 円	530 円
4,380 円	4,440 円	775 円	750 円	725 円	700 円	675 円	650 円	625 円	600 円	575 円	550 円
4,440 円	4,500 円	795 円	770 円	745 円	720 円	695 円	670 円	645 円	615 円	590 円	565 円
4,500 円	4,580 円	815 円	790 円	765 円	740 円	715 円	690 円	665 円	640 円	615 円	590 円
4,580 円	4,660 円	840 円	815 円	790 円	765 円	740 円	715 円	690 円	660 円	635 円	610 円
4,660 円	4,740 円	865 円	840 円	810 円	785 円	760 円	735 円	710 円	685 円	660 円	635 円
4,740 円	4,820 円	885 円	860 円	835 円	810 円	785 円	760 円	735 円	710 円	685 円	660 円
4,820 円	4,900 円	910 円	885 円	860 円	835 円	810 円	785 円	760 円	735 円	710 円	685 円
4,900 円	4,980 円	935 円	910 円	885 円	860 円	835 円	810 円	785 円	760 円	735 円	710 円
4,980 円	5,060 円	965 円	935 円	910 円	885 円	860 円	835 円	810 円	780 円	755 円	730 円
5,060 円	5,140 円	990 円	960 円	930 円	905 円	880 円	855 円	830 円	805 円	780 円	755 円
5,140 円	5,220 円	1,020 円	990 円	960 円	930 円	905 円	880 円	855 円	830 円	805 円	780 円
5,220 円	5,300 円	1,045 円	1,015 円	990 円	960 円	930 円	905 円	880 円	855 円	830 円	805 円
5,300 円	5,380 円	1,075 円	1,045 円	1,015 円	985 円	955 円	930 円	905 円	880 円	855 円	830 円
5,380 円	5,460 円	1,105 円	1,075 円	1,045 円	1,015 円	985 円	955 円	930 円	900 円	875 円	850 円
5,460 円	5,540 円	1,130 円	1,100 円	1,070 円	1,045 円	1,015 円	985 円	955 円	925 円	900 円	875 円
5,540 円	5,620 円	1,160 円	1,130 円	1,100 円	1,070 円	1,040 円	1,010 円	980 円	955 円	925 円	900 円
5,620 円	5,700 円	1,185 円	1,155 円	1,130 円	1,100 円	1,070 円	1,040 円	1,010 円	980 円	950 円	925 円
5,700 円	5,780 円	1,215 円	1,185 円	1,155 円	1,125 円	1,095 円	1,070 円	1,040 円	1,010 円	980 円	950 円
5,780 円	5,860 円	1,245 円	1,215 円	1,185 円	1,155 円	1,125 円	1,095 円	1,065 円	1,035 円	1,010 円	980 円
5,860 円	5,940 円	1,270 円	1,240 円	1,210 円	1,185 円	1,155 円	1,125 円	1,095 円	1,065 円	1,035 円	1,005 円
5,940 円	6,020 円	1,300 円	1,270 円	1,240 円	1,210 円	1,180 円	1,150 円	1,120 円	1,095 円	1,065 円	1,035 円
6,020 円	6,100 円	1,325 円	1,295 円	1,270 円	1,240 円	1,210 円	1,180 円	1,150 円	1,120 円	1,090 円	1,060 円
6,100 円	6,180 円	1,355 円	1,325 円	1,295 円	1,265 円	1,235 円	1,210 円	1,180 円	1,150 円	1,120 円	1,090 円
6,180 円	6,260 円	1,385 円	1,355 円	1,325 円	1,295 円	1,265 円	1,235 円	1,205 円	1,175 円	1,150 円	1,120 円
6,260 円	6,340 円	1,410 円	1,380 円	1,350 円	1,325 円	1,295 円	1,265 円	1,235 円	1,205 円	1,175 円	1,145 円
6,340 円	6,420 円	1,440 円	1,410 円	1,380 円	1,350 円	1,320 円	1,290 円	1,260 円	1,235 円	1,205 円	1,175 円
6,420 円	6,500 円	1,465 円	1,435 円	1,410 円	1,380 円	1,350 円	1,320 円	1,290 円	1,260 円	1,230 円	1,200 円
6,500 円		1,480 円	1,450 円	1,420 円	1,395 円	1,365 円	1,335 円	1,305 円	1,275 円	1,245 円	1,215 円
6,500 円をこえ 7,530 円に満た ない金額		6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35 % に相当する金額を加算した金額									
7,530 円		1,840 円	1,810 円	1,780 円	1,755 円	1,725 円	1,695 円	1,665 円	1,635 円	1,605 円	1,575 円
7,530 円をこえ 11,700 円に満た ない金額		7,530 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530 円をこえる 金額の 40 % に相当する金額を加算した金額									
11,700 円		3,510 円	3,480 円	3,450 円	3,425 円	3,395 円	3,365 円	3,335 円	3,305 円	3,275 円	3,245 円
11,700 円をこえ 17,250 円に満た ない金額		11,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700 円をこえ る金額の 45 % に相当する金額を加算した金額									

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額									
17,250 円	6,005 ^円	5,975 ^円	5,945 ^円	5,920 ^円	5,890 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,800 ^円	5,770 ^円	5,740 ^円	
17,250 円をこえる金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額										
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額である。

定による賞与の金額に乘すべき率の表)

イ の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数										前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上	除 後 の 給 与 の 金 額						以 上 未 満
以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満
28,100円未満	30,300円未満	32,500円未満	34,700円未満	37,000円未満	1,000円未満						
28,100	29,400	30,300	31,700	32,500	34,000	34,700	36,400	37,000	38,700	1,000	3,000
29,400	30,800	31,700	33,300	34,000	35,700	36,400	38,100	38,700	40,600	3,000	5,000
30,800	32,400	33,300	35,000	35,700	37,500	38,100	40,100	40,600	42,600	5,000	7,000
32,400	34,100	35,000	36,800	37,500	39,500	40,100	42,300	42,600	45,000	7,000	9,000
34,100	41,000	36,800	43,300	39,500	45,700	42,300	47,800	45,000	49,500	9,000	12,200
41,000	45,200	43,300	47,700	45,700	49,500	47,800	51,400	49,500	53,200	12,200	12,900
45,200	49,500	47,700	51,500	49,500	53,500	51,400	55,500	53,200	57,500	12,900	22,500
49,500	59,000	51,500	61,100	53,500	63,200	55,500	65,300	57,500	67,400	22,500	23,600
59,000	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200	67,400	73,500	23,600	25,000
64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700	73,500	84,700	25,000	33,700
76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900	84,700	92,000	33,700	35,300
83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400	92,000	100,800	35,300	37,000
91,300	100,700	93,700	102,800	96,000	104,900	98,400	106,900	100,800	109,000	37,000	45,800
100,700	109,800	102,800	112,100	104,900	114,400	106,900	116,700	109,000	118,900	45,800	48,000
109,800	130,000	112,100	132,000	114,400	134,000	116,700	136,000	118,900	138,000	48,000	63,300
130,000	141,300	132,000	143,500	134,000	145,700	136,000	147,800	138,000	150,000	63,300	66,300
141,300	154,800	143,500	157,100	145,700	159,500	147,800	161,900	150,000	164,300	66,300	69,500
154,800	204,900	157,100	206,900	159,500	209,000	161,900	211,100	164,300	213,200	69,500	102,700
204,900	223,500	206,900	225,800	209,000	228,000	211,100	230,300	213,200	232,600	102,700	107,500
223,500	296,700	225,800	298,700	228,000	300,700	230,300	302,700	232,600	304,700	107,500	155,900
296,700	322,500	298,700	324,600	300,700	326,800	302,700	329,000	304,700	331,200	155,900	163,200
322,500	353,200	324,600	355,600	326,800	357,900	329,000	360,300	331,200	362,700	163,200	171,200
353,200	447,900	355,600	450,000	357,900	452,100	360,300	454,200	362,700	456,300	171,200	235,200
447,900	488,600	450,000	490,900	452,100	493,200	454,200	495,500	456,300	497,700	235,200	246,400
488,600円以上	490,900円以上	493,200円以上	495,500円以上	497,700円以上	246,400円以上						

額を求める。

いう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円
除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、
金額を求める。

率である。

給与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶
等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額
(イの(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表 (第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号											
	扶 養 親 族						前 月 の 社 会 保 険 料 控					
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	8,200円	8,200円未満	15,700円	15,700円未満	18,200円	18,200円未満	20,700円	20,700円未満	23,200円	23,200円未満	25,700円	25,700円未満
2	8,200	8,600	15,700	16,500	18,200	19,100	20,700	21,800	23,200	24,400	25,700	27,000
4	8,600	9,100	16,500	17,400	19,100	20,200	21,800	23,000	24,400	25,700	27,000	28,400
6	9,100	9,600	17,400	18,400	20,200	21,400	23,000	24,300	25,700	27,300	28,400	29,800
8	9,600	10,200	18,400	19,600	21,400	22,700	24,300	25,800	27,300	28,700	29,800	31,400
10	10,200	23,000	19,600	30,100	22,700	32,100	25,800	34,100	28,700	36,400	31,400	38,700
12	23,000	25,800	30,100	32,700	32,100	35,000	34,100	37,500	36,400	40,100	38,700	42,600
14	25,800	37,500	32,700	39,500	35,000	41,500	37,500	43,500	40,100	45,500	42,600	47,500
16	37,500	44,900	39,500	50,700	41,500	52,400	43,500	54,100	45,500	55,700	47,500	57,400
18	44,900	49,000	50,700	54,300	52,400	56,100	54,100	57,900	55,700	59,800	57,400	62,100
20	49,000	60,700	54,300	66,700	56,100	68,700	57,900	70,700	59,800	72,700	62,100	74,700
22	60,700	65,900	66,700	72,500	68,700	74,600	70,700	76,800	72,700	79,000	74,700	81,200
24	65,900	72,200	72,500	79,400	74,600	81,700	76,800	84,100	79,000	86,500	81,200	88,900
26	72,200	84,000	79,400	90,300	81,700	92,400	84,100	94,400	86,500	96,500	88,900	98,600
28	84,000	91,700	90,300	98,500	92,400	100,800	94,400	103,000	96,500	105,300	98,600	107,600
30	91,700	114,000	98,500	120,000	100,800	122,000	103,000	124,000	105,300	126,000	107,600	128,000
32	114,000	123,900	120,000	130,400	122,000	132,600	124,000	134,800	126,000	137,000	128,000	139,100
34	123,900	135,700	130,400	142,900	132,600	145,200	134,800	147,600	137,000	150,000	139,100	152,400
36	135,700	188,200	142,900	194,400	145,200	196,800	147,600	198,600	150,000	200,700	152,400	202,800
38	188,200	205,300	194,400	212,100	196,800	214,400	198,600	216,700	200,700	218,900	202,800	221,200
40	205,300	280,700	212,100	286,700	214,400	288,700	216,700	290,700	218,900	292,700	221,200	294,700
42	280,700	305,100	286,700	311,600	288,700	313,800	290,700	315,900	292,700	318,100	294,700	320,300
44	305,100	334,100	311,600	341,300	313,800	343,700	315,900	346,000	318,100	348,400	320,300	350,800
46	334,100	431,300	341,300	437,500	343,700	439,600	346,000	441,000	348,400	443,800	350,800	445,800
48	431,300	470,500	437,500	477,300	439,600	479,500	441,000	481,100	443,800	484,100	445,800	486,400
50	470,500円以上		477,300円以上		479,500円以上		481,100円以上		484,100円以上		486,400円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)を

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかった場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該規定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与が養親族の数に依り、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じて、扶養親族に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特 税除後の金		税 額	退職所得の特 税除後の金		税 額	退職所得の特 税除後の金		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,000	円未満	0	50,000	51,000	2,500	140,000	142,000	7,000
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,550	142,000	144,000	7,100
2,000	3,000	100	52,000	53,000	2,600	144,000	146,000	7,200
3,000	4,000	150	53,000	54,000	2,650	146,000	148,000	7,300
4,000	5,000	200	54,000	55,000	2,700	148,000	150,000	7,400
5,000	6,000	250	55,000	56,000	2,750	150,000	152,000	7,500
6,000	7,000	300	56,000	57,000	2,800	152,000	154,000	7,600
7,000	8,000	350	57,000	58,000	2,850	154,000	156,000	7,700
8,000	9,000	400	58,000	59,000	2,900	156,000	158,000	7,800
9,000	10,000	450	59,000	60,000	2,950	158,000	160,000	7,900
10,000	11,000	500	60,000	62,000	3,000	160,000	162,000	8,000
11,000	12,000	550	62,000	64,000	3,100	162,000	164,000	8,100
12,000	13,000	600	64,000	66,000	3,200	164,000	166,000	8,200
13,000	14,000	650	66,000	68,000	3,300	166,000	168,000	8,300
14,000	15,000	700	68,000	70,000	3,400	168,000	170,000	8,400
15,000	16,000	750	70,000	72,000	3,500	170,000	172,000	8,500
16,000	17,000	800	72,000	74,000	3,600	172,000	174,000	8,600
17,000	18,000	850	74,000	76,000	3,700	174,000	176,000	8,700
18,000	19,000	900	76,000	78,000	3,800	176,000	178,000	8,800
19,000	20,000	950	78,000	80,000	3,900	178,000	180,000	8,900
20,000	21,000	1,000	80,000	82,000	4,000	180,000	184,000	9,000
21,000	22,000	1,050	82,000	84,000	4,100	184,000	188,000	9,200
22,000	23,000	1,100	84,000	86,000	4,200	188,000	192,000	9,400
23,000	24,000	1,150	86,000	88,000	4,300	192,000	196,000	9,600
24,000	25,000	1,200	88,000	90,000	4,400	196,000	200,000	9,800
25,000	26,000	1,250	90,000	92,000	4,500	200,000	204,000	10,000
26,000	27,000	1,300	92,000	94,000	4,600	204,000	208,000	10,200
27,000	28,000	1,350	94,000	96,000	4,700	208,000	212,000	10,400
28,000	29,000	1,400	96,000	98,000	4,800	212,000	216,000	10,600
29,000	30,000	1,450	98,000	100,000	4,900	216,000	220,000	10,800
30,000	31,000	1,500	100,000	102,000	5,000	220,000	224,000	11,000
31,000	32,000	1,550	102,000	104,000	5,100	224,000	228,000	11,200
32,000	33,000	1,600	104,000	106,000	5,200	228,000	232,000	11,400
33,000	34,000	1,650	106,000	108,000	5,300	232,000	236,000	11,600
34,000	35,000	1,700	108,000	110,000	5,400	236,000	240,000	11,800
35,000	36,000	1,750	110,000	112,000	5,500	240,000	244,000	12,000
36,000	37,000	1,800	112,000	114,000	5,600	244,000	248,000	12,200
37,000	38,000	1,850	114,000	116,000	5,700	248,000	252,000	12,400
38,000	39,000	1,900	116,000	118,000	5,800	252,000	256,000	12,600
39,000	40,000	1,950	118,000	120,000	5,900	256,000	260,000	12,800
40,000	41,000	2,000	120,000	122,000	6,000	260,000	264,000	13,000
41,000	42,000	2,050	122,000	124,000	6,100	264,000	268,000	13,200
42,000	43,000	2,100	124,000	126,000	6,200	268,000	272,000	13,400
43,000	44,000	2,150	126,000	128,000	6,300	272,000	276,000	13,600
44,000	45,000	2,200	128,000	130,000	6,400	276,000	280,000	13,800
45,000	46,000	2,250	130,000	132,000	6,500	280,000	284,000	14,000
46,000	47,000	2,300	132,000	134,000	6,600	284,000	288,000	14,200
47,000	48,000	2,350	134,000	136,000	6,700	288,000	292,000	14,400
48,000	49,000	2,400	136,000	138,000	6,800	292,000	296,000	14,600
49,000	50,000	2,450	138,000	140,000	6,900	296,000	300,000	14,800

(二)

退職所得の特金 の除税額			税 額	退職所得の特金 の除税額			税 額	退職所得の特金 の除税額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
300,000	304,000	15,000	円	540,000	546,000	33,000	円	860,000	868,000	58,500	円
304,000	308,000	15,300	円	546,000	552,000	33,450	円	868,000	876,000	59,300	円
308,000	312,000	15,600	円	552,000	558,000	33,900	円	876,000	884,000	60,100	円
312,000	316,000	15,900	円	558,000	564,000	34,350	円	884,000	892,000	60,900	円
316,000	320,000	16,200	円	564,000	570,000	34,800	円	892,000	900,000	61,700	円
320,000	324,000	16,500	円	570,000	576,000	35,250	円	900,000	908,000	62,500	円
324,000	328,000	16,800	円	576,000	582,000	35,700	円	908,000	916,000	63,300	円
328,000	332,000	17,100	円	582,000	588,000	36,150	円	916,000	924,000	64,100	円
332,000	336,000	17,400	円	588,000	594,000	36,600	円	924,000	932,000	64,900	円
336,000	340,000	17,700	円	594,000	600,000	37,050	円	932,000	940,000	65,700	円
340,000	344,000	18,000	円	600,000	606,000	37,500	円	940,000	948,000	66,500	円
344,000	348,000	18,300	円	606,000	612,000	37,950	円	948,000	956,000	67,300	円
348,000	352,000	18,600	円	612,000	618,000	38,400	円	956,000	964,000	68,100	円
352,000	356,000	18,900	円	618,000	624,000	38,850	円	964,000	972,000	68,900	円
356,000	360,000	19,200	円	624,000	630,000	39,300	円	972,000	980,000	69,700	円
360,000	364,000	19,500	円	630,000	636,000	39,750	円	980,000	988,000	70,500	円
364,000	368,000	19,800	円	636,000	642,000	40,200	円	988,000	996,000	71,300	円
368,000	372,000	20,100	円	642,000	648,000	40,650	円	996,000	1,004,000	72,100	円
372,000	376,000	20,400	円	648,000	654,000	41,100	円	1,004,000	1,012,000	72,900	円
376,000	380,000	20,700	円	654,000	660,000	41,550	円	1,012,000	1,020,000	73,700	円
380,000	384,000	21,000	円	660,000	666,000	42,000	円	1,020,000	1,028,000	74,500	円
384,000	388,000	21,300	円	666,000	672,000	42,450	円	1,028,000	1,036,000	75,300	円
388,000	392,000	21,600	円	672,000	678,000	42,900	円	1,036,000	1,044,000	76,100	円
392,000	396,000	21,900	円	678,000	684,000	43,350	円	1,044,000	1,052,000	76,900	円
396,000	400,000	22,200	円	684,000	690,000	43,800	円	1,052,000	1,060,000	77,700	円
400,000	404,000	22,500	円	690,000	696,000	44,250	円	1,060,000	1,068,000	78,500	円
404,000	408,000	22,800	円	696,000	702,000	44,700	円	1,068,000	1,076,000	79,300	円
408,000	412,000	23,100	円	702,000	708,000	45,150	円	1,076,000	1,084,000	80,100	円
412,000	416,000	23,400	円	708,000	714,000	45,600	円	1,084,000	1,092,000	80,900	円
416,000	420,000	23,700	円	714,000	720,000	46,050	円	1,092,000	1,100,000	81,700	円
420,000	426,000	24,000	円	720,000	726,000	46,500	円	1,100,000	1,108,000	82,500	円
426,000	432,000	24,450	円	726,000	732,000	46,950	円	1,108,000	1,116,000	83,300	円
432,000	438,000	24,900	円	732,000	738,000	47,400	円	1,116,000	1,124,000	84,100	円
438,000	444,000	25,350	円	738,000	744,000	47,850	円	1,124,000	1,132,000	84,900	円
444,000	450,000	25,800	円	744,000	750,000	48,300	円	1,132,000	1,140,000	85,700	円
450,000	456,000	26,250	円	750,000	756,000	48,750	円	1,140,000	1,148,000	86,500	円
456,000	462,000	26,700	円	756,000	762,000	49,200	円	1,148,000	1,156,000	87,300	円
462,000	468,000	27,150	円	762,000	768,000	49,650	円	1,156,000	1,164,000	88,100	円
468,000	474,000	27,600	円	768,000	774,000	50,100	円	1,164,000	1,172,000	88,900	円
474,000	480,000	28,050	円	774,000	780,000	50,550	円	1,172,000	1,180,000	89,700	円
480,000	486,000	28,500	円	780,000	788,000	51,000	円	1,180,000	1,188,000	90,500	円
486,000	492,000	28,950	円	788,000	796,000	51,600	円	1,188,000	1,196,000	91,300	円
492,000	498,000	29,400	円	796,000	804,000	52,200	円	1,196,000	1,204,000	92,100	円
498,000	504,000	29,850	円	804,000	812,000	52,900	円	1,204,000	1,212,000	92,900	円
504,000	510,000	30,300	円	812,000	820,000	53,700	円	1,212,000	1,220,000	93,700	円
510,000	516,000	30,750	円	820,000	828,000	54,500	円	1,220,000	1,228,000	94,500	円
516,000	522,000	31,200	円	828,000	836,000	55,300	円	1,228,000	1,236,000	95,300	円
522,000	528,000	31,650	円	836,000	844,000	56,100	円	1,236,000	1,244,000	96,100	円
528,000	534,000	32,100	円	844,000	852,000	56,900	円	1,244,000	1,252,000	96,900	円
534,000	540,000	32,550	円	852,000	860,000	57,700	円	1,252,000	1,260,000	97,700	円

(三)

退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額		
以	上	未	以	上	未	以	上	未
1,260,000	1,263,000	98,500	1,650,000	1,660,000	143,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて算 出した金額から 187,500円を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	99,300	1,660,000	1,670,000	145,000			
1,276,000	1,284,000	100,100	1,670,000	1,680,000	146,250			
1,284,000	1,292,000	100,900	1,680,000	1,690,000	147,500			
1,292,000	1,300,000	101,700	1,690,000	1,700,000	148,750			
1,300,000	1,310,000	102,500	1,700,000	1,710,000	150,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 312,500円を控 除した金額
1,310,000	1,320,000	103,500	1,710,000	1,720,000	151,250			
1,320,000	1,330,000	104,500	1,720,000	1,730,000	152,500			
1,330,000	1,340,000	105,500	1,730,000	1,740,000	153,750			
1,340,000	1,350,000	106,500	1,740,000	1,750,000	155,000			
1,350,000	1,360,000	107,500	1,750,000	1,760,000	156,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら512,500円を 控除した金額
1,360,000	1,370,000	108,500	1,760,000	1,770,000	157,500			
1,370,000	1,380,000	109,500	1,770,000	1,780,000	158,750			
1,380,000	1,390,000	110,500	1,780,000	1,790,000	160,000			
1,390,000	1,400,000	111,500	1,790,000	1,800,000	161,250			
1,400,000	1,410,000	112,500	1,800,000	1,810,000	162,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 512,500円を控 除した金額
1,410,000	1,420,000	113,750	1,810,000	1,820,000	163,750			
1,420,000	1,430,000	115,000	1,820,000	1,830,000	165,000			
1,430,000	1,440,000	116,250	1,830,000	1,840,000	166,250			
1,440,000	1,450,000	117,500	1,840,000	1,850,000	167,500			
1,450,000	1,460,000	118,750	1,850,000	1,860,000	168,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら1,312,500円 を控除した金額
1,460,000	1,470,000	120,000	1,860,000	1,870,000	170,000			
1,470,000	1,480,000	121,250	1,870,000	1,880,000	171,250			
1,480,000	1,490,000	122,500	1,880,000	1,890,000	172,500			
1,490,000	1,500,000	123,750	1,890,000	1,900,000	173,750			
1,500,000	1,510,000	125,000	1,900,000	1,910,000	175,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,312,500円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	126,250	1,910,000	1,920,000	176,250			
1,520,000	1,530,000	127,500	1,920,000	1,930,000	177,500			
1,530,000	1,540,000	128,750	1,930,000	1,940,000	178,750			
1,540,000	1,550,000	130,000	1,940,000	1,950,000	180,000			
1,550,000	1,560,000	131,250	1,950,000	1,960,000	181,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら3,312,500円 を控除した金額
1,560,000	1,570,000	132,500	1,960,000	1,970,000	182,500			
1,570,000	1,580,000	133,750	1,970,000	1,980,000	183,750			
1,580,000	1,590,000	135,000	1,980,000	1,990,000	185,000			
1,590,000	1,600,000	136,250	1,990,000	2,000,000	186,250			
1,600,000	1,610,000	137,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 4,312,500円を控 除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 4,312,500円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	138,750						
1,620,000	1,630,000	140,000						
1,630,000	1,640,000	141,250						
1,640,000	1,650,000	142,500						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
500円	500円	0	25,000円	25,000円	2,500円	70,000円	71,000円	7,000円	150,000円	152,000円	15,000円
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	7,100	152,000	154,000	15,300
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	7,200	154,000	156,000	15,600
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	7,300	156,000	158,000	15,900
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	7,400	158,000	160,000	16,200
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	7,500	160,000	162,000	16,500
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	7,600	162,000	164,000	16,800
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	7,700	164,000	166,000	17,100
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	7,800	166,000	168,000	17,400
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	7,900	168,000	170,000	17,700
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	8,000	170,000	172,000	18,000
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	8,100	172,000	174,000	18,300
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	8,200	174,000	176,000	18,600
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	8,300	176,000	178,000	18,900
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	8,400	178,000	180,000	19,200
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	8,500	180,000	182,000	19,500
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	8,600	182,000	184,000	19,800
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	8,700	184,000	186,000	20,100
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	8,800	186,000	188,000	20,400
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	8,900	188,000	190,000	20,700
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	9,000	190,000	192,000	21,000
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	9,200	192,000	194,000	21,300
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	9,400	194,000	196,000	21,600
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	9,600	196,000	198,000	21,900
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	9,800	198,000	200,000	22,200
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	10,000	200,000	202,000	22,500
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	10,200	202,000	204,000	22,800
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	10,400	204,000	206,000	23,100
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	10,600	206,000	208,000	23,400
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	10,800	208,000	210,000	23,700
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	11,000	210,000	213,000	24,000
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,100	112,000	114,000	11,200	213,000	216,000	24,300
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,200	114,000	116,000	11,400	216,000	219,000	24,600
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,300	116,000	118,000	11,600	219,000	222,000	24,900
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,400	118,000	120,000	11,800	222,000	225,000	25,200
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,500	120,000	122,000	12,000	225,000	228,000	25,500
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,600	122,000	124,000	12,200	228,000	231,000	25,800
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	5,700	124,000	126,000	12,400	231,000	234,000	26,100
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	5,800	126,000	128,000	12,600	234,000	237,000	26,400
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	5,900	128,000	130,000	12,800	237,000	240,000	26,700
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,000	130,000	132,000	13,000	240,000	243,000	27,000
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,100	132,000	134,000	13,200	243,000	246,000	27,300
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,200	134,000	136,000	13,400	246,000	249,000	27,600
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,300	136,000	138,000	13,600	249,000	252,000	27,900
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	6,400	138,000	140,000	13,800	252,000	255,000	28,200
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	6,500	140,000	142,000	14,000	255,000	258,000	28,500
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	6,600	142,000	144,000	14,200	258,000	261,000	28,800
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	6,700	144,000	146,000	14,400	261,000	264,000	29,100
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	6,800	146,000	148,000	14,600	264,000	267,000	29,400
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	6,900	148,000	150,000	14,800	267,000	270,000	29,700

(二)

課税給与額 所得金額		税 額	課税給与額 所得金額		税 額	課税給与額 所得金額		税 額	課税給与額 所得金額		税 額	課税給与額 所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
270,000	273,000	33,000	430,000	434,000	58,500	630,000	635,000	98,500	880,000	885,000	157,500			
273,000	276,000	33,450	434,000	438,000	59,300	635,000	640,000	99,500	885,000	890,000	158,750			
276,000	279,000	33,900	438,000	442,000	60,100	640,000	645,000	100,500	890,000	895,000	160,000			
279,000	282,000	34,350	442,000	446,000	60,900	645,000	650,000	101,500	895,000	900,000	161,250			
282,000	285,000	34,800	446,000	450,000	61,700	650,000	655,000	102,500	900,000	905,000	162,500			
285,000	288,000	35,250	450,000	454,000	62,500	655,000	660,000	103,500	905,000	910,000	163,750			
288,000	291,000	35,700	454,000	458,000	63,300	660,000	665,000	104,500	910,000	915,000	165,000			
291,000	294,000	36,150	458,000	462,000	64,100	665,000	670,000	105,500	915,000	920,000	166,250			
294,000	297,000	36,600	462,000	466,000	64,900	670,000	675,000	106,500	920,000	925,000	167,500			
297,000	300,000	37,050	466,000	470,000	65,700	675,000	680,000	107,500	925,000	930,000	168,750			
300,000	303,000	37,500	470,000	474,000	66,500	680,000	685,000	108,500	930,000	935,000	170,000			
303,000	306,000	37,950	474,000	478,000	67,300	685,000	690,000	109,500	935,000	940,000	171,250			
306,000	309,000	38,400	478,000	482,000	68,100	690,000	695,000	110,500	940,000	945,000	172,500			
309,000	312,000	38,850	482,000	486,000	68,900	695,000	700,000	111,500	945,000	950,000	173,750			
312,000	315,000	39,300	486,000	490,000	69,700	700,000	705,000	112,500	950,000	955,000	175,000			
315,000	318,000	39,750	490,000	494,000	70,500	705,000	710,000	113,750	955,000	960,000	176,250			
318,000	321,000	40,200	494,000	498,000	71,300	710,000	715,000	115,000	960,000	965,000	177,500			
321,000	324,000	40,650	498,000	502,000	72,100	715,000	720,000	116,250	965,000	970,000	178,750			
324,000	327,000	41,100	502,000	506,000	72,900	720,000	725,000	117,500	970,000	975,000	180,000			
327,000	330,000	41,550	506,000	510,000	73,700	725,000	730,000	118,750	975,000	980,000	181,250			
330,000	333,000	42,000	510,000	514,000	74,500	730,000	735,000	120,000	980,000	985,000	182,500			
333,000	336,000	42,450	514,000	518,000	75,300	735,000	740,000	121,250	985,000	990,000	183,750			
336,000	339,000	42,900	518,000	522,000	76,100	740,000	745,000	122,500	990,000	995,000	185,000			
339,000	342,000	43,350	522,000	526,000	76,900	745,000	750,000	123,750	995,000	1,000,000	186,250			
342,000	345,000	43,800	526,000	530,000	77,700	750,000	755,000	125,000						
345,000	348,000	44,250	530,000	534,000	78,500	755,000	760,000	126,250	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に20%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額			
348,000	351,000	44,700	534,000	538,000	79,300	760,000	765,000	127,500						
351,000	354,000	45,150	538,000	542,000	80,100	765,000	770,000	128,750						
354,000	357,000	45,600	542,000	546,000	80,900	770,000	775,000	130,000						
357,000	360,000	46,050	546,000	550,000	81,700	775,000	780,000	131,250						
360,000	363,000	46,500	550,000	554,000	82,500	780,000	785,000	132,500	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から187,500円を控除した金額			
363,000	366,000	46,950	554,000	558,000	83,300	785,000	790,000	133,750						
366,000	369,000	47,400	558,000	562,000	84,100	790,000	795,000	135,000						
369,000	372,000	47,850	562,000	566,000	84,900	795,000	800,000	136,250						
372,000	375,000	48,300	566,000	570,000	85,700	800,000	805,000	137,500						
375,000	378,000	48,750	570,000	574,000	86,500	805,000	810,000	138,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から312,500円を控除した金額			
378,000	381,000	49,200	574,000	578,000	87,300	810,000	815,000	140,000						
381,000	384,000	49,650	578,000	582,000	88,100	815,000	820,000	141,250						
384,000	387,000	50,100	582,000	586,000	88,900	820,000	825,000	142,500						
387,000	390,000	50,550	586,000	590,000	89,700	825,000	830,000	143,750						
390,000	394,000	51,000	590,000	594,000	90,500	830,000	835,000	145,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から512,500円を控除した金額			
394,000	398,000	51,600	594,000	598,000	91,300	835,000	840,000	146,250						
398,000	402,000	52,200	598,000	602,000	92,100	840,000	845,000	147,500						
402,000	406,000	52,900	602,000	606,000	92,900	845,000	850,000	148,750						
406,000	410,000	53,700	606,000	610,000	93,700	850,000	855,000	150,000						
410,000	414,000	54,500	610,000	614,000	94,500	855,000	860,000	151,250	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から812,500円を控除した金額			
414,000	418,000	55,300	614,000	618,000	95,300	860,000	865,000	152,500						
418,000	422,000	56,100	618,000	622,000	96,100	865,000	870,000	153,750						
422,000	426,000	56,900	622,000	626,000	96,900	870,000	875,000	155,000						
426,000	430,000	57,700	626,000	630,000	97,700	875,000	880,000	156,250						

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税所得金額			税額	課税所得金額			税額	課税所得金額			税額	課税所得金額			税額
以上	未満			以上	未満			以上	未満			以上	未満		
10,000,000円	20,000,000円	課税所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,312,500円を控除した金額		20,000,000円	30,000,000円	課税所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,812,500円を控除した金額		30,000,000円	50,000,000円	課税所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,812,500円を控除した金額		50,000,000円	円以上	課税所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,312,500円を控除した金額	

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに5,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。
- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が15,000円をこえるときは、15,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)
- (ロ) 次に、(イ)により求めた金額から、
- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときは除くほか、第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- (ハ) (イ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ニ) (イ)から(ハ)までにより税額を求める場合において、(イ)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
123,130円	124,000円	90,500円	170,000円	171,000円	128,000円	218,000円	219,000円	166,400円
123,130円	124,000円	90,500円	171,000円	172,000円	128,800円	219,000円	220,000円	167,200円
124,000円	125,000円	91,200円	172,000円	173,000円	129,600円	220,000円	221,000円	168,000円
125,000円	126,000円	92,000円	173,000円	174,000円	130,400円	221,000円	222,000円	168,800円
126,000円	127,000円	92,800円	174,000円	175,000円	131,200円	222,000円	223,000円	169,600円
127,000円	128,000円	93,600円	175,000円	176,000円	132,000円	223,000円	224,000円	170,400円
128,000円	129,000円	94,400円	176,000円	177,000円	132,800円	224,000円	225,000円	171,200円
129,000円	130,000円	95,200円	177,000円	178,000円	133,600円	225,000円	226,000円	172,000円
130,000円	131,000円	96,000円	178,000円	179,000円	134,400円	226,000円	227,000円	172,800円
131,000円	132,000円	96,800円	179,000円	180,000円	135,200円	227,000円	228,000円	173,600円
132,000円	133,000円	97,600円	180,000円	181,000円	136,000円	228,000円	229,000円	174,400円
133,000円	134,000円	98,400円	181,000円	182,000円	136,800円	229,000円	230,000円	175,200円
134,000円	135,000円	99,200円	182,000円	183,000円	137,600円	230,000円	231,000円	176,000円
135,000円	136,000円	100,000円	183,000円	184,000円	138,400円	231,000円	232,000円	176,800円
136,000円	137,000円	100,800円	184,000円	185,000円	139,200円	232,000円	233,000円	177,600円
137,000円	138,000円	101,600円	185,000円	186,000円	140,000円	233,000円	234,000円	178,400円
138,000円	139,000円	102,400円	186,000円	187,000円	140,800円	234,000円	235,000円	179,200円
139,000円	140,000円	103,200円	187,000円	188,000円	141,600円	235,000円	236,000円	180,000円
140,000円	141,000円	104,000円	188,000円	189,000円	142,400円	236,000円	237,000円	180,800円
141,000円	142,000円	104,800円	189,000円	190,000円	143,200円	237,000円	238,000円	181,600円
142,000円	143,000円	105,600円	190,000円	191,000円	144,000円	238,000円	239,000円	182,400円
143,000円	144,000円	106,400円	191,000円	192,000円	144,800円	239,000円	240,000円	183,200円
144,000円	145,000円	107,200円	192,000円	193,000円	145,600円	240,000円	241,000円	184,000円
145,000円	146,000円	108,000円	193,000円	194,000円	146,400円	241,000円	242,000円	184,800円
146,000円	147,000円	108,800円	194,000円	195,000円	147,200円	242,000円	243,000円	185,600円
147,000円	148,000円	109,600円	195,000円	196,000円	148,000円	243,000円	244,000円	186,400円
148,000円	149,000円	110,400円	196,000円	197,000円	148,800円	244,000円	245,000円	187,200円
149,000円	150,000円	111,200円	197,000円	198,000円	149,600円	245,000円	246,000円	188,000円
150,000円	151,000円	112,000円	198,000円	199,000円	150,400円	246,000円	247,000円	188,800円
151,000円	152,000円	112,800円	199,000円	200,000円	151,200円	247,000円	248,000円	189,600円
152,000円	153,000円	113,600円	200,000円	201,000円	152,000円	248,000円	249,000円	190,400円
153,000円	154,000円	114,400円	201,000円	202,000円	152,800円	249,000円	250,000円	191,200円
154,000円	155,000円	115,200円	202,000円	203,000円	153,600円	250,000円	251,000円	192,000円
155,000円	156,000円	116,000円	203,000円	204,000円	154,400円	251,000円	252,000円	192,800円
156,000円	157,000円	116,800円	204,000円	205,000円	155,200円	252,000円	253,000円	193,600円
157,000円	158,000円	117,600円	205,000円	206,000円	156,000円	253,000円	254,000円	194,400円
158,000円	159,000円	118,400円	206,000円	207,000円	156,800円	254,000円	255,000円	195,200円
159,000円	160,000円	119,200円	207,000円	208,000円	157,600円	255,000円	256,000円	196,000円
160,000円	161,000円	120,000円	208,000円	209,000円	158,400円	256,000円	257,000円	196,800円
161,000円	162,000円	120,800円	209,000円	210,000円	159,200円	257,000円	258,000円	197,600円
162,000円	163,000円	121,600円	210,000円	211,000円	160,000円	258,000円	259,000円	198,400円
163,000円	164,000円	122,400円	211,000円	212,000円	160,800円	259,000円	260,000円	199,200円
164,000円	165,000円	123,200円	212,000円	213,000円	161,600円	260,000円	261,000円	200,000円
165,000円	166,000円	124,000円	213,000円	214,000円	162,400円	261,000円	262,000円	200,800円
166,000円	167,000円	124,800円	214,000円	215,000円	163,200円	262,000円	263,000円	201,600円
167,000円	168,000円	125,600円	215,000円	216,000円	164,000円	263,000円	264,000円	202,400円
168,000円	169,000円	126,400円	216,000円	217,000円	164,800円	264,000円	265,000円	203,200円
169,000円	170,000円	127,200円	217,000円	218,000円	165,600円	265,000円	266,000円	204,000円

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
266,000	267,000	204,800	337,000	338,500	261,600	409,000	410,500	319,200
267,000	268,000	205,600	338,500	340,000	262,800	410,500	412,000	320,450
268,000	269,500	206,400	340,000	341,500	264,000	412,000	413,500	321,800
269,500	271,000	207,600	341,500	343,000	265,200	413,500	415,000	323,150
271,000	272,500	208,800	343,000	344,500	266,400	415,000	416,500	324,500
272,500	274,000	210,000	344,500	346,000	267,600	416,500	418,000	325,850
274,000	275,500	211,200	346,000	347,500	268,800	418,000	419,500	327,200
275,500	277,000	212,400	347,500	349,000	270,000	419,500	421,000	328,550
277,000	278,500	213,600	349,000	350,500	271,200	421,000	422,500	329,900
278,500	280,000	214,800	350,500	352,000	272,400	422,500	424,000	331,250
280,000	281,500	216,000	352,000	353,500	273,600	424,000	425,500	332,600
281,500	283,000	217,200	353,500	355,000	274,800	425,500	427,000	333,950
283,000	284,500	218,400	355,000	356,500	276,000	427,000	428,500	335,300
284,500	286,000	219,600	356,500	358,000	277,200	428,500	430,000	336,650
286,000	287,500	220,800	358,000	359,500	278,400	430,000	431,500	338,000
287,500	289,000	222,000	359,500	361,000	279,600	431,500	433,000	339,350
289,000	290,500	223,200	361,000	362,500	280,800	433,000	434,500	340,700
290,500	292,000	224,400	362,500	364,000	282,000	434,500	436,000	342,050
292,000	293,500	225,600	364,000	365,500	283,200	436,000	437,500	343,400
293,500	295,000	226,800	365,500	367,000	284,400	437,500	439,000	344,750
295,000	296,500	228,000	367,000	368,500	285,600	439,000	440,500	346,100
296,500	298,000	229,200	368,500	370,000	286,800	440,500	442,000	347,450
298,000	299,500	230,400	370,000	371,500	288,000	442,000	443,500	348,800
299,500	301,000	231,600	371,500	373,000	289,200	443,500	445,000	350,150
301,000	302,500	232,800	373,000	374,500	290,400	445,000	446,500	351,500
302,500	304,000	234,000	374,500	376,000	291,600	446,500	448,000	352,850
304,000	305,500	235,200	376,000	377,500	292,800	448,000	449,500	354,200
305,500	307,000	236,400	377,500	379,000	294,000	449,500	451,000	355,550
307,000	308,500	237,600	379,000	380,500	295,200	451,000	452,500	356,900
308,500	310,000	238,800	380,500	382,000	296,400	452,500	454,000	358,250
310,000	311,500	240,000	382,000	383,500	297,600	454,000	455,500	359,600
311,500	313,000	241,200	383,500	385,000	298,800	455,500	457,000	360,950
313,000	314,500	242,400	385,000	386,500	300,000	457,000	458,500	362,300
314,500	316,000	243,600	386,500	388,000	301,200	458,500	460,000	363,650
316,000	317,500	244,800	388,000	389,500	302,400	460,000	461,500	365,000
317,500	319,000	246,000	389,500	391,000	303,600	461,500	463,000	366,350
319,000	320,500	247,200	391,000	392,500	304,800	463,000	464,500	367,700
320,500	322,000	248,400	392,500	394,000	306,000	464,500	466,000	369,050
322,000	323,500	249,600	394,000	395,500	307,200	466,000	467,500	370,400
323,500	325,000	250,800	395,500	397,000	308,400	467,500	469,000	371,750
325,000	326,500	252,000	397,000	398,500	309,600	469,000	470,500	373,100
326,500	328,000	253,200	398,500	400,000	310,800	470,500	472,000	374,450
328,000	329,500	254,400	400,000	401,500	312,000	472,000	473,500	375,800
329,500	331,000	255,600	401,500	403,000	313,200	473,500	475,000	377,150
331,000	332,500	256,800	403,000	404,500	314,400	475,000	476,500	378,500
332,500	334,000	258,000	404,500	406,000	315,600	476,500	478,000	379,850
334,000	335,500	259,200	406,000	407,500	316,800	478,000	479,500	381,200
335,500	337,000	260,400	407,500	409,000	318,000	479,500	481,000	382,550

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		
481,000	482,500	383,900	556,000	558,000	451,400	636,000	638,000	523,400	
482,500	484,000	385,250	558,000	560,000	453,200	638,000	640,000	525,200	
484,000	485,500	386,600	560,000	562,000	455,000	640,000	642,000	527,000	
485,500	487,000	387,950	562,000	564,000	456,800	642,000	644,000	528,800	
487,000	488,500	389,300	564,000	566,000	458,600	644,000	646,000	530,600	
488,500	490,000	390,650	566,000	568,000	460,400	646,000	648,000	532,400	
490,000	491,500	392,000	568,000	570,000	462,200	648,000	650,000	534,200	
491,500	493,000	393,350	570,000	572,000	464,000	650,000	652,000	536,000	
493,000	494,500	394,700	572,000	574,000	465,800	652,000	654,000	537,800	
494,500	496,000	396,050	574,000	576,000	467,600	654,000	656,000	539,600	
496,000	498,000	397,400	576,000	578,000	469,400	656,000	658,000	541,400	
498,000	500,000	399,200	578,000	580,000	471,200	658,000	660,000	543,200	
500,000	502,000	401,000	580,000	582,000	473,000	660,000	662,000	545,000	
502,000	504,000	402,800	582,000	584,000	474,800	662,000	664,000	546,800	
504,000	506,000	404,600	584,000	586,000	476,600	664,000	666,000	548,600	
506,000	508,000	406,400	586,000	588,000	478,400	666,000	668,000	550,400	
508,000	510,000	408,200	588,000	590,000	480,200	668,000	670,000	552,200	
510,000	512,000	410,000	590,000	592,000	482,000	670,000	672,000	554,000	
512,000	514,000	411,800	592,000	594,000	483,800	672,000	674,000	555,800	
514,000	516,000	413,600	594,000	596,000	485,600	674,000	676,000	557,600	
516,000	518,000	415,400	596,000	598,000	487,400	676,000	678,000	559,400	
518,000	520,000	417,200	598,000	600,000	489,200	678,000	680,000	561,200	
520,000	522,000	419,000	600,000	602,000	491,000	680,000	682,000	563,000	
522,000	524,000	420,800	602,000	604,000	492,800	682,000	684,000	564,800	
524,000	526,000	422,600	604,000	606,000	494,600	684,000	686,000	566,600	
526,000	528,000	424,400	606,000	608,000	496,400	686,000	688,000	568,400	
528,000	530,000	426,200	608,000	610,000	498,200	688,000	690,000	570,200	
530,000	532,000	428,000	610,000	612,000	500,000	690,000	692,000	572,000	
532,000	534,000	429,800	612,000	614,000	501,800	692,000	694,000	573,800	
534,000	536,000	431,600	614,000	616,000	503,600	694,000	696,000	575,600	
536,000	538,000	433,400	616,000	618,000	505,400	696,000	698,000	577,400	
538,000	540,000	435,200	618,000	620,000	507,200	698,000	700,000	579,200	
540,000	542,000	437,000	620,000	622,000	509,000	700,000	702,000	581,000	
542,000	544,000	438,800	622,000	624,000	510,800	702,000	704,000	582,800	
544,000	546,000	440,600	624,000	626,000	512,600	704,000	706,000	584,600	
546,000	548,000	442,400	626,000	628,000	514,400	706,000	708,000	586,400	
548,000	550,000	444,200	628,000	630,000	516,200	708,000	710,000	588,200	
550,000	552,000	446,000	630,000	632,000	518,000	710,000 円以上		給与の金額から 120,000 円 を控除した金 額	
552,000	554,000	447,800	632,000	634,000	519,800				
554,000	556,000	449,600	634,000	636,000	521,600				

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附則

- 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用し、昭和三十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第三項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用する。
- 4 新法第十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行前に信託会社が信託財産に属する公債又は社債についてした租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第八条第一項第一号の登録は、新法第十八条第三項の登録とみなす。
- 5 昭和三十六年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が三千円に満たないときは、

予定納税基準額がないものとす

- 一 納税義務者の昭和三十五年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（同年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。）から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び基礎控除額並びに新法第十一条の八第一項又は第十一条の九第一項若しくは第二項の規定に準じて計算した配偶者控除額及び扶養控除額を控除し、その残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、新法の規定により計算した

障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額並びに旧法の規定による配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給付の支払者から受けた昭和三十五年中の支給に係る給付所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給付所得以外の昭和三十五年中の支給に係る給付所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十五年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）

6 新法第十一条の二第二項又は第三項の規定に該当する納税義務者の前項に定める昭和三十六年分の予定納税基準額は、次項及び第八項に定めるところに従い、昭和三十五年分の総所得金額その他同年分の所得税額の計算の基礎となつた事項を調整したものととして計算した金額によることができるとする。

7 前項の規定の適用を受けようとする納税義務者は、昭和三十六年五月一日の現況により、同月十五日まで（新法第七条の二に規定する特別農業所得者にあつては、同年九月一日の現況により、同月十五日まで）に、政令で定めるところにより、その同年分の見積りに係る新法第十一条の二第二項の規定による青色専従者給与額の前年において旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額又は新法第十一条の二第三項の規定による事業専従者控除額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 前項の申請書の提出があつた場合における第五項の規定の適用に

ついては、政令で定めるところにより、当該申請書に記載されたところ（その記載されたところが新法第十二条の二第二項又は第三項の規定に従っていないときは、これらの規定に従つて税務署長が修正したところ）に従い、第五項第一号の総所得金額は、同号の規定により計算した金額から前項の青色専従者給与額の増加額又は事業専従者控除額に相当する金額を控除した金額によるものとし、同号の課税総所得金額若しくは所得税額の計算の基礎となつた事実又は第五項第二号の税額の計算の基礎となつた事実については、当該青色専従者給与額の増加額又は事業専従者控除額に係る青色事業専従者又は事業専従者に該当する者は、当該納税義務者又は他の納税義務者の扶養親族でなかつたものとする。

9 税務署長は、前項の場合において、第七項の申請書に記載されたところを修正して予定納税基準額を計算したときは、新法第二十一条の四第一項の規定による通知をする書面に、その修正したところを附記しなければならない。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

三二八

- 10 新法第二十九条第七項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に同項に規定する申告書を提出すべき事実が生じた場合について適用する。
- 11 昭和三十六年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、同条第一項の規定による還付金の計算の基礎となる税額は、旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額による。
- 12 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十六年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。
- 13 新法第三十八条の二の規定及び新法別表第五は、昭和三十六年四月一日以後に支給すべき退職所得について適用し、同日前に支給すべき退職所得については、なお従前の例による。
- 14 新法第三十九条の規定は、昭和三十六年四月一日以後提出する同条に規定する申告書について適用し、同日前に昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律(昭和三十一年法律第六十八号。以下「臨時特例法」という。)第七条の規定により読み替えられた旧法第三十九条第一項から第三項までの規定により提出した申告書とみなす。
- 15 新法第四十条の規定及び新法別表第六は、その年最後に給与の支払をする日が昭和三十六年四月一日以後である場合について適用する。
- 16 新法第四十二条の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支払を受けるべき報酬又は料金について適用し、同日前に支払を受けるべき報酬又は料金については、なお従前の例による。
- 17 新法第六十一条第一項第七号の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支払うべき同号に規定する対価について適用する。
- 18 新法第六十二条の規定は、昭和三十六年四月一日以後に提出し、又は交付する源泉徴収票について適用する。
- 19 この法律の施行前に昭和三十六年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して三月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることが出来る。
- 20 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、同項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十六年四月一日」とする。
- 21 昭和三十六年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき臨時特例法第六条の規定により読み替えられた旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することが出来る。
- 22 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十六年分の所得税についての申告、更正若しくは決定、納付、徴収(退職所得に係る源泉徴収を除く。)(又は還付(当該請求に係る還付を除く。))に関する規定の適用及び同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する新法第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について臨時特例法第六条の規定により読み替えられた旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。
- 23 昭和三十六年一月一日から三月三十一日までの間に臨時特例法第八条の規定の適用を受けた場合において、同条第二号の金額がその適用に係る給与所得につき新法第四十条第一項の規定を適用した場合における同項第二号の税額をこえるときは、当該給与所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額(臨時特例法第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた旧法第三十八条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項の規定により徴収された所得税

額に相当するものに限り、その還付を請求することができる。

24 前項に規定する給与所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十六年分の所得税についての申告、更正若しくは決定、納付、徴収（給与所得に係る源泉徴収を除く。）又は還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用については、当該請求に係る給与所得について臨時特例法第八条第二号の規定により計算した金額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

25 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「所得税法第三十八条第一項若しくは第四項」を「所得税法第三十八条第一項若しくは第五項」に改める。

第九條第二項中「同法第三十八條第一項若しくは第四項」を「同法第三十八條第一項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「所得税法第三十八條第一項又は第四項」を「所得税法第三十八條第一項又は第五項」に改める。

第九條第二項中「同法第三十八條第一項若しくは第四項」を「同法第三十八條第一項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「所得税法第三十八條第一項又は第四項」を「所得税法第三十八條第一項又は第五項」に改める。

項」を「所得税法第三十八條第一項又は第五項」に改める。

26 国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六條第一項第三号中「所得税法第八條第六項」を「所得税法第八條第八項」に改める。

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえり、所得税について、配偶者控除の創設、扶養控除及び給与所得控除の引上げ、専従者控除の拡充、退職所得の特別控除額の限度の撤廃並びに税率の緩和により、その負担を軽減するとともに、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象外とする等税制の合理化を図り、その他所要の規定の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年一月三十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「酒販組合中央会」の下に、非出資組合である「商工組合及び同連合会」を加える。

第六條の見出し中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、同条第一項中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、「所得に対する法人税」の下に「（第十七條の二の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定により加算する金額に係る法人税を除く。）」を加え、同条第二項及び第三項中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第九條第七項中「商工組合、商工組合連合会」を「出資組合である商工組合及び商工組合連合会」に、「及び商工組合中央金庫」を「並びに商工組合中央金庫」に改める。

第九條の六第一項中「証券投資信託の収益の分配を」と「証券投資信託（公社債投資信託を除く。以下本項において同じ。）の収益の分配を」に改める。

第十七條第三項第一号中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第十七條の二第一項を次のように改める。

同族会社（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうち選定しないので同族会社となる会社に限る。）が各事業年度（清算中の事業年度を除く。）の所得（第六條の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六又は第九條の九の規定により益金に算入しない金額を含む。以下本条において所得等という。）の全部又は一部を留保した場合において、当該留保金額が当該事業年度の所得等の金額に百分の十を乗じて計算した金額に相当する金額又は年五十万円のいずれが多い金額（当該金額が当該事業年度終了の日における当該同族会社の資本又は出資の金額の四分の一に相当する金額から同日における積立金額（当該事業年度の所得等に係る部分の金額を除く。）を控除した金額に満たないときは、その控除後の金額）をこえるときは、当該事業年度の所得に対する法人税額は、前条第一項の規定にかかわらず、

同項の規定により計算した法人税額に、そのこえる金額をそれぞれ左の各級に区分して通次に各割合を適用して計算した金額の合計額を加算した金額とする。

年三千万円以下の金額

百分の十

年三千万円をこえる金額

百分の十五

年一億円をこえる金額

百分の二十

第十七條の二第二項中「所得（第六條の規定により法人税を免除する所得を除き、第九條の六の規定により益金に算入しない金額を含む。）を「所得等」に、「当該所得に対して」を「当該事業年度の所得に対して」に、「当該所得に係る」を「当該所得等に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

この場合において、同条第二項中「年二百万円」とあるのは「年五十万円、年三千万円又は年一億円」と、「二百万円」とあるのは「それぞれこれらの金額に」と読み替へるものとする。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

附則

- 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会については、これらの法人の昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- 3 新法第六条及び第十七条の二の規定は、法人(同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、同族会社の留保所得に対する課税の合理化を図り、あわせて中小法人の租税負担の軽減に資するため、その課税方式を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条)」を

「第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九條)」を
第一節の二
第二節

子所得(第三条―第八條)

配当等(第九條)に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う配当控除の特例(第八條の二) 源泉徴収税率の特例(第九條)

に、「第三節 給与所得(第二十九條)」を「第三節 割除」に、「第三條 居住

用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例(第三十五條―第三十九條)」を

「第三條 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十五

條―第三十九條)」に、「第五節 貯蓄控除(第四十一條の二―第四十一條の六)

六」を「第五節 貯蓄控除(第四十一條の二―第四十一條の六)」に、「第一節

減価償却の特例(第四十二條―第五十二條)」を「第一節 配当等に充てた所得

に係る法人税の軽減等の特例(第四十二條・第四十二條の二)」に改める。

(第四十三條―第五十二條)

第一条中「課税標準」の下に「若し

くは税額」を加える。

第二条第一項第二号中「証券投資

信託」を「公社債投資信託」に改め、

同条第二項中第六号を第八号とし、

第一号から第五号までを二号ずつ繰

り下げ、同項に第一号及び第二号と

して次のように加える。

一 内国法人 法人税法第一条第

一項第一号に掲げる法人をい

う。

二 人格のない社団等 法人税法

第一条第二項に規定する人格の

ない社団等をいう。

「第一節 利子所得及び配当所得」

を「第一節 利子所得」に改める。

第三条第一項中「昭和三十六年三

月三十一日」を「昭和三十七年三

月三十一日」に、「利子の」を「公債、社債

(特別の法令により設立された法人

の発行する債券を含む。以下同じ。)

若しくは預金の利子、合同運用信託

の利益又は公社債投資信託の収益

の」に、「次項」を「第三項まで」に

改め、同条第二項中「昭和三十六

年三月三十一日」を「昭和三十七年三

月三十一日」に改め、同条第三項中

「前二項の規定に該当する者」を「前

二項に規定する者」に、「昭和三十六

年三月三十一日」を「昭和三十七年三

月三十一日」に改め、同条第四項中「昭

和三十六年三月三十一日」を「昭和

三十七年三月三十一日」に改める。

第八条の次に次の節名及び一款を

加える。

第一節の二 配当所得

第一款 配当等に充てた

所得に係る法人

税の軽減措置に

伴う配当控除の

特例

(配当等に充てた所得に係る法人

税の軽減措置に伴う配当控除の特

例)

第八条の二 個人の昭和三十七年分

以後の各年分の総所得金額のうち

に所得税法第十五条の六に規定す

る法人から受ける配当所得(利息

の配当を除く)がある場合における

同条の規定の適用については、

同条中「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」と、「百分の十」とあ

るのは「百分の七・五」と、「百分

の五」とあるのは「百分の三・七

五」とする。

第九条の前に次の款名を加える。

第二款 源泉徴収税率の

特例

第九条第一項中「昭和三十六年三

月三十一日」を「昭和三十七年三月

三十一日」に改め、「第十七條」を削

る。

第十条を次のように改める。

第十条 割除

第十一条の見出し中「初年度二分の一償却」を「特別償却」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる機械その他の設備及び船舶(以下この条において「合理化機械等」という。)につき政令で定める期間内に、合理化機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該個人の当該各号に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第三十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の三分の一(船舶については、十分の一)に相当する金額との合計額(以下この条において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該合理化機械等の減価償却費として同項の規定によ

り必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

一 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む個人 当該事業の近代化のため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備

二 政令で定める中小企業者に該当する個人 当該中小企業者の営む事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備
三 政令で定める海上運送業を営む個人 当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶

第十一条第二項中「取得価額の二分の一に相当する金額」を「合計償却限度額」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 前二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの書類に合理化機械等の減価償却費の額の計算に関する

明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第十二条を次のように改める。

(試験研究用機械設備等の特別償却)

第十二条 青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行なうものが、当該試験研究についての同法第四条第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第三十条第二項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入

される金額を下ることはできない。

2 青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある新たな製品又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項において「開発研究」という。)を行なうものが、昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備で政令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける機械設備等を除く。以下この項において「開発研究機械等」という。)でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第三十条第二項の規定にかかわらず、当該開発研究機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の十分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費に算入する

費として計算した金額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、第一項の場合にあつては「第十二条第一項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と、第二項の場合にあつては「第十二条第二項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二条の二第一項中「当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額」を「当該機械設備等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の二第二項本文の規定により必要な経費に算入する

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

ことが出来る減価償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二条の二第三項を削り、同条第四項中「第十条第二項」を「第十二条第三項」に、「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第二項中「第十条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十五条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「二分の一」を「その合計償却限度額」に、「百分の九十」を「その取得価額の百分の九十に相当する金額」に改め、同条第八項中「第十条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十六条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十条第一項又は」を削り、同条第三項中「第十条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「その合計償却限度額」とあるのは、
「その取得価額の二分の一に相当

する金額」と読み替えるものとす
る。

第十七条第五項中「第十条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十九条第一項第一号中「百分の九十二」を「百分の九十四(国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの(以下この条において「価格変動の著しい物品」という。))」については、百分の九十二に改め、同項第二号中「百分の九十二」を「百分の九十四(価格変動の著しい物品については、百分の九十二に改め、同条第三項中「当該たな卸資産を」の下に「価格変動の著しい物品に該当するたな卸資産とその他のたな卸資産とに区分して計算するものとする。この場合において、価格変動の著しい物品に該当するたな卸資産以外のたな卸資産については、」を加える。

第二十一条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第二十一条の二を削り、第二十一条の三第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十二条中「又は第二十二條の第二第一項を削り、第二十一條第一項第三号」を「同項第三号」に改める。

第二十三条の見出し中「及び割増
控除」を削り、同条第一項中「昭和
三十六年三月三十一日」を「昭和三十
九年三月三十一日」に改め、同条第
三項を削り、同条第四項を同条第三

項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に、「第二十一条の三第三項」を「第二十一条の三第三項」に、「輸出取引又は」を「第二十一条第一

項各号に掲げる取引又は」に、一、第二十一条の二第二項又は第二十一条の三第二項を「又は第二十一条の二第一項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第五項とする。

この場合においては、第二十一
 条第五項の規定を準用する。
 第二十四条第一項中「昭和三十六
 年三月三十一日」を「昭和三十九年三
 月三十一日」に、「麦」を「小麦、てん
 菜」に改める。

をした」を「小麦、菜種その他政令で定める飼料用作物（以下この項において「小麦等」という。）の播種又は植付けをした」に、「麦又は菜種の植付けがされ」を「小麦等の播種又は植付けがされ」に、「当該植付」を「当該播種又は植付け」に、「当該麦又は菜種の植付」を「当該小麦等の播種又は植付け」に改める。

第二十八條第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第二十九条 削除

第三十一条第一項中「同種の資産」の下に「その他のこれに代わるべき資産」を加え、同条第二項中「翌年で

同日から一年以内の期間内」を翌年一月一日から収用等のあつた日以後一年を経過した日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないため当該期間内に代替資産を取得することが困難である場合で政令で定める場合には、当該代替資産については、同年一月一日から

政令で定める日までの期間内に改める。

第三十三條の二第一項中「四月以
内に」の下に「、当該収用換地等のあ
つた日の属する年分の所得税につい
ての」を加え、同条第二項に後段と
して次のように加える。

この場合において、当該更正についての同法第四十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「これらの申告書の提出期限から」とあるのは、「租税特別措置法第三十三条の二第一項の規定による修正申告書の提出期限から」と、「これらの申告書の提出があつた」とあるのは「当該申告書の提出があつた」と、「これらの申告書を提出した日」とあるのは「当該申告書を提出した日」とする。

第三十三条の二に次の一項を加える。

3 第三十一条第二項の規定の適用を受けた者が第一項各号に掲げる場合に該当することにより納付すべきこととなつた所得税額についての所得税法第五十四条の規定の適用については、同条第一項第二号及び第二項中「確定申告書」とあるのは、「租税特別措置法第三十

第三十一条第二項の規定の適用

三条の二第一項の規定による修正申告書」とする。

第二章第四節第三款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第三十六條第一項中「譲渡のあつた日」を「譲渡の日」に、「更正の請求」を「その譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求」に改め、同条第二項及び第三項中「四月以内に」の下に、「同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての」を加える。

第三十八條の次に次の一条を加える。

(居住用財産の譲渡所得の特別控除)

第三十八條の二 個人が、その居住の用に供している家屋で政令で定めるものを譲渡し、当該家屋とともにその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利を譲渡し、又は災害により滅失した当該家屋の敷地に供されていた土地(建物又は堅固な構築物の敷地となつてゐるものを除く。)をその災害のあつた日から一年以内に譲渡した場合(当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対し

て譲渡した場合を除く。)には、当該譲渡に係る資産の全部又は一部につき第三十三條の規定の適用を受ける場合を除き、当該譲渡の日の属する年分の所得税についての所得税法第九條第一項又は第九條の三第一項の規定の適用については、同法第九條第一項中「十五万円を控除した金額」とあるのは、五十万円(同項第八号に規定する所得の金額のうち租税特別措置法第三十八條の二第一項に規定する資産の譲渡に係る部分の金額が三十五万円に満たない場合には、その満たない金額を控除した金額。以下第九條の三第一項第三号及び第六号において同じ。)を控除した金額」と、同法第九條の三第一項第三号及び第六号中「十五万円」とあるのは「五十万円」とする。

2 前項の規定は、その適用を受けようとする者の同項に規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定に該当する事由並びに当該譲渡に係る所得の計算に関する明細の記載がない場合には、適用しない。

第二章中第五節の次に次の一節を加える。

第六節 その他の特例

(南西諸島に住所を有する非居住者に係る所得税の特例)

第四十一條の七 硫黄島、伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)に住所を有し、かつ、所得税法の施行地に六年以上居所を有すると認められる非居住者で政令で定めるものについては、その者が同法の施行地に居所を有する間、同法第二條第二項に規定する非居住者とみなして同法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、その者について本文の規定を適用して計算した所得税額(利子税額、過少申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。以下この項において同じ。)が本文の規定を適用しないものとしてこれらの法令の規定により計算した所得税額(以下この条において「非居住者としての税額」という。)をこえる場合には、当該非居住者としての税額をもつてその者の納付すべき所得税額とする。

2 前項ただし書の規定は、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定の適用に関する記載をした確定申告書等を提出した場合に限り、適用する。

3 前項に規定する確定申告書等を提出する者については、その者に係る非居住者としての税額をもつて所得税法第二十六條第三項第三号に掲げる所得税額(同法第二十九條第一項から第三項までの規定による申告書にあつては、これらの申告書に記載すべき当該所得税額に相当する税額)とみなす。

「第一節 減価償却の特例」を「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」に改める。

第四十二條を次のように改める。

法人

法人税法第九條第七項に掲げる軽減税率適用所得金額の百分の二十

その他の法人

軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額 百分の二十四

軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額

額から成る部分の金額以外
の金額

百分の二十八

2 前項に規定するその他の法人の軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額は、当該軽減税率適用所得金額に、当該事業年度の所得の金額のうち年二百万円以下の所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「第十七条第一項第一号の税率」とあるのは、「第十七条第一項第一号又は租税特別措置法第四十二条第一項の税率」とする。

第四十二条の次に次の一条及び節名を加える。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等)

第四十二条の二 内国法人(第三項に規定するものを除く。)が昭和三十七年一月一日以後に終了する各事業年度において受けた益金に算入しない配当等の金額(同日以後最初に終了する事業年度については、同日以後に受けたものに限

る。以下第三項において同じ。)

が、所得等からした配当等の金額(当該各事業年度において欠損金額がある場合には、同日以後に受けた益金に算入しない配当等の金額に係るものとして政令で定める金額)をこえる場合には、そのこえる金額の百分の二十五に相当する金額は、法人税法第九条の六の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

2 前項に規定する欠損金額は、各事業年度の総損金と同項の規定を適用しないものとした場合における当該事業年度の総益金をこえる場合のそのこえる損金の額をいふ。

3 法人税法第五条第一項各号に掲げる法人その他法令の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配をしないものとされている法人又は人格のない社団等が昭和三十七年一月一日以後に終了する各事業年度において受けた益金に算入しない配当等の金額がある場合には、当該金額の百分の二十五に相当する金額は、同法第九条の六の規定にかかわらず、当該事業年度

の所得の計算上、益金に算入する。

4 清算中の内国法人(法人税法第五十一条第一項各号に掲げる法人を除く。)が昭和三十七年一月一日以後に内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託(同法第九条の六第一項に規定する証券投資信託をいう。)の収益の分配の金額(同条第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配により受けた金額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の金額」という。)を受けた場合における当該清算中の内国法人に対する同法第十七条の規定の適用については、同条第三項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から、当該金額のうち同日以後に受けた配当等の金額に係る部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額とする。

第一節の二 減価償却の特例

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

(合理化機械等の特別償却)

第四十三条 法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同

じ。)で青色申告書を提出するもの

のうち次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる機械その他の設備及び船舶(以下この条において「合理化機械等」という。)につき政令で定める期間内に、合理化機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該法人の当該各号に規定する事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額の三分の一(船舶については、十分の一)に相当する金額(以下この条において「特別償却範囲額」という。)との合計額とする。

一 企業合理化促進法第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む法人 第十一

条第一項第一号に掲げる機械その他の設備

二 政令で定める中小企業者に該当する法人 第十一條第一項第二号に掲げる機械その他の設備

三 政令で定める海上運送業を営む法人 第十一條第一項第三号に掲げる船舶

四 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、小型船海運組合、小型船海運組合連合会、環境衛生同業組合、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、森林組合(法人税法第九条第七項の規定の適用を受けない森林組合を除く。以下第五十九条第一項において同じ。)並びに森林組合連合会これらの法人の営む協同事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備

2 前項の場合において、同項各号に掲げる法人が当該事業年度において当該事業の用に供した各合理化機械等についてした償却の額で当該合理化機械等の特別償却範囲額に係るものとして政令で定める金額(以下この条において「特別償却実施額」という。)の合計額

が、当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とをこえるときは、法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却範囲額は、同項の規定にかかわらず、当該償却範囲額と、当該特別償却実施額からそのこえる金額のうち当該特別償却実施額に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額を控除した金額との合計額とする。

3 前項の場合において、当該合理化機械等の特別償却範囲額から、その特別償却実施額のうち当該事業年度の所得の計算上損金に算入された部分の金額を控除した金額は、当該合理化機械等の法人税法及び同法に基づく命令の規定による償却額の計算については、償却不足額とみなす。

4 前二項の規定は、当該事業年度において第一項の規定の適用を受けた合理化機械等の特別償却範囲額の合計額が年一億円に達しない場合における当該合理化機械等については、適用しない。

5 前項の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同項中年一億円とあるのは、一億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

(試験研究用機械設備等の特別償却)

第四十四条 青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行なうものが、同法第四条第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該機械設備等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該

償却範囲額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項において「開発研究」という。)を行なうものが、昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備で政令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける機械設備等を除く。以下この項において「開発研究機械等」という。)でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該開発研究機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額の十分の一に相当する金額との合計額とする。

3 前条第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の二第一項中「当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額」を「当該償却範囲額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に、「第一項」を「前項に改め、同項を同条第二項とする。

第四十五条を次のように改める。
第四十五条 削除
第四十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基づく命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前五年内に開始した事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。)において当該貸家住宅についてした償却の額が同項の規定により計算した償却範囲額(この項の規定による償却不足額があるときは、当該償却不足額を加算する前の金額)に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの所得の計算上、繰越金から控除されなかつた金額とする。

第四十六条に次の一項を加える。
第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十八条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に改める。
第四十九条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項又は」を削り、同条第三項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に改める。

第五十条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「播種」を「播種」に改める。
第五十一条第四項中「第四十二条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に改める。

第五十三条第一項第一号イ中「百分の九十二」を「百分の九十四(国際的な市場で取引される等のため価格

当該代替資産については、当該事業年度開始の日から政令で定める日までの期間。以下この条において「指定期間」という。内に改め、同条第二項中「取用等のあつた日から一年以内」を「指定期間内」に改め、同条第四項中「取用等のあつた日から一年以内」を「指定期間内」に、「取用等のあつた日から一年を」と指定期間を「に改め、同条第六項中「第十六条第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、」に改め、「第七条の二」の下に「第一項及び」を加え、「所得の金額に」を「これらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ」に改める。

第七十七条の見出し中「農地等」を「農地」に改め、同条中「次の各号に規定する交換が行われた場合」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第六條第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんに、」により耕作を目的とする土地の所有権の交換が行なわれた場合」に、「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改め、同条各号を削る。

第七十九條第二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「就航する船舶」を「就航することを目的とする船舶（事業の用に供されたことのないものに限る。）」に改め、同条第二項中「就航する船舶」を「就航することを目的とする船舶」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の公用又は公共用の船舶の所有権取得の登記の免税）

第七十九條の二 地方公共団体が、その公用に供する船舶又は当該地方公共団体の所在する地域とこれに密接な関係を有する地域との間を連絡する航路で当該地方公共団体がその住民の福祉に資するため開設したものに就航することを目的とする船舶で政令で定めるものについて受ける所有権の取得の登記については、登録税を免除する。

第八十條の二 中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

第八十四條第三項中「第六條」の下に「第一項」を加える。

第九十二條中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第六條を次のように改める。

第六條 附則第六條を次のように改める。

附則第十三條を次のように改める。

第十三條 附則第十三條を次のように改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）

第二條 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十六年分以後の所得税について適用し、昭和三十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第三條 新法第十一條の規定は、個人が昭和三十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算について

適用し、個人が同日前に取得し、又は製作して事業の用に供した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十條第一項に規定する重要機械等又は旧法第十一條第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第十條第一項に規定する重要機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）又は旧法第十一條第一項に規定する合理化機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）を同日から六月以内にその用に供した場合における当該重要機械等又は合理化機械等の減価償却費の額の計算については、旧法第十條又は第十一條の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第十二條第一項及び第三項（同条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四條第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合における当該承認を受けた機械設備等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第十二條の二の規定は、個人が施行日以後に企業合理化促進法第五條第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が、同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第十六條第一項に規定する個人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道で、第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

三三八

第十條 第一項又は第十一條第一項の規定の適用を受けるものに対する新法第十六條第二項の規定の適用については、同項中「第十一條第一項」とあるのは、「第十一條第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)附則第三條第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の租税特別措置法第十條第一項若しくは第十一條第一項」とする。

(個人の準備金に関する経過規定)

第四條 個人の昭和三十六年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和三十五年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額と昭和三十六年十二月三十一日において旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額(昭和三十六年分の事業所得に係る価格変動準備金勘定への繰入限度額の計算について当該事業所得を昭和三十五年分以前の年分の事業所得とみなした場合に旧法附則第六條第二項の規定の適用がある者については、同項の規定の例により計算した金額)が、同日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる個人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の旧法第十九條第一項の規定により計算した金額の合計額が前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 その年十二月三十一日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額二 前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのいづれか多い金額を控除した金額

(個人の輸出所得に関する経過規定)

第五條 個人の旧法第二十一條の二第一項に規定する指定期間内の日

を含む各年の当該期間内における旧法第二十一條第一項各号に掲げる取引(以下この条において「輸出取引」という。)による収入金額の合計額が、旧法第二十一條の二第二項に規定する基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る当該指定期間の月数乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合における当該個人のその年中の輸出取引に係る同条第一項各号に掲げる金額の必要な経費への算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前における旧法第二十一條第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し旧法第二十一條の二第一項の規定により必要な経費に算入した金額のうち旧法第二十二條に規定する証明がされなかつた物品の取引に係るものの総収入金額への算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 個人が施行日前にした旧法第二十三條第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされたため同条第三項に規定する事由

が生じた場合における当該取引に係る旧法第二十一條の二第一項各号に掲げる金額の必要な経費への算入については、旧法第二十三條第三項の規定は、なおその効力を有する。

4 施行日前に旧法第二十一條第二項の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対外支払手段による支払があり、かつ、旧法第二十三條第六項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引につき旧法第二十一條の二第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第二十三條第六項に規定する必要な経費に算入されるべき金額に相当する金額の必要な経費への算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(農業所得に関する経過規定)

第六條 新法第二十四條及び第二十五條の規定は、昭和三十六年一月一日以後に生じた新法第二十四條第一項又は第二十五條第一項に規定する農産物に係る所得に対する所得税について適用し、施行日前に栽培を開始し、又は播種若しくは

は植付けをした旧法第二十四條第一項又は第二十五條第一項に規定する農産物に係る昭和三十六年分の所得に対する所得税については、なお従前の例による。

(外国技術使用料課税に関する経過規定)

第七條 旧法第二十八條第一項に規定する者が施行日前に締結された契約に基づき同条第三項に規定する重要外国技術を提供することにより受ける使用料で同条第一項に規定する契約期間内に支払を受けるべきものに係る所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人に関するその他の経過規定)

第八條 旧法第二十九條第一項各号に掲げる者が昭和三十五年十二月三十一日までに支払を受けるべきであつた同項各号に掲げる給与所得に係る所得税については、なお従前の例による。

2 新法第三十一條(同法第三十二條第二項において準用する場合を含む。)及び第三十三條の二第二項の規定は、昭和三十六年一月一日以後に新法第三十一條第一項又は第三十二條第一項の規定に該当す

ることとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡（消滅を含む。以下この項において同じ。）に係る所得税について適用し、同日前に旧法第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

3 新法第三十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同項に規定する者の納付すべき所得税額に係る利子税額について適用する。

4 新法第四十一条の七の規定は、施行日以後に所得税法の施行地に居所を有することとなる同条第一項に規定する非居住者について適用する。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第九条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業

年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定）

第十条 新法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が同日前に開始し、昭和三十六年九月三十日以後に終了するものに対する同項の規定の適用については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和三十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度又は同年四月一日以後に開始する各事業年度」と、そのこえる金額」とあるのは「そのこえる金額（昭和三十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度及び同年四月一日以後に開始する各事業年度）」と、「そのこえる金額」とあるのは「そのこえる金額（昭和三十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度及び同年四月一日以後に開始する各事業年度）」とする。

（法人の減価償却に関する経過規定）

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十一条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第四十二条第一項に規定する重要機械等、旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等又は旧法第四十五条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第四十二条第一項に規定する重要機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）、旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）、又は旧法第四十五条第一項に規定する協同事業用機械等（同項に規定する法人で同日以後に同項に規定する直前事業年度終了の日が到来するもの

に係るものに限り。）を施行日から六月以内にその用に供した場合における当該重要機械等、合理化機械等又は協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、旧法第四十二条、第四十三条又は第四十五条の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第四十四条第一項及び第三項（同条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第四十四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合における当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第四十四条の二の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第五十一条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算について適用

し、法人が、同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十九条第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道で、第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定の適用を受けるものに對する新法第四十九条第二項の規定の適用については、同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第四十三条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条第一項若しくは第四十三条第一項」とする。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十二条 施行日以後最初に終了する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において

て、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額と改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額(改正事業年度の所得に係る価格変動準備金勘定への繰入限度額の計算について改正事業年度を施行日前に終了した事業年度とみなした場合に旧法附則第十三条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額)が、同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の事業年度においては、同項の規定

損金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二第一項の規定により損金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)による改正後の法人税法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

第十三条 法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該期間内における旧法第五十五条第一項各号に掲げる取引(以下この条において「輸出取引」という。)による収入金額の合計額が、旧法第五十五条の二第二項に規定する基準輸出金額に当該事業年度の当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合における当該事業年度の輸出取引に係る同条第一項各号に掲げる金額の

3 施行日前における旧法第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し旧法第五十五条の二第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六条に規定する証明がされなかつた物品の取引に係るものの益金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

4 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十六条の規定により益金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律による改正後の法人税法第十七条の二第一項及び

第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の十を乗じて計算した金額の算定の基礎となる所得等の金額及び同条第二項に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

5 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における更正の請求については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6 法人が施行日前にした旧法第五十七条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされただため同条第三項に規定する事由が生じた場合における当該取引に係る旧法第五十五条の二第一項各号に掲げる金額の損金算入については、旧法第五十七条第三項の規定は、なおその効力を有する。

7 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対外支払手段による支払があり、かつ、旧法第五十七条第六項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引につき旧法第五十五条の二第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第五十七条第六項に規定する損金に算入されるべき金額に相当する金額の損金算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(協同組合の課税に關する経過規定)

第十四条 旧法第五十八条及び第六十一条第一項に規定する法人の昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度の所得に對する法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十一条第一項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合におけるそのこえる金額の益金算入については、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(法人の交際費の課税に關する経過規定)

第十五条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際

費は、なおその効力を有する。

第十六条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際

費は、なおその効力を有する。

第十七条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際

費は、なおその効力を有する。

第十八条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際

費は、なおその効力を有する。

第十九条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際

費は、なおその効力を有する。

第二十条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際

費等については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡に関する経過規定)

第十六条 新法第六十四条及び第六十四条の二(これらの規定を新法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡(消滅を含む。以下この条において同じ。)に係る法人税について適用し、同日前に旧法第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(登録税法の特例に関する経過規定)

第十七条 昭和三十二年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までとの間に旧法第七十七条第二号に規定する指示により交換した塩田の所有権の取得の登記の登録税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、法人の所得のうち配当等に充てた部分に対する法人税を軽減するとともに株主の受ける配当に対する配当控除等についてこれに対応する調整を加え、重要な機械設備等についての特別償却制度の改善合理化を図り、輸出所得控除制度及び交際費の損金不算入制度について所要の調整と簡素合理化を図るとともにその適用期間を延長し、居住用財産の譲渡についての特別控除の制度を新設し、その他利子所得の分離課税の措置並びに航空機についての通行税及び増資の場合の登録税の軽減措置の適用期間を延長する等必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年三月十七日 衆議院會議録第十七号(その二)

三三二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は三十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、四三二二
日報課